

2026 年 6 月期 事業報告書

公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）

目次

2026.6期 事業報告・収支決算の総括	3
I. 自然保護室 2026.6期活動報告	11
II. マーケティング室 2026.6期活動報告	87
III. ブランドコミュニケーション室 2026.6期活動報告	96
IV. 企画管理室 2026.6期活動報告	99

以上

2026.6 期事業報告・収支決算の総括と

中期 5 年成果の総括の報告

■■■総括報告

第 1 号議案 2026.6 期事業報告・収支決算と、中期 5 年成果の総括の報告は、以下の 3 部で報告する

1. 中期 5 年の成果の総括（2022.6 期－2026.6 期）
2. 2026.6 期事業報告の総括
3. 2026.6 期収支決算の総括

■■■ 1. 中期 5 年の成果の総括（2022.6 期－2026.6 期）

中期計画（2022.6 期－2026.6 期）では、大目標を設定し、さらに大目標達成のための具体的な目標 3 つを設定した。

大目標

Nature Positive by 2030 × Carbon Neutral by 2050 への WWF ジャパン・日本の貢献を拡大する。

具体的には、以下の 3 つの拡大を目標とする。

（注 FY とは Fiscal Year（事業年度）で、FY26 は 2026.6 期を表す）

- 1) 環境保全の拡大（事業戦略）
環境保全事業を拡大する。
◆ FY26 Target: 10-12 億円規模
コンサベーションインパクトを最大化する保全支出拡大を目指す。
- 2) 支援の拡大（事業戦略）
個人/法人/ P S P（公的部門）からの収入を拡大する。
◆ FY26 Target: 収入 25 億円規模
支援者の信頼と期待に応える支援収入拡大を目指す。
- 3) スタッフ力の拡大（機能戦略）
人員・組織力の質的量的に拡大する。
◆ FY26 Target：約 100 名
高い専門性とリーダーシップ・マネジメント力を兼ね備えた組織体制を目指す。

■■■ ①「環境保全の拡大」の中期的成果

成果 1) 自然保護事業（環境保全活動）の拡大

- ・自然保護事業規模は、中期的に拡大した実績を上げた。

FY21 5.97 億円（前中期 5 年の最終年度）

FY26 8.97 億円（約 3 億円の事業規模成長）（今中期 5 年の最終年度）

- ・自然保護人員規模は、中期的に約 10 名の人員規模を拡大した実績を上げた。

FY21 35.6 人

FY26 45.8 人（約 10 名の増員）

成果 2) 自然保護事業（環境保全活動）の高インパクトな中期的成果

- ・WWF の強みである 3 つの変容領域「企業変容」「フィールドプロジェクト」「政策アドボカシー」を組み合わせ、高インパクトな環境保全成果を創出した。

主要な中期的環境保全成果を以下に抜粋し報告する。

（成果目標のベースラインと、2026.6 期末達成状況）

（成果のナラティブは、自然保護室報告を参照）

- ・森林分野の中期的成果：

○インドネシアリアウ州の森林減少率 (3% > 0.9%)

○持続可能な木材調達方針策定のゼネコン企業数 (0 企業 > 2 企業)

- ・気候分野の中期的成果：

○SBTi1.5 度目標企業 (11 企業 > 2384 企業)

▲日本のエネルギー構成 (20% > 23%（目標は 45%）)

- ・海洋水産分野の中期的成果：

○持続可能なカツオ巻き網漁業 (0% > 37%)

○持続可能な太平洋クロマグロ漁業（成果ナラティブ）

中長期的に地域漁業管理機関(WCPFC)に対して漁業管理強化を求める政策アドボカシー活動に継続して取り組み、その結果加盟国間での合意を元に国際的資源管理が向上し、太平洋クロマグロ資源が当初目標年より 13 年早く回復目標を達成している。(2024 年)

（中長期的な政策アドボカシー活動が、フィールド（資源）での成果につながるネイチャーポジティブの好事例）

- ・淡水分野の中期的成果：

○持続可能なコットン調達方針策定 (1 企業 > 4 企業)

・野生生物分野の中期的成果：

違法野生生物取引の撲滅対策実施企業 (0 企業 > 3 企業)

・金融分野の中期的成果：

持続可能な投融資方針策定企業（気候分野＋自然分野） (0 企業 > 21 企業)

■■ ②中期「支援の拡大」の成果 個人収入の中期的拡大

・成果（中期 5 年の累積収入の比較（FY17-21 と FY22-26））

・中期的に個人からの総収入を拡大した実績を上げた。(50.5 億>50.7 億)

・個人会費収入を拡大した実績を上げた。(22.3 億>25.3 億)

・個人寄附収入を拡大した実績を上げた。(5.5 億>7.2 億)

・高変動な遺産寄附収入の継続的に獲得した実績を上げた。(17.7 億>14.7 億)

（注 前中期遺産寄附からの累積収入 17.7 億の方が今中期より大きい、FY21 に超大型遺産寄附（7.98 億）受け入れの寄与が大きい）

・課題

・個人会費収入の「貢献利益」が中期的に減少した。(7.1 億>4.9 億)

（注 1.8 億個人システム投資の影響を含む）

・中期的に個人会員の減少が継続した。

■■ ②中期「支援の拡大」の成果 法人収入の中期的拡大

・成果（比較（FY21 実績と FY26 実績））

（FY21 は前中期 5 年の最終年度、FY26 は今中期 5 年の最終年度）

・中期的に法人からの年間総収入を安定的かつ継続的に拡大した実績を上げた。(3.87 億>5.52 億)

・中でも、法人寄附収入（最大セグメント）を拡大した実績を上げた。(2.90 億>4.16 億)

・法人の協働・支援ニーズと収入実績を中期的に分析し、6 種の法人ニーズの収入ポートフォリオに沿って提供価値を中期的に強化し続けている取り組みが、法人収入の中期的拡大につながっている。（詳細な分析分類は、「法人ファンドレイジング（中期の成果）」を参照）

■■ ②中期「支援の拡大」の成果 PSP・補助金収入の中期的拡大

- ・成果
- ・大型公的資金は、中期での獲得は1件にとどまり、中期的に停滞し再チャレンジ中である。

- ・外務省「N連（日本 NGO 連携無償資金協力）」

2024.6 期に 1 件申請し、1 件獲得（インドネシア（約 4400 万円））

2025.6 期に 2 件申請にチャレンジしたが、獲得は 0 件（インドネシア、パキスタン）

2026.6 期に 2 件再チャレンジしたが、獲得は 0 件（インドネシア、パキスタン）

2027.6 期に、一部対象国を変更し、再チャレンジ中（パキスタン、モンゴル）（インドネシア申請は見送り）

- ・民間財団助成金は、中期で新たに大型助成金を複数件獲得し中期的に拡大した。

米国の財団からの大型助成金 3 件の獲得

日本の淡水プロジェクト（1.52 億 4 年）

日本の海洋プロジェクト（1.22 億 4 年）

日本の森林プロジェクト（0.65 億 3 年）

4 件目にあたる日本の淡水プロジェクトを申請中（規模約 1.12 億 3 年）

■ ③中期スタッフ力の拡大の成果（人員・組織力の質的量的拡大）

- ・成果（比較（FY21 と FY26））

- ・事業規模（事業活動支出）の拡大に合わせて、活動を実行する人員規模を拡大

事業規模（14.35 億 > 18.91 億）

人員規模（78 人 > 89 人）（+11 人）

- ・課題と改善

・新中期(FY27-30)では、FY27 の事業規模が（事業活動支出予算が（ 19.1 億））一時的に前年度と比べてダウンサイズしているため、FY27 の事業支出に人件費が占める比率が当初 40%超と前中期より上昇が予測された。そのため、活動費支出と人件費支出の適正なバランスを中期的に取ることが重要となる。（人件費率を中期的に 40%未満に管理）

■ 2. 2026.6 期事業報告の総括

2026.6 期事業報告の総括は、以下の 3 部に分けて報告する。

- 1) 2026.6 期 環境保全活動の進捗と成果（ハイライト）
- 2) 2026.6 期 支援獲得の進捗と成果
- 3) 2026.6 期 スタッフ力向上の進捗と成果

■ 2026.6 期 環境保全活動の成果と進捗（総括）

- ・ 2026.6 期の環境保全活動成果のハイライトのリストは以下の通り。詳しくは、後述の「自然保護室 2026.6 期環境保全・成果報告」に記載。

■ 1 年間の進捗と成果のハイライトのリスト（全 15 点）

（詳しくは、自然保護室報告を参照）

気候変動（2 点）

- ・ 気候重要政策 GX-ETS 排出量取引制度への政策提言、
- ・ 環境省環境表示ガイドラインと企業に向け、グリーンウォッシュ防止の働きかけ

森林関連（2 点）

- ・ 宮城県南三陸町での森林管理向上のための放置林の特定に進捗、
- ・ 森林減少コモディティ生産の改善を働きかけ（天然ゴム、パーム油、カカオ、牛肉）

海洋関連（3 点）

- ・ 持続可能な水産物調達を大手寿司チェーン店と対話、
- ・ 海洋プラスチック問題の一つゴーストギア調査をまとめながら環境大臣に政策提言、
- ・ IUU 問題の一つイカ漁業の国際サミット開催

野生生物関連（2 点）

- ・ 野生生物ペット需要削減キャンペーンの効果測定をし、飼育への反対割合の増加を確認、
- ・ 動物愛護法に動物展示に関する改正を目指し、アニマルカフェの実態調査と感染症リスクを明らかにし、政策提言

淡水関連（2 点）

- ・ 食品飲料セクターの流域保全コレクティブアクションを目指し、2 社とコモディティ調達リスクと流域リスク評価を協働で実施

その他横断分野（4 点）

- ・ （金融分野）65 社の TNFD 開示報告内容を評価した報告書を公表し、開示の課題を提示、
- ・ （生物多様性政策分野）生物多様性国家戦略計画の中間進捗報告に合わせてポジションペーパーを公開、
- ・ （リーダー開発分野）事業を通じた環境保全の起業家育成コース 2 年目を完了し 15 名修了、
- ・ （PSP 分野）令和 7 年度 N 連募集に 2 件応募するも、2 件とも不採択。

■ ・自然保護 3 室の全 11 グループの環境保全活動の進捗

・グループ毎の室長進捗評価

● 7 グループ、概ね良好な進捗

▲ 4 グループ、活動には一定の進展があるが、大きな目標に対する成果が限定的等

■ 0 グループ、体制等根本的な課題があり、立て直し中

・支出予算執行率 73% (自然保護事業活動費 (4.69 億) を執行)

■ ■ 2026.6 期 個人からの支援獲得の進捗と成果

■ 成果 予算と前年実績を上回る個人支援者からの収入を達成した。

・予算比 117% (11.79 億円)

・前年実績比 4%増

・主な収入増の要因は、遺産寄付が 4.48 億円と今中期最高額で大きく貢献した。

■ 課題と改善 中期的個人会費収入減少課題と改善状況

・中期課題：

個人会費収入が 2 期連続減と中期的課題が発生していた。(2023.6 期と 2024.6 期)

・中期改善：

個人会費収入が 2 期連続で下げ止まり微増 (2025.6 期と 2026.6 期)と中期的に改善が進みつつある。

・個人会費単価の継続的向上が、個人会費収入下げ止まり微増に寄与している。

・一方、個人会員数は、純減が中期 5 年連続続いている

(2026.6 期では、純減数約千人、うち入会者 1722 人、退会者 2890 人)

・個人会員の継続率は 94%で堅調に推移

・個人会員新入会者獲得の取り組みに根本的な改善が必要、特に WWF ジャパンと活動の認知、共感形成の強化が新中期計画の強化点である。

■ ■ 2026.6 期 法人からの支援獲得の進捗と成果

・成果

年間 5.52 億円の大きな法人支援を確保するものの、予算目標には未達、前年比マイナス。

・予算比 92% (5.52 億円)

・前年実績比 -8%

・法人収入の一時的減少の主な要因

他国の WWF が獲得した法人パートナーシップ契約に基づき、その中でも日本市場を重

視する企業が WWF ジャパンに寄付するタイプの収入見込みがある法人寄附（約 0.5 億円）が、入金が次年度 FY27 入金の見込みとなったため。そのため、次年度にはその寄付金額獲得の見込みは高い。

■■ 2026.6 期 公的部門等（含む補助金等）からの支援獲得の進捗と成果

・成果

・外務省「N連（日本 NGO 連携無償資金協力）」の結果

2026.6 期に 2 件再チャレンジしたが、獲得は 0 件（インドネシア、パキスタン）

2027.6 期に、一部対象国を変更し、再チャレンジ中（パキスタン、モンゴル）（インドネシア申請は見送り）

・民間財団助成金は、大型中型助成金を獲得の実績と申請中

米国の財団へ、4 件目にあたる淡水プロジェクトを申請中（3 年約 1.12 億規模）（淡水グループ）

米国の財団からグリーン鉄サプライチェーン推進プロジェクトで助成金を獲得（2 年 4200 万規模）（気候グループ）

日本の財団から気候変動への取り組みと環境起業家育成と中高生教育活動に助成金獲得（1 年 3000 万規模）（気候グループ・開発グループ）

米国の複数の財団から IUU 漁業撲滅等の活動に獲得（1 年約 3000 万規模）（海洋水産グループ）

■■ 2026.6 期 スタッフ力向上の進捗と成果、課題と改善

スタッフ数

・計画 97 人

・結果 89 人（前年実績と同人数）

■■■ 3. 2026.6 期収支決算の総括

事業活動収入

予算 19.51 億円

決算 18.93 億円（進捗率 97%）

事業活動支出

予算 22.11 億円

決算 18.91 億円（進捗率 86%）

事業活動収支差額

予算 -2.60 億円

決算 -0.08 億円

特定資産残高

期末の特定資産残高は、6.02 億円

今後 2027.6 期から 2030.6 期の 4 年間で、中期的な事業活動に計画的に支出する。

（個人エンゲージメント事業、環境保全事業、その他 4 年中期経営戦略上重要な活動に充てる）

（以上）

自然保護室 2026.6 期活動報告

● 1：自然保護活動の全体像

- ・ 2026.6 期は、現中期計画（2021.7～2026.6：5 カ年）の最終年度にあたる。
- ・ 各グループの活動計画は、2つの大目標に関連した設計を行ない、ネイチャーポジティブおよび脱炭素に貢献する取り組みとして実施。

● 2：各グループ 2026.6 月期の活動目標と計画の概要

- 1) 気候・エネルギーグループ
- 2) 森林グループ
- 3) 海洋水産グループ
- 4) 野生生物グループ
- 5) 淡水グループ
- 6) 金融グループ
- 7) マーケット・グループ
- 8) フード・グループ
- 9) PSP グループ
- 10) 生物多様性政策グループ ※本年度よりグループ名変更
- 11) 環境・サステナビリティリーダー開発（ES リーダー開発）グループ

1：自然保護活動の全体像

中期目標 1：生物多様性回復 2100

- ・ 2100 年までに、世界の生物多様性を 2010 年の水準まで回復させる。そのために
- ・ 2030 年までに、生物多様性の劣化を「反転」させ、回復に向かわせる。
※WWF ネットワークでは本目標を、劣化を示すカーブを反転させ、良い方向に向かわせるという意味で、“Bending the Curve”もしくは“Nature Positive by 2030”と呼んでいる。

中期目標 2：脱炭素社会 2050

- ・ 2050 年までに、世界の二酸化炭素の排出ゼロを実現する。そのために、

- ・ 2030 年までに、日本の温室効果ガスの排出量を約 50%削減する。

2：各グループ 2026.6 月期の活動報告

1) 気候・エネルギーグループ 活動報告

気候・エネルギーグループでは、気候変動政策に対する提言（国内・国際）、企業への働きかけ、地域が主体となった温暖化防止の促進、金融分野との連携強化、自治体や市民団体などを含む「非国家アクター」による取り組みの強化を推進した。

【プロジェクト 1】政府へのアドボカシー（国内・国際）

地球温暖化防止の国際的な約束「パリ協定」の目標である「1.5 度目標」を達成するため、協定のルールが十分な内容で合意されるよう、国際社会への働きかけを行なう。また、日本国内では二酸化炭素排出の大きな要因である、石炭の使用をやめ、再生可能エネルギーを主力としたエネルギーミックスを実現し、省エネを促進するカーボンプライシングなどの有効な政策導入や法整備を目的として、政府への提言に取り組む。

（中期目標）

1. エネルギーミックスで再生可能エネルギーが主力化し、石炭がフェーズアウトしつつあること
2. パリ協定のルールが環境十全性の高い形で決まり、遵守されていること

（2026.6 期 目標）

- 1-1. 2035 年にむけた日本の国別排出削減目標（NDC）が、66%削減を最低限とする形で「高みを目指す」旨が盛り込まれていること。（達成度：△）
- 1-2. 屋根置き太陽光パネルの設置標準化や、ソーラーシェアリングの促進、または自然環境に配慮した自然エネルギー開発のためのゾーニングの設定を促進する法制度、また石炭火力発電所の廃止計画の策定について、政府の審議会で議論が始まっていること。（達成度：△）
- 1-3. 政府の GX-ETS（GX 推進法に基づく排出量取引制度）の実施指針に、NDC に基づくキャップ設定や上限価格設定、その他の実効性向上策が盛り込まれること。（達成度：△）
- 1-4. 外部有識者等の意見も取り入れ、今後の WWF の『脱炭素社会に向けた 2050 年ゼロシナリオ（エネルギー・シナリオ）』のあり方について結論を得ること。（達成度：△）

- 2-1. 「パリ協定」6 条の実施に関するルール形成において、オフセットや除去、中立化をめぐる国際ルール環境の健全性が保たれること。（達成度：○）
- 2-2. 国連気候変動枠組み条約の締約国会議（COP）における、非国家アクターの取り決めや、デファクトスタンダードを日本国内で伝え、日本政府の国別削減目標（NDC）を超えるような、より野心的な削減行動をとる各業界のシンボル企業が複数でていること。（達成度：○）
- 2-3. 世界主要国が次期 NDC を 2025 年 9 月までに国連に提出し、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の示す 2035 年までに 60%排出削減(2019 年比)に、全体として近づくような機運が高まっていること。そのためにも日本の NDC が現状の 60%（2013 年比）を超える高みを目指すことが発表されているか、示唆されていること。（達成度：○）

（2026.6 期に実施した主な活動）

- ・ 2025 年 8 月：山陰合同銀行・ごうぎんエナジーの取り組みを取材し、専門誌に掲載

気候変動対策に欠かせない再生可能エネルギーの開発を、地域の発展の原動力とする地方銀行、山陰合同銀行の取り組みを取材し、同行による再エネ子会社の設立や、その経緯と現状を紹介する記事を掲載。詳細な取材内容は日報ビジネスの「隔月刊 地球温暖化」に掲載された。

- ・ 2025 年 8 月：日本政府に対して太陽光パネルのリサイクル義務化を求める声明

日本政府がこれまで検討してきた内容での太陽光パネルのリサイクル義務化を断念したと発表したことを受け、これを問題視する他の団体・機関と共同声明を発表。政府に対し、次期臨時国会で拡大生産者責任を前提とした太陽光パネルのリサイクル義務化法案の提出を求めた。

- ・ 2025 年 10 月：新政権に地球温暖化対策を早急に強化するよう求める声明

2025 年夏期の熱中症による搬送者数は初めて 10 万人を超えたほか、野菜の価格高騰やコメの品質劣化など異常気象の影響は拡大している。発足した高市新政権に対し、国民と自然を守るため、地球温暖化対策を最優先事項に位置づけ、抜本的に強化するよう、特に 3 つの政策の推進を求める声明を発表した。

- ・ 2025 年 11 月～2026 年 4 月：太陽光パネルリサイクル義務化の署名活動を展開

将来発生する太陽光パネルの大量廃棄が問題となる中、政府は 2024 年から検討してきたパネルリサイクル義務化を断念。そこで Climate Action Network（CAN）Japan による署名活動を促進し、適切な資源循環のもと太陽光発電が進められるよう賛同を求めた。2026 年 1 月 19 日までに署名は 41,000 筆を超え、これを環境省と経産省に提出。1 月 23 日には国のリサイクル検討審議会が再開され、新たな方針案が示された。署名は 4 月まで継続し、4 月、市民から寄せられた計 9 万 9,640 筆の署名（第 1 回提出と合算）を環境省および資源エネルギー庁に提出した。

- ・ 2025 年 11 月：国連気候変動枠組条約締約国会議 COP30 が開幕、現地から情報発信

ブラジルのベレンで開催された国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議（COP30）に参加。2035 年に向けた各国の新削減目標がいかに 1.5 度に近づくか、WWF では交渉の前進に向けて働きかけを行いながら、会議の内容や会場周辺の動き、さらに非国家アクターのアクションなどについて、現地からウェブや SNS で情報を発信した。

- ・ 2025 年 12 月：排出量取引制度（GX-ETS）の 2026 年度導入に向けた声明

経済産業省が排出量取引制度（GX-ETS）の 2026 年度からの導入に向けて中間整理を取りまとめ、これに対して声明を発出。制度の導入は評価しつつ、炭素価格の上限や、割当量と削減状況の確認・評価で不十分な点を指摘し、早期改善と排出削減効果の強化を強く求めた。

- ・ 2026 年 2 月：衆院選公約、温暖化対策とネイチャーポジティブの各党比較

2 月 8 日の衆議院選挙を前に、各政党の気候変動・エネルギー政策とネイチャーポジティブ目標についての公約を比較して発信。企業などの取り組みが進み、政府には中長期的な方向性を示す役割が期待される中、有権者が政党を選択する際の重要な観点として活用を呼びかけた。

- ・ 2026 年 5 月：太陽光リサイクル法案の参議院審議で参考人質疑に登壇

太陽光パネルリサイクル（新法）の審議が参議院環境委員会で実施され、同法に対する意見陳述のため参考人として登壇。気候変動対策に向け、今後も太陽光発電を進める上で本法案の早期実施に加え、将来的には拡大生産者責任に基づき義務化を強化することの重要性に言及した。

【プロジェクト 2】自治体の取り組みの促進と活用

「パリ協定」の実現を求める自治体や企業、市民団体といった、非国家アクターによる連合体「JCI（気候変動イニシアティブ）」などの取り組みを通じた、自治体の温暖化防止の拡大を目指す。特に、2050 年までに CO2 の排出ゼロを宣言する自治体を増やし、その具体策を支援すると共に、こうした非国家アクターの動きと要望を通じ、政府への働きかけを強化。国の政策としての、再生可能エネルギー拡充の実現を目指す。

（中期目標）

1. 2050 年ゼロ宣言をした自治体が、1.5 度に見合う中間目標、行動計画を作り、具体的対策を開始していること。
2. WWF ジャパンが、政策や施策事例作り、情報提供などで支援を行なった地域で、国の補助金に依存せず独立採算のとれる脱炭素施策を、2 つ以上実現すること。
3. WWF ジャパンが実施する JCI の活動などを通して、自治体が 2050 年ゼロを達成するために必要な政策（再エネ拡充等）について、独自にあるいは他の自治体などと共に政府に

要望を伝え、それによって実際に政策に影響を与えていること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 2050 年排出ゼロの実行計画を改定する自治体が、「パリ協定」の 1.5 度目標に整合する、2035 年削減目標（2019 年比 60%以上）を策定していること。（達成度：△）
- 1-2. 地域において再エネ導入、利用を促進する自治体に関わるプロジェクトが広がっていること。（達成度：△）
- 2-1. WWF が支援するソーラーシェアリング事例の発電施設の諸元が決まり、ファンディングが確定し、かつ許認可と系統接続の事前検討が完了していること。（達成度：△）
- 2-2. ネイチャーポジティブに資する再エネ導入への提言・レポートが公表されていること。（達成度：△）
- 2-3. 環境省が発行する予定の新しい、包括的な気候変動影響評価報告をベースとした、より分かりやすい訴求資料が公表されていること。（達成度：△）
- 2-4. 全国の中高生対象にしたワークショップを開催すること。（達成度：△）

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月：温暖化対策の評価・支援プログラム「OPCC」で自治体参加を募集
WWF が隔年で主催する、自治体参加型の国際プログラム「ワン・プラネット・シティチャレンジ（OPCC）～地球 1 個分で暮らせる都市づくり～」の参加を募集。これは、自治体の削減目標や温暖化対策計画をパリ協定の「1.5°C 目標」の水準と照らして評価し、フィードバックするもので、特に優秀な自治体を表彰するもの。
- ・ 2025 年 9 月：太陽光発電の適切な開発に対する WWF ポジションペーパーを改定
2019 年に策定・公表した WWF ジャパンの「太陽光発電の適切な開発に対するポジション」を改定。各地で問題となる太陽光開発が散見される状況を踏まえ、法令順守だけに留まらない、地域環境に十分な配慮がされた開発のみが進められるよう、事業者や自治体関係者が確認すべき重要なポイントを指摘した。
- ・ 2025 年 11 月～2026 年 2 月：中学・高校生向けワークショップを実施
中学・高校生向けに、気候変動と再生可能エネルギーに対する理解を深め、自ら考えてもらう、問題解決型のワークショップを開催。地球温暖化の影響や再エネの重要性についての講義後、「地域と共生した再エネ」をテーマにグループで議論を行なった。当日は 20 名が参加。2026 年 1 月、2 月にも同様の内容で開催した。

【プロジェクト 3】企業の政策スタンスー気候変動イニシアティブ（JCI）の活用

「パリ協定」の実現を求める日本国内の自治体や企業、市民団体などの非国家アクターの連合体「JCI（気候変動イニシアティブ）」の取り組みを通じ、企業に「パリ協定」の内容に沿った温暖化防止の目標設定を行なうよう働きかけ、その実現を目指す。また、こうした積極的な取り組み

を志向する企業や業界の変化を通じ、日本政府としての気候変動政策が改善され、「パリ協定」に沿ったものとなるよう求めていく。

(中期目標)

1. 日本企業が政府に対して声を上げることで、1.5°C実現を含むパリ協定に沿った気候変動政策にシフトしていること
2. 多くの日本企業がパリ協定に整合する中長期目標を持ち、実現のための具体的な取り組み事例が増加していること

(2026.6 期 目標)

- 1-1. JCI を含む企業イニシアティブや個別の企業から、政府に積極的な気候政策を求める声が継続的に出ている、または増えていること。(達成度：△)
- 1-2. 政策に対して声を上げることに協力的なオピニオンリーダー候補が、JCI メンバーから発掘できていること。(達成度：△)
- 1-3. 政府や議員との対話が継続していること。(達成度：△)
- 2-1. JCI の活動を通じた、新たな企業の取り組み事例が生まれていること。(達成度：○)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 8 月：JCI と GCNJ による「気候変動と人権」をテーマにしたセミナー開催

環境と人権に対する課題への企業の責任が拡大する中、JCI とグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ) が、気候変動と人権をテーマにしたオンラインセミナーを共催した。800 名近くが参加し、WWF からスタッフが登場。環境と人権問題の縦割りを解消した、相乗効果を狙う取り組みが強調された。

- ・ 2025 年 9 月：JCI として Climate Week 2025 に参加

ニューヨークで開催された Climate Week 2025 に参加し、ステークホルダーとの情報交換を行った。気候変動対策に否定的なアメリカ政府の方針にもかかわらず、同国を含む世界中の企業の脱炭素に向けた勢いが伺える機会となった。

- ・ 2025 年 10 月：国連特別報告書の日本語版発表記念シンポジウムを開催

パリ協定採択以降、自然エネルギー発電が拡大し、世界が化石燃料に依存したエネルギーシステムから離脱する転換点にあるとした国連特別報告書 (7 月発表) の日本語版の発表を受け、JCI と自然エネルギー財団の共催で記念シンポジウムを開催した。

- ・ 2025 年 11 月：気候変動アクション日本サミット (JCAS) 2025 を開催

1.5 度目標の達成に向け行動加速が急務となる中、JCI は気候変動アクション日本サミット (JCAS) 2025 を開催。「気候変動はどれほど深刻なのか」「逆風下の再生可能エネルギー調達：先進企業の挑戦と展望」「世界、そして日本が進むべき道筋」の 3 つをテーマに、多様なセクターの参加者が議論を深めた。

- ・ 2026 年 1 月：気候変動対策に貢献するスポーツの役割を議論するイベントを開催

近年、スポーツを気候変動対策の推進に貢献させる動きが加速。JCI と一般社団法人 SDGs in Sports の共催で、スポーツ分野のサステナビリティの取り組みについてイベントを開催し、国際イニシアティブ「Sport Positive」による事例紹介、関連企業やスポーツクラブを招いたパネルディスカッションを行った。

- ・ 2026 年 3 月：気候政策の第一人者ネイサン・ハルトマン氏との対話会を実施

国際的な気候政策の第一人者であるネイサン・ハルトマン氏の来日に際し、JCI メンバーとの対話会を開催。米国政府の気候政策が後退する中、米国や世界の最新動向や、非政府アクターによる活発な動きや施策、連携などについて直接学ぶ貴重な機会となった。

- ・ 2026 年 6 月：環境表示ガイドラインの改定を受け、企業を対象にセミナー開催

3 月の環境表示ガイドラインの改定を受け、改定にかかわった関係者や実務に携わる企業の担当者を招き、対面とオンラインのセミナーを実施。ガイドラインの内容と意義を解説するとともに、企業の対応事例や活用方法を議論した。対面 52 名、オンライン 395 名が参加。

【プロジェクト 4】脱炭素に向けたビジネス連携

地球温暖化（気候変動）の抑止につながる、対策やビジネスを志向する企業への投融資を強化する一方、石炭など温暖化を加速させるビジネスへの資金の流れを絶ち、産業界全体で「パリ協定」に即した温暖化防止を促進するため、機関投資家などの環境に対する関心を高め、投融資の方針を策定するよう働きかけを行なう。また、企業向けに、SBTi や TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）などについての情報提供を行なっていく。

（中期目標）

1. WWF ジャパンが対企業向けの直接の働きかけ、報告書の発表、セミナーの開催等を行うことによって、日経平均株価構成企業のうち SBT 取得またはコミットしている企業が 60%を超えること。
2. SBTi のネットゼロ基準承認を得ている日本企業の数が、50 社になっていること。
3. 企業による脱炭素の最先端の取り組みの在り方を提示し、直接働きかけることで、Climate Savers や、それに類した企業との協働パートナーシップが新規で 2 つ成立していること。
4. 金融機関による取り組みの重要性を知らせる、出版物やイベントなどを通じ、SBTi 承認を得た日本の金融機関の数が増えること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. 日経平均構成企業における SBT 浸透率（※認定取得またはコミット）が 60%に達すること。（達成度：○）
- 2-1. SBTi ネットゼロ基準認定を受ける日本企業が、100 社に達すること。（達成度：◎）

- 3-1. クライメート・セイバーズの取り組みの一環として、特定の企業がアドボカシー活動を実施していること。(達成度：○)
- 3-2. WWF ネットワークの CBN (Climate Business Network) と企業の連携を通じて、日本における CBN 活動を実施していること。(達成度：○)
- 3-3. WWF-企業間の協働パートナーシップの候補を特定できていること。(達成度：○)
- 4-1. 金融機関向けの SBTi について、アセットマネージャーを中心に働きかけを実施すること。(達成度：△)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 9～11月：環境への取り組みを進める戸田建設を訪問し取材、専門誌に掲載
30 年以上前から環境課題への対応を始めた戸田建設は、「エコ・ファースト企業」の認定を受けた 2010 年頃から気候変動への取り組みも加速させ、国内の建設業界で初めて SBT 認証を取得。環境対応を事業に活かす取り組みについて聞いた訪問記が日報ビジネス『隔月刊 地球温暖化』前編 9 月と後編 11 月に掲載された。
- ・ 2025 年 11月：SBTi「企業ネットゼロ基準」最新の改定ポイントをウェビナーで解説
11 月 6 日に SBTi が発表した企業ネットゼロ基準改定の最新版ドラフトについて、SBTi のステークホルダー・エンゲージメント・マネージャーを招き解説するウェビナーを開催。当日は大企業関係者を中心におよそ 380 名の参加があり、改定内容について理解を深めた。
- ・ 2026 年 6月：全国 11 のイケア店舗で気候変動を考えるセミナーを開催
全国 11 のイケア店舗とつなぎ、オンラインにて「暮らしの中の気候変動」セミナーを一般向けに開催。WWF スタッフが登壇し、気候変動の現状や、生態系・社会・生活への影響について、クイズも交えながらわかりやすく解説したほか、気候変動対策に取り組むストア運営の工夫も紹介した。
- ・ 2026 年 6月：環境を企業選びの軸にする就活生を応援「環境サステナ就活ナビ」始動
環境への想いを就職活動に活かしたい学生のための企画「環境サステナ就活ナビ」を始動。特設サイトでは、企業の取り組みで見るべきポイントなどを解説するほか、環境への取り組みを重視して就職活動を下先輩たちのインタビュー記事を掲載。初の対面イベントも開催し、参加した学生から好評の声が多く寄せられた。

【プロジェクト 5】メディア戦略：スクールパリ協定等

「パリ協定」をはじめとする、地球温暖化（気候変動）に関する複雑な国際合意や、その目的、背景などについて、日本のメディア関係者の正しい理解を促進し、WWF が考える対策のポイントや懸念点を伝えるための勉強会を開催。WWF の気候変動の専門家をはじめ、外部の関係者や研究者もゲストとしてお招きし、世界の気候変動対策の最前線について情報提供しながら、特定の国や産業の視点に偏らない報道の実現を目指す。

(中期目標)

1. 国連気候変動枠組み条約の COP（締約国会議）関連以外の気候エネルギー関連記事においても、WWF のアイデアや意見を取り入れた記事が増えること。
2. WWF の執筆した記事が、環境以外の主流経済誌などに年間数件以上掲載されていること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 勉強会「スクールパリ協定」や JCI、CAN ジャパンとの連携記者セミナーなど、報道関係者向けのキャパシティ・ビルディングを行ない、WWF の主張をふまえた記事が発信されること。(達成度：○)
- 2-1. WWF のスタッフがインタビューされ、その見解が反映された記事が年間 3 本以上、主要紙に掲載されていること。(達成度：○)
- 2-2. 社会的な関心が高まったタイミングで、タイムリーに WWF の見解を明らかにした寄稿記事が、主流経済誌に年間 5 本以上掲載されていること。(達成度：○)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 10 月：スクールパリ協定プラス 2025 勉強会（基礎編）ウェビナーを開催

2025 年 11 月にブラジルのベレンで開催される気候変動に関する国連会議（COP30）に先立ち、その注目点について基礎から分かりやすく解説するウェビナー「スクールパリ協定プラス 2025～脱炭素に関するシリーズ勉強会～気候変動に関する国連会議 COP30 の注目点 基礎概要編」を開催。

- ・ 2025 年 10 月：スクールパリ協定 メディア向け勉強会（詳細編）を開催

COP30 の詳細を解説する、メディア向けの勉強会を開催。アメリカの州政府や企業などの動き、気候資金目標をどのように具体化していくかといった課題や、アマゾンでの開催にこだわった議長国ブラジルの森林保全や大豆生産など食料システムの変革について紹介した。

- ・ 2025 年 12 月：スクールパリ協定プラス勉強会で COP30 報告

COP30 の結果を踏まえ、スクールパリ協定プラス 2025 脱炭素に関するシリーズ勉強会をオンラインで開催。化石燃料からの転換や森林破壊の停止・回復など重要な提案が不採択となった結果やその位置づけ、現地の様子や今後の期待などを解説した。企業を中心に 487 名が参加した。

- ・ 2026 年 5 月：生物多様性スクール「自然や地域と共生する再エネ」を開催

再生可能エネルギーの普及拡大が急務の中、自然環境を壊すような一部の発電事業が問題に。生物多様性保全との両立、地域に受け入れられる再エネ普及をテーマに、生物多様性スクールをオンラインで開催。現状や解決の方向性について参加者と考えた。726 名が参加登録。

【プロジェクト 6】海外への化石燃料インフラ輸出の転換

本プロジェクトについては、活動の規模、他のプロジェクトとの連携を考慮し、独立したプロジェクトとしての継続を一旦保留する。

(中期目標)

1. 日本のエネルギー基本計画から石炭の海外輸出推進に関する記載がなくなること。
2. 日本の金融機関が、パリ協定と整合した投融資方針を策定すること。
3. 日本企業による海外への再エネ輸出がモメンタムを得、主流（BAU）となっていること。

(2026.6 期 目標)

- ・ なし

(2026.6 期 活動報告)

- ・ なし

2) 森林グループ 活動報告

森林グループではこれまで、日本で消費されるパーム油や天然ゴム、紙や木材の生産によって損なわれている、海外の保全価値の高い森林生態系を守る活動に取り組んでいる。そのフィールドとして、現・中期計画では、東南アジアの熱帯林に加え、南米、オーストラリア、アフリカの森林を対象地として追加。また、企業による原料調達の改善を進めるプロジェクトとして、牛肉、大豆、カカオなどの製品についても、持続可能な生産と消費を目指す取り組みを展開した。

【プロジェクト 1】インドネシア・スマトラ島：マルチステークホルダー・アプローチによる森林と野生生物の保全（インドネシア）

日本が長年、紙や木材、パーム油、天然ゴム等の輸入・消費を通じて、その破壊に関与してきたインドネシアのスマトラ島の熱帯林を保全するため、現地の取り組みを支援する。地域住民や地方政府との協力のもと、森林破壊を伴わない持続可能な農林業の推進、森の恵みを活かした生計手段の確保、野生生物の生息地保全を実施。そのノウハウを地域に移譲しながら、支援の終了後も自立した活動が継続し、森林破壊ゼロを達成することを目指す。

(中期目標)

1. 地域住民・地方政府との協働を強化することで森林減少の要因が低減し、Zero Deforestation（森林破壊ゼロ）に近づくこと。

(2026.6 期 目標)

1-1. リアウ州・ジャンビ州で持続可能なパーム油・天然ゴム生産が進展・拡大すること。(達成度：◎)

1-2. ESD（持続可能な開発のための教育）と持続可能な地域づくりが拡大すること。(たあ制度：△)

1-3. 西スマトラ州の森林再生地において ICT 企業との技術連携が完了し、次の展開が立案されること。(達成度：◎)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月：「世界トラの日」に上野動物園で中高生向けトライベントを共催

WWF が森林保全に取り組むスマトラ島に生息するスマトラトラの危機と、日本でできるアクションを中高生に伝えるイベントを、上野動物園と共催。動物園側が、獣舎でトラの特徴や生態を解説した後、WWF がトラの現状や課題、大人になったらできること等について伝えた。40 名の定員に 80 名の応募があった。

- ・ 2025 年 12 月：RSPO 認証の維持とリジェネラティブ農業に向けたベースライン調査実施

支援対象農家の RSPO 認証監査が完了し、認証農家数と面積は前年と同数を維持。ネイチャーポジティブを目指す次期中期の新たなリジェネラティブ農業パイロットの準備として土壌のベースライン調査を実施。

2025 年 12 月：小規模農家に対して持続可能な天然ゴム生産のトレーニングを実施

2024 年の農業指導者育成トレーニング（Training of Trainers）により指導者となった 14 名の農家が他の農家に対して 15 名×7 グループのトレーニングを 2 日間にわたり実施。また、ゴムノキやドリアン、コーヒーを混植したアグロフォレストリーのモデル農園の立ち上げを完了した。

- ・ 2026 年 2 月：インドネシアでの森林保全活動の成果を報告

2021 年から 5 年間にわたり、WWF ジャパンが手掛けるインドネシアでの森林保全活動をご支援くださってきた宗教法人「生長の家」の関係者を訪問。支援の最終年にあたり、これまでの活動について報告した。同法人では、自家発電によるオフィスのオフグリッドや、広葉樹の植林などを手掛け、環境にやさしい生活をめざしている。報告では、今残っている自然の森を守るため、農地への転換を防ぎつつ、すでに破壊や劣化が起こってしまった土地については森林再生にも力を入れていることを説明。ご質問や関心事についての応答を重ね、取り組みへのご理解をいただいた。今後の協力についても協議していく。

- ・ 2026 年 5 月：セイコーエプソンとのパートナーシップ、第 2 フェーズが開始

2023 年 3 月に始まった WWF とセイコーエプソンとの 3 年間の森林分野の国際・コーポレート・パートナーシップが更新され、新たな 3 年間の第 2 フェーズが開始した。本フェーズでは、森林減少が深刻かつエプソンの事業ともつながりがあるインドネシア、タイ、ブラジルの 3 カ国での活動に注力する。

- ・ 2026 年 6 月：協生農法パイロットの第 2 フェーズが完了

本活動の目的は森林再生（植林）活動の効率化と村民の果樹以外の収入源の創出である。スンガイ・アブ村での方式では、植林エリア全体で雑草管理するのではなく、植樹した苗木の半径

1m 以内のみ雑草管理を行う、もしくはアクセスのよい場所では雑草を管理した上で協生農法による野菜の栽培を行うことで、雑草管理を省力化でき、かつ野菜を追加的に得ることができた。こうした結果を受けて、村人が自律的に協生農法を実践するためのガイドラインを策定。同村の他の村人も協生農法に挑戦したり、他村でもデモプロットを作成するなど、普及の芽が出つつある。

【プロジェクト 2】ボルネオの森林保全（インドネシア）

日本にも多く輸入され、使われているパーム油（植物油）の原料となるアブラヤシの農園拡大により、ボルネオ島で続く熱帯林の消失をくい止めるため、小規模農家への生産改善支援プロジェクトを実施。農業の効率化を進め、新たに森を壊さずとも、生産量を増やせる取り組みを支援する。また、こうした活動の拡大に向け、地方政府とも連携。新たな土地管理計画の実施などを通じ、2023 年までに 500 万 ha の森の保全を目指す。

（中期目標）

1. 2025 年までに、小規模農家プロジェクトを紹介し、より多くの日本企業や消費者の関心を得て支援獲得につなげること。

また、2025 年までに、これまでの 1 つの農家グループの支援から横展開していけるように、県内で持続可能な生産を促進する法律の制定を支援すること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. 西カリマンタン州で持続可能なパーム油生産が促進されること。（達成度：◎）
- 1-2. 日本国内でアブラヤシ小規模農家の関心度を高める。（達成度：◎）

（2026.6 期に実施した主な活動）

- ・ 2025 年 10 月： Regenerative Palm Oil の生産パイロット事業を実施

次期中期戦略において「Regenerative Palm Oil」を活動の軸とするためパイロット事業を実施。WWF インドネシアのジャカルタと西カリマンタンの担当者と協議の上、小規模農家が植え替えを含む管理計画を策定・保有することを成果指標とし、Regenerative Agriculture をその手段の一つと位置づける方針で合意した。

【プロジェクト 3】サラワク木材に関する Eyes on the Forest 支援（マレーシア）

日本に輸出される木材などの生産により、森林破壊が続いてきたマレーシアのサラワク州において、企業が伐採権を所有する地区内で、貴重な生態系がのこる森（HCV）の調査を促進する活動を支援。デジタルマップに調査結果をまとめ、保全すべき森林を監視できる体制づくりを進める。また、サラワク州で操業する木材伐採企業に対し、材を買い付けている日本企業からも、HCV の調査と保全の強化を求めるよう促す。

（中期目標）

1. サラワク州内の木材コンセッション（伐採権が認められている林地）において、HCV（保護価値の高い地域）の区分調査の進捗が、デジタルマップにより監視できるようになっていること。
2. サラワク企業に対し、HCV のアセスメントの強化を求める日本企業が増えること。

（2026.6 期 目標）

1-1. 2024 年 12 月で完了。

2-1. サラワクの伐採事業者に対し、日本のゼネコンや商社からの市場を介した圧力が増すこと。（達成度：◎）

（2026.6 期に実施した主な活動）

・ 2026 年 6 月：日本のゼネコンやディベロッパーが木材調達方針を策定大手ディベロッパーやゼネコンに木材デューデリジェンスの支援をおこない、複数社がサラワク州を含む型枠合板の調達に取り組む方針を策定し、発表した。

【プロジェクト 4】メコン - Dawna Tenasserim Landscape（DTL）南部における国境を越えた森林・野生生物の保全（ミャンマー、タイ）

日本で消費される天然ゴムの主要な生産地、インドシナ半島のメコン地域で、ゴム農園の急速な拡大に伴う森林破壊が生じていることを受け、タイ、ミャンマーの国境を中心とした地域で、日本企業が生産・調達している天然ゴムの持続可能な生産を支援。さらに、地域を代表する絶滅危惧種のトラを調査・保全する取り組みを展開する。森に配慮した天然ゴムのサプライチェーンの形成と、トラの個体数回復を目指す。

（中期目標）

1. 日本企業による生産・調達、もしくは日本で消費される天然ゴムが、森林破壊を伴わない形で実現し、そうした製品を扱うサプライチェーンのモデルケースが形成されていること。
2. インドシナトラなど野生生物の生息状況や脅威が DTL 南部において把握され、保全計画が策定・実施されていること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. サプライチェーンの上流と下流、それぞれのステークホルダーとの協働が進展していること。（達成度：◎）
- 1-2. カンボジアにおいて東部平原地帯（EPL）の天然ゴム小規模農家の状況が改善していること。（達成度：○）
- 2-1. タイとミャンマーの国境地帯テナセリムでの、コリドー（緑の回廊）によるトラの保全活動が改善すること。（達成度：◎）
- 2-2. タイで保護区から民地に出没してくるゾウの早期警報システムを確立するため、ITC 企

業との技術連携が実施に向け進展していること。(達成度：◎)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 12 月： タイの森で生まれた子トラが成獣に 保全の成果を報告

2023 年末にタイのクロンラン国立公園の森で生まれたオスの子トラ「ガンマ」の成長と、その調査の記録をまとめた記事を公開。独り立ちしてから数カ月の後、ガンマを再びカメラトラップで捉え、成獣となったその姿を確認した経緯を、森の回復とトラ保全の象徴として紹介した。

- ・ 2025 年 12 月： タイの森で生まれた子トラが成獣に 保全の成果を報告

主要活動地の Mae Wong 国立公園、Khlong Lan 国立公園では、トラの個体数は増減がなく、成体の生存率は高いものの繁殖率が低くなっており、餌となる動物の少なさが要因と推定された。そのためさらなる草食動物の飼育下繁殖・リリースの強化が重要であることから、サンバーに加えて、バンテン、ターミンジカ、ゴラルのリリース計画を策定した。

【プロジェクト 5】 オーストラリアの森林保全 (オーストラリア)

2019 年に発生した大規模な森林火災により焼失したオーストラリアの森林を回復し、生息環境を広く失った野生生物の保全を、日本から支援する。この取り組みでは、コアラなどオーストラリア固有の有袋類を始めとした絶滅危惧種の保全活動を支えるほか、日本が輸入・消費している牛肉の生産が、森林開発とも関係していることから、生産国と消費国をつないだ生産改善の取り組みの必要があるかを検証していく。

(中期目標)

1. 2025 年までに、牛肉に関係する業界団体との関係を構築し、生産地と消費国をつなぐ活動体制を整えて実施することで、牛肉の生産による森林破壊率を減少させること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. WWF オーストラリアが推進する、Koalas Forever (コアラおよび生息地の森林保全活動) および、Towards 2 Billion Trees (大規模森林火災からの回復) への支援すること。
(達成度：○)
- 1-2. オーストラリアにおけるサステナブルな畜産をめざす取り組みの一環として、これに関わる日本企業の土地利用の変化に関連した炭素算定に役立つ情報を収集すること。
また、農場トレースおよび森林破壊有無の検証プロジェクトに関する WWF オーストラリアの意見共有、アドバイザーサポートを得ること。(達成度：○)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 11 月： オーストラリアの植生モニタリングシステムの企業向け紹介セミナーを実施

9 月にオーストラリア国立大学による植生プラットフォーム (=VMAP) がリリースされ、初期機能として森林面積データセット (森林喪失データ) が実装された。その後、12 月までに森林増加データの提供も実装され、植生被覆データセット (森林に限らない木本植生) ・陸域炭素モデ

ルが開発中となっている。11月には、日本で主にオーストラリア牛を調達する企業向けに森林破壊の確認に関するセミナーを開催。オーストラリア国立大学より開発担当者が登壇し、オーストラリアの森林破壊の現状・原因、VMAPの機能について紹介した。

・ 2025 年 12 月： コアラの保護区拡大

Great Koala National Park 設立にむけて継続して専門家パネルに参加。天然林伐採は依然として実施されているため、「We All Need Trees」キャンペーンを実施し、天然林伐採に反対する 17000 人の署名を集めた。また、コアラのクラミジア対策として 500 頭にワクチン接種をおこなった。

・ 2026 年 6 月： コアラの生息地回復のための植林を実施

コアラの生息地回復のために 347.9ha に植栽を実施し、さらにこれまでの既存植栽地で初めてコアラが確認され、AfN 認証取得により生育・生物多様性モニタリング体制も強化された。また、先住民レンジャーとの協働も進展し、61.8ha で伝統的の火入れを実施するとともに、ドローン調査やカメラトラップによるモニタリングを継続している。

【プロジェクト 6】 ブラジルの森林保全

アトランティック・フォレスト（大西洋沿岸林）で実施している森林再生の取り組み支援を継続。加えて日本が輸入している大豆の生産などにより、土地改変と破壊が生じている可能性のある南米ブラジルの森林について、現地事務所との連携のもと、森林保全と大豆の持続可能な生産を目指した取り組みを検討する。まず、日本の大豆の消費による情報を収集、これを基に、実際に起きていると考えられる、大豆生産によるブラジルの森林減少を低減させるための施策をまとめ、現地への支援を行なう。

（中期目標）

1. アトランティック・フォレストの森林再生に貢献すること。
2. セラードの森林再生・自然回復に貢献すること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. アトランティック・フォレストにおけるエスピリトサント州北部の森林再生サプライチェーン（種の採取、苗木育成、流通、植林、メンテナンス）を強化し、計 40ha の土地を再生すること。また、ブラジルの森林法に基づいて川沿いや保護区の森林保護義務に対する住民の理解を促進し、森林面積を拡大すること。（達成度：◎）
- 2-1. WWF ブラジルの森林破壊土地転換フリー推進チームと協働し、畜産用途で消費される農畜産物の生産に関する環境破壊リスクの把握、および日本企業への啓発および調達改善に向けた働きかけを実施すること。（達成度：△）

（2026.6 期に実施した主な活動）

・ 2026 年 6 月： アトランティック・フォレストで森林再生のための植林を実施

アトランティック・フォレストにおいて、40ha の植林計画に対して 44ha の植林を実施し、目標を上回る面積を再生。

【プロジェクト 7】 ガーナにおける持続可能なカカオ生産

西アフリカのガーナの森で、アグロフォレストリーを通じた持続可能なカカオ生産を支援する。日本で消費されるカカオの 7 割はガーナから輸入しており、その生産は現地の森林破壊にも影響している。カカオの生産については、日本では児童労働などの問題が主に注目されてきたが、環境面でも近年、森林リスクにつながるコモディティ（産品）としてその持続可能性が注目されており、WWF ネットワークでも活動を開始している。

（中期目標）

1. 先進農家を選出し、リジェネラティブ農法を試行することで、地域の森林保全につながる成果が得られるか、またそれを測定することが可能かを検証すること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. これまで支援実績のある農家の中から成績の良い先進的な農家を選出し、リジェネラティブ農法のフィージビリティの検討を行なうこと。（達成度：○）
- 1-2. リジェネラティブ農法の指標を設定し、取り組みの成果を測定すること。（達成度：○）

（2026.6 期に実施した主な活動）

- ・ 2025 年 7 月： ACE 主催のカカオの持続可能な在り方を考えるセミナーに登壇

NPO 法人 ACE が主催したセミナー「カカオ産地のリアルに迫る—チョコレート成績表から読み解くサステナビリティの本質」の特別企画に、5 つの NGO と共に登壇し、環境、社会、経済の面から各 NGO がコメント。WWF は主にガーナ産カカオの環境面の課題について話をした。申し込み人数は 58 名。

- ・ 2026 年 2 月： ネット放送ビデオニュースでガーナのカカオ生産と森林破壊の現状を紹介

インターネット放送局ビデオニュースの番組に出演し、「甘いバレンタインチョコの苦い真実 そのチョコどこから来たのか知っていますか」をテーマに、カカオの値上がりの裏側や森林破壊の現状、WWF ジャパンがガーナで実施するプロジェクトを紹介。チョコレートを購入する消費者の選択が重要であることを伝えた。

- ・ 2026 年 3 月： ワークショップ「みんなで守るチョコレートの未来」を開催

チョコレートに使われるカカオと森林の関係について楽しく学ぶワークショップ「みんなで守るチョコレートの未来」を開催。当日は 1 年生から 6 年生までの小学生と保護者 28 名が参加。クイズを通じて、森や気候変動とカカオのつながり、自分たちにできるアクションを紹介した。

- ・ 2026 年 6 月： リジェネラティブ農法の指標測定が進捗

プロジェクト参加農家では、在来種の用材樹種をカカオ農園内に導入したアグロフォレストリーが実践されている。土壌調査結果では、プロジェクト対象農園は隣接する比較対象農園と比べ

て、土壌炭素をはじめとする土壌特性においてやや良好な傾向が確認された。一方で、調査対象農園全体の値は、ガーナの一般的なカカオ農園の平均値やガーナカカオ協会等が推奨する望ましい水準と比較して必ずしも高い状態にはなく、土壌肥沃度の改善余地が大きいことが示唆された。このため、今後の報告では各指標についてガーナ平均値および推奨閾値との比較を行い、プロジェクトの効果をより客観的に評価する。また、カーボンアカウンティング調査は 11 プロットを対象に継続中であり、立木の DBH や樹高等のデータ収集が進められている。今後はサンプル数の拡充に加え炭素変換係数などの根拠を明示し、透明性の高い算定手法で報告書を作成する。

【プロジェクト 8】国内森林プロジェクト

政府が国産材振興を進め、国産材に対する需要が高まっている一方で、生物多様性に配慮した施業や伐採後の再植林、林業従事者の安全確保に関する課題など、国産材が必ずしも持続可能であるわけではない。こうしたことから、FSC 認証林をはじめとする持続可能な国産林業を増やし、そうした需要も合わせて拡大させていく。また、企業や消費者に環境に配慮した木材生産現場を視察する機会を提供し、その意義を認知してもらうことで、さまざまな農林水産物の持続可能な消費・調達への取り組み拡大を促す。

(中期目標)

1. 日本国内での持続可能な森林管理を推進し、FSC 認証を取得した林業の広がりを通じて、ネイチャー・ポジティブの具体的事例を創出すること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 宮城県南三陸町で、放置林の定義につき関係者が合意し、10,913ha（国有林を除く山林）で放置林のマッピングが完了していること。（達成度：○）
- 1-2. 岐阜県東白川村で、FSC 認証林の価値を生態系サービスという切り口で可視化するための調査を実施し、結果を村や県に還元すること。（達成度：○）

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月：岐阜県東白川村の FSC（森林管理協議会）認証林で鳥類調査を実施

東白川村の FSC 認証林で、ネイチャーポジティブの事例を構築するため、山林の多面的機能の評価に着手。その一環として、認証林内の鳥類調査を実施した。40 種の鳥類を確認。結果を地域の関係者にどう還元するかを検討しつつ、鳥類以外の調査の可能性も検証していく。

- ・ 2025 年 11 月：お菓子メーカーのシヅカ洋菓子店の勉強会で FSC®について講演

WWF ジャパンの通販 PANDA SHOP で商品を取り扱っているシヅカ洋菓子店の社内勉強会で、持続可能な森林利用の証「FSC 認証」について講演。社長ほか店舗スタッフや調達担当ら約 25 名が参加。とても勉強熱心で、地球環境の現状や FSC の意味をきちんと理解し、お客様にも伝えられるようになりたいとの熱いメッセージもいただいた。

- ・ 2026 年 3 月：東白川村「自然と共生する美しい村」宣言記念セレモニー

岐阜県東白川村が「自然と共生する美しい村」宣言を発表。記念セレモニーで「地球とつながる村づくり 東白川からはじめる"自然と生きる"未来」と題した基調講演を行なった。地元関係者との意見交換も実施、鳥獣被害等についてのヒアリングも実施した。

- ・ 2026 年 3 月：日本森林学会にてブース出展

茨城県つくば市で開催された、第 137 回日本森林学会大会にて、森林保全に関連した展示ブースを出展。今後の国内森林プロジェクトや NbS（自然を活用した解決策）に関連した取り組みの推進につながる情報収集と人的なネットワークの拡大と、関係構築を図った。

- ・ 2026 年 5 月：森林・林業基本計画の改定に対するパブリックコメント提出

森林・林業基本計画改定に対し、パブリックコメントを提出。生物多様性保全を、里山や人工林を含む持続可能な森林管理として再定義すること、K P I や設計の見直し、獣害対策や森林管理を担う人材の育成・定着、行政への国の継続的関与などについて意見を出した。

- ・ 2026 年 6 月：FSC 認証林の関係者インタビュー撮影と小学校での特別授業

岐阜県東白川村で進めている FSC 認証木材の普及・啓発活動で、5～6 月にかけて、森林関係者のインタビュー撮影を複数回にわたり実施。また、FSC 材の机を寄贈した東白川小学校では WWF スタッフによる授業も行い、子どもたちが地域の環境や自然を考えるきっかけとなった。

- ・ 2026 年 6 月：南三陸町の森林プロジェクト報告会と次年度活動計画を協議

宮城県南三陸町の国内森林プロジェクトで、パートナーである南三陸森林管理協議会と 2026.6 期（FY26）の活動報告および今後の計画を協議。放置山林のモデル地区のゾーン選定やモニタリング戦略計画が予定通り進み、次期はゾーニング計画や FSC 認証林の価値可視化に挑戦していく。

【プロジェクト 9】Deforestation Free Supply Chains：森林破壊のないサプライチェーン構築

日本で消費されるさまざまな製品の生産や、日本企業によるビジネスが、海外の森林の減少に及ぼしている影響を半減させるため、現状調査や、企業への調達方針の策定要請、法制度の改善といった取り組みを行なう。対象として想定している製品は、パーム油、バイオマス燃料、紙、木材、天然ゴム、牛肉など。また、これらの製品の持続可能な生産と流通を確立し、森林破壊をゼロにするための、サプライチェーンの構築を目指す。

（中期目標）

1. [パーム油] 日本企業がパーム油生産地での持続可能な生産プロジェクトを支援することになること。
2. [紙] 日本の消費によって生じる森林環境への環境負荷（フットプリント）が削減されること。

3. [木材] 日本の消費によって生じる森林環境への環境負荷（フットプリント）が削減されること。また、木材輸入に関する政策（クリーンウッド法）やバイオマス燃料への補助金（FiT 制度）など、持続可能性でない現行の法律や政策が改善されること。
4. [牛肉] 日本における牛肉市場を、森林破壊を伴わないもの（DCF：Deforestation and Conversion Free）に変革すること。
5. [カカオ] カカオを取り扱う企業が産地までのトレーサビリティを確保し、調達方針を掲げ、リスク地域からのカカオ調達が減少すること。
6. [天然ゴム] 日本の消費によって生じる森林環境への環境負荷（フットプリント）が削減されること。

(2026.6 期 目標)

[パーム油]

- 1-1. パーム油生産地での持続可能な生産プロジェクトを支援する企業を維持するとともに、小規模農家支援への関心を向上させること。(達成度：△)

[紙]

- 2-1. WWF インドネシアへの支援活動と連携し、インドネシアの紙メーカーに関わる情報発信を行ない、市場変容を働きかけること。(達成度：△)
- 2-2. 日本市場に大きな影響力を持つ企業に働きかけ、自社サプライチェーンを通じた生産地・生産者への支援、またネイチャーポジティブに資する活動への取り組みを増加させること。(達成度：△)

[木材]

- 3-1. ゼネコンの施主・顧客である不動産業界に対し、引き続き働きかけを行なうとともに、ゼネコン企業とも直接交渉を行なうことで、建設業界の変容を図ること。(達成度：◎)
- 3-2. 2025 年 4 月から施工されたクリーンウッド法のガイドラインの不備を改善に向かわせること。(達成度：△)

[牛肉]

- 4-1. 牛肉における森林破壊リスクの認知度を向上させること。(達成度：△)
- 4-2. 牛肉の DCF 調達方針を策定する企業の事例を生み出すこと。(達成度：△)
- 4-3. 放牧地の利用や開発に伴う炭素の排出に対応する観点から、WWF ジャパン内で気候エネルギーグループと連携すること。(達成度：△)

[カカオ]

- 5-1. 【プロジェクト 7】と連携した形で、日本市場へのサステナブルなカカオの流通と、企業による調達改善を継続すること。(達成度：○)

[天然ゴム]

- 6-1. サプライチェーンの下流側の企業と、天然ゴム生産の現場を結び付け、協働を進展させること。(達成度：◎)
- 6-2. 持続可能な天然ゴムに向けたルール作りの場である企業プラットフォーム「GPSNR (Global Platform for Sustainable Natural Rubber) : 持続可能な天然ゴムのためのグローバルプラットフォーム」での貢献を継続しつつ、今後の関与の在り方を検討すること。(達成度：◎)

[大豆]

- 7-1. 日本の大豆・大豆製品（間接を含め）を取り扱う企業が産地までのトレーサビリティを確保し、調達方針を掲げ、リスク国・地域からの大豆消費が減っている。(達成度：○)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 11 月：気候変動×生物多様性の第 3 回オンライン勉強会を実施

企業を対象に、気候変動と生物多様性に関連した国際的動向について情報提供する勉強会シリーズの第 3 回を実施。勉強会では、農畜産コモディティにおける森林破壊リスクの概要と、生産現場レベルでのリスク確認方法などについて解説。当日は企業関係者を中心に、255 名が出席した。

- ・ 2025 年 10 月：都立高校にて「ソーシャルビジネス」の授業に参加

2026 年で 3 年目となる、東京都立千早高校 2 年生の「ソーシャルビジネス基礎」の授業に参加。今回は、インドネシアの豊かな自然や今直面している課題、現地での森林保全の取り組みを紹介。実際にスマトラ島でプロジェクトを担当する WWF インドネシアのスタッフと学校の教室をオンラインでつなぎ、英語でのプレゼンテーションも実施した。今後、生徒によるポスター制作やソーシャルビジネスのプロジェクト考案、その発表など、主体的な学びの機会が予定されている。

- ・ 2026 年 4 月：アマゾン大豆モラトリウムの維持求める声明と企業への要請を掲載

森林伐採を伴い生産された大豆を取り扱わない仕組み「アマゾン大豆モラトリウム (ASM)」は、ブラジル州政府による税優遇撤廃や、当局による差し止めなどにより存続が危ぶまれている。大手大豆トレーダーの脱退などを受け、WWF ブラジルは声明を発表。日本でもこれを発信した。

- ・ 2026 年 4 月：木材調達方針の運用・評価・開示をテーマに企業向けウェビナー

企業の本材調達の方針策定・公開が進む中、その運用や評価、TNFD（自然関連財務情報開示）など実務を解説する企業向けウェビナー「木材デューデリジェンス実践編：調達方針から TNFD 開示へのステップ」を開催。幅広い業種から 185 人が参加。

- ・ 2026 年 6 月：持続可能なパーム油の認証をテーマにしたポップアップイベント

熱帯林や野生生物、人権などに配慮して生産された持続可能なパーム油の国際認証制度「RSPO 認証」をテーマにしたポップアップストアイベントを、企業と共に開催。イベント

では RSPO 認証付き商品の展開と、環境問題や生物多様性についてわかりやすく伝える展示などを行なった。

3) 海洋水産グループ 活動報告

海洋水産グループは、海洋保全にかかわる国際ガバナンス向上、海洋生態系の保全、持続可能な水産業の推進という 3 分野の取り組みを継続しつつ、現・中期計画では、これまでの南西諸島の活動を継続発展させるべく、国内外のサンゴ礁生態系の保全を目的とした新たなプロジェクトの立案、実施に取り組んでいる。国際的な問題として注目される海洋プラスチック問題についても、引き続き重要な活動分野の一つとし、活動計画を推進する。

【プロジェクト 1】持続可能な水産物の流通促進と、IUU（違法・無報告・無規制）由来水産物の流通排除

IUU（違法・無報告・無規制）漁業に由来した水産物が国内で流通するのを防ぐ水産流通適正化法の施行に向けた政策提言のほか、水産庁および地域漁業管理機関（RFMOs）に対し、問題のある漁業を監視する措置の導入などを訴える。また、水産会社や商社、小売り、外食産業などの企業や、そのサプライチェーンに対し、持続可能な水産物の調達とフルチェーン・トレーサビリティの確立を働きかける。

（中期目標）

7. [国際（RFMO）]

水産庁および地域漁業管理機関（RFMOs）である WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）、NPFC（北太平洋漁業委員会）に働きかけ、管理措置が確実に運用されるために、電子モニタリングの導入の目途が立っており、かつオブザーバーならびに乗組員の保護措置が導入されていること（対象魚種：太平洋クロマグロ、メバチ、キハダ、カツオ、サンマ、イカ、サバ）。

オブザーバー＆乗員保護措置が導入されていること（内容としては、電子オブザーバーシステムの導入率拡大措置、オブザーバーカバー率の向上、労働環境の改善）。

8. [国内（法案）]

IUU フォーラムと協働し、水産庁および関係団体への働きかけを通じて NGO が認める魚種評価手法が導入され、IUU リスクの高い国産および輸入魚種が漁獲証明制度

（CDS）の対象となり、GDST-KDEs を含むフルチェーン・トレーサビリティをカバーする漁獲証明制度の導入体制が整っていること。

水産流通適正化法（流通法）における KDEs や導入予定の電子システムが、グローバルスタンダード作成にむけ、EU など諸外国と調和されたものとなること。

日本政府が IUU Fishery Action Alliance(IUUA)メンバーとなり、G7 を中心とした国々と連携した IUU 対策が強化されること。

1. [企業（調達方針）]

持続可能な水産物調達方針に従い、水産物を取り扱う主要企業（小売業・飲食業・水産会社・商社等）が MSC・ASC 認証調達拡大と FIP（漁業管理計画）、AIP（養殖管理計画）への支援等を進める企業・店舗が拡大すること

これらの企業や店舗が、世界の水産物トレーサビリティ標準である GDST 標準に従った基準を導入することで IUU 漁業由来水産物を排除する事例がうまれること。かつ企業による RFMO・国への管理強化の働きかけが主流化すること

(2026.6 期 目標)

[国際（RFMO）]

1-1. WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）：太平洋クロマグロの管理戦略評価

（Management Strategy Evaluation: MSE）が合意されること。クロマグロについての WWF ジャパンのポジションが WWF ネットワーク内で合意され、WCPFC に提出されることにより、クロマグロ管理の問題点について広く周知され、ステークホルダー間で課題が共有されていること。南太平洋ビンナガ、太平洋メバチの漁獲管理ルール（HCR）が合意されること。（達成度：○）

1-2. NPFC（北太平洋漁業委員会）：NPFC の管理魚種（イカ類、マサバ、サンマ、マイワシ等）の管理強化のため、管理基準値に関する議論が進捗すること。IUU 対策強化策（CDS など）のための議論が進むこと。（達成度：○）

1-3. 沿岸漁業種：最大持続生産量（MSY）に基づく水産資源の管理導入について前向きな反応が増えること。（達成度：○）

1-4. 電子監視・電子オブザーバー・トレーサビリティ：EM（電子監視）開発や導入が進捗すること。トレーサビリティの導入にむけた協議が行なわれること。（達成度：○）

[国内（法案）]

2-1. 主要データ要素（KDEs: Key Data Elements）や電子システムのグローバルスタンダード作成にむけて、水産庁と EU などの諸外国との具体的な対話が開始されていること。ウナギといった IUU リスクの高い魚種の追加のための世論が形成されること。（達成度：○）

2-2. IUU Fishery Action Alliance (IUUA)：日本政府が IUUA のオブザーバーとなること。（達成度：○）

2-3. 情報収集・整理：上記の取り組みに必要な情報が収集できていること。（達成度：○）

2-4. アウトリーチ：メディアを含む、世論の IUU 問題に対する関心・危機感が継続・拡大していること。（達成度：○）

[企業（調達方針）]

- 3-1. 寿司チェーンの少なくとも1社が CoC 認証の取得を Expo2025 大阪・関西万博の開催期間中に発表すること。および店舗でキャンペーン等が試行され、調達方針の策定にむけた話し合いが進んでいること。(達成度：△)
- 3-2. 主要なリテーラーのうち少なくとも3社で、水産物に関する調達方針の改善が行なわれ、情報公開が行なわれていること。(達成度：△)
- 3-3. 大手水産企業の GDST パイロット導入が完了していること。(達成度：△)
- 3-4. ブルーファイナンスプロジェクトが無事完了し、2027.6 期以降に向けた戦略が立っていること。2021.6 期に比べ、より多くの日本の金融機関がブルーファイナンスを認知し、実践に向けた動きを見せていること。金融機関の行動変容を進めるために、対話のみならず協働を通じ好事例の創出が図られていること。(達成度：△)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月：WCPFC（中西部太平洋まぐろ類保存委員会）北小委員会に参加

WCPFC 北小委員会および IATTC の合同会議に参加。働きかけを行ってきた太平洋クロマグロの MSE（管理戦略評価）の確定は合意に至らなかったが、IUU（違法・無規制・無報告）漁業対策として導入を求めてきた漁獲証明書（CDS）については具体案が作成され、一定の成果が得られた。

- ・ 2025 年 8 月：ソフトウェア協会による宮城県気仙沼市のスマート水産業視察に同行

IUU（違法・無規制・無報告）漁業対策を進める上で、漁業の電子化やトレーサビリティが必要とされる中、国内でスマート水産業が進んでいる気仙沼を訪問。遠洋漁船でのオンライン診療など先進的な事例を視察した。トレーサビリティに関する活動はなかったが、これらの取り組み事例を今後の IUU 対策に活かしていく。

- ・ 2025 年 9 月：セミナー「和食文化の代表、寿司の未来を考える」開催

寿司をテーマに寿司業界や水産物を扱う企業を対象としたセミナーを開催。水産資源をめぐる問題や、サステナブルな原材料の調達、その方針の在り方などを紹介した。大手寿司チェーンを含む企業関係者ら約 30 名が参加。これらの参加企業に対し、水産物の持続可能な調達を目指し、個別の働きかけをしていく。

- ・ 2025 年 10 月：サステナブル・シーフード・サミット 2025 に参加

サステナブル・シーフード・サミット 2025（TSSS 2025）の、IUU および養殖飼料のセッションにモデレーターとして参加。IUU 撲滅には各国の法律を調和させることの重要性や、それをマーケットがサポートする必要性を伝えた。養殖飼料のサステナビリティ上の課題を整理し、日本がどのように対応していくかを議論した。また、IUU フォーラムメンバー団体としてブース出展し、来場者への説明や、質問に答えた。

- ・ 2025 年 11 月：「Above Board: 銀行の水産セクターポリシーの評価 2024」和訳版を発行

金融機関のブルーファイナンス実践状況を調査した「Above Board 2024」の日本語版を発表。2022、2023 年からの進捗と、今後の課題や改善策を提言した。邦銀に関しては独自の分析も紹介。金融機関による取り組みの差が大きい一方、ブルーファイナンスが水産業界に果たす役割は、飛躍的に重要になっている。

- ・ 2025 年 11 月： CITES CoP20 に向けたメディア勉強会を開催

11 月 24 日から始まるワシントン条約の締約国会議（CITES CoP20）を前に、条約への正しい理解と、重視すべきポイントをふまえた報道を促すため、メディア関係者向けの勉強会（後編）を開催。35 名が参加。特に関心が高いウナギ属の附属書 II 掲載提案については、背景や解決策として流適法を説明した。

- ・ 2025 年 11 月：持続可能なマグロ管理を求める要望書 2025 を WCPFC と水産庁へ提出

まぐろ資源の低下が懸念されている中西部大西洋で、日本の漁業者による MSC 認証の維持に大きな影響が及ぶことが懸念されている事態を受け、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）と水産庁に企業と連名で要望書を提出。予防的な管理基準値と漁獲制御ルールを伴う漁獲戦略の導入を求めた。12 月に開催された WCPFC2025 年会合では、10 年以上議論されてきた南ビンナガの新管理が合意された一方、メバチ・キハダ漁獲戦略は議論が延期されこれに懸念を表明した。

- ・ 2025 年 12 月： 流適化法でシラスウナギの適用開始、テレビ報道で解説

12 月 1 日より水産流通適正化法第 1 種（国内種）にシラスウナギの適用が始まったことを受け、ウナギ産業が盛んな愛知県のテレビ取材に対応。この適用により国内の違法取引の改善が予想されるが、池入れの 6 割を占める輸入のシラスウナギは対象外のため、まだ課題があることと、対策を強化する必要性があることを伝えた。

- ・ 2025 年 12 月： NPFC 科学委員会 2025 に出席、資源回復に早急な対応を訴え

北太平洋漁業委員会（NPFC）科学委員会で、評価モデルの不確実性を理由に、中国がサンマの資源評価に不合意。総漁獲量（TAC）の 10%を自動的に削減する漁獲制御ルール（HCR）に悪影響が及ぶ可能性に強い懸念を示すとともに、資源低下が懸念されるマイワシについても漁獲量削減を強く訴えた。

- ・ 2025 年 12 月： 横浜市の講演会「海の生物多様性 × 私たちの暮らし」に登壇

市主催の講演会に登壇。タレントで MSC アンバサダーのココリコ田中さんと、生物多様性についての基礎や、海に起きている変化、また水産業がもたらす影響を解説。海のため、私たちにできることについてのヒントを伝えた。市民と市職員の約 270 名が参加。会場では活動へのご支援についても呼びかけを行なった。

- ・ 2026 年 1 月： 仙台エシカル映画祭でブース展示、トークイベントに登壇

エシカル消費のドキュメンタリー映画をテーマとした仙台エシカル映画祭で、IUU 漁業にひそむ奴隷労働問題を描く『ゴースト・フリート 知られざるシーフード産業の闇』が上映され、IUU 問題や認証水産物に関するブース展示と、映画祭のまとめの「エシカルトーク」に登壇した。この映画イベントで来日した、WWF が連携してきた Labour Protection Network (LPN) の人権活動家パティマ・タンブチャヤクル氏による、局内講和および勉強会も開催。環境問題と共に起こる人権問題について、現場の課題感を学び、WWF ジャパンとしてどう関わっていくか考える機会となった。

- ・ 2026 年 1 月：東京藝術大学「環境問題×アート」トークイベント登壇

東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科で行われた、環境問題におけるアートの可能性をテーマにしたトークイベントに登壇。イベントは、社会の前提や構造を問い直す視点としてアートを捉えるもので、WWF ジャパンは世界と日本の環境課題の現状や啓発の取り組みなどについて講演したほか、パネルディスカッションにも参加。約 30 名が出席した。

- ・ 2026 年 2 月：消費者への持続可能な水産物情報の提供について報告書を発行

水産物の資源状態や生態系への影響を把握するのに不可欠な漁獲情報の、最終購買者までの伝達に焦点を当てた報告書『漁獲情報の消費者への提供とトレーサビリティ』を発表。EU の事例を整理した上で、日本の食品表示基準の現状と比較。日本でも環境や社会面に配慮した消費選択ができる仕組みづくりを提案していく。

- ・ 2026 年 2 月：フランスのランジス国際市場で電子システム使用状況を視察

世界最大級の卸売市場ランジス国際卸売市場で 1 月から運用が開始された電子システムの使用状況を視察。現場ではこれまでと変わらず紙で取引が行われている一方、輸入品は電子システムでトレーサビリティ情報を参照できるようになっており、日本で流通適正化法の電子化をめざす際の知見を得た。

- ・ 2026 年 2 月：EU&US&日本の IUU コアリション会議に出席

IUU（違法・無規制・無報告）漁業対策を進める EU、アメリカ、日本による IUU コアリション会議に参加。会議では進捗の報告のほか、3 カ国の今後の連携について話し合いが行われた。外部ゲストとして EU 政府・イギリス政府の担当も参加し、各国との連携のあり方についても議論した。

- ・ 2026 年 2 月：FOOD MADE GOOD 映画祭で IUU 漁業のトークイベントに登壇

持続可能な食の未来について映画を通して考える FOOD MADE GOOD 映画祭で、IUU 漁業にひそむ奴隷労働問題を描く『ゴースト・フリート 知られざるシーフード産業の闇』が上映。トークセッションにタイの活動家パティマ・タンブチャヤクル氏と共に登壇し、IUU 漁業問題について解説した。

- ・ 2026 年 3 月：クロスホテル京都のサステナブル・シーフード導入の取り組みを取材

2025 年末よりサステナブル・シーフードの導入を開始したクロスホテル京都の取り組みを視察・取材した。同ホテルではランチ提供はすべて認証品を使用し、本部での一括仕入れや認証品の取り扱い拡大など、サスシー普及の環境が醸成されている。今後、情報発信のほか共同イベントも検討していく。

- ・ 2026 年 3 月：生物多様性スクール、マグロとウナギをテーマに開催

2026 年の第 1 回目となる生物多様性スクールをオンラインで開催。気候変動や乱獲などにより、世界の水産資源の多くが深刻な減少傾向にある中、海の生物多様性を守りおいしい魚を食べ続けられるために何が必要か？マグロとウナギの事例をもとに考えた。502 名が参加登録した。

- ・ 2026 年 4 月：北太平洋漁業委員会（NPFC）2026 年の年次会合、進展に貢献

サンマやマサバなどの漁業資源管理について話し合う国際会議、北太平洋漁業委員会（NPFC）の年次会合へ出席。会議に先立って TAC（漁獲可能量）削減などを提案したポジションペーパーを提出し、会議ではそれを受けた TAC の削減や設定などが合意された。

- ・ 2026 年 4 月：タイで開催 第 5 回 World Small Scale Fisheries Congress に登壇

小規模漁業の持続可能性などを議論する World Small Scale Fisheries Congress のジャパンセッションに登壇。南三陸町戸倉の ASC 牡蠣のプロジェクトや、太平洋クロマグロの資源管理の漁業者への影響、IUU プロジェクト、ペルーのトレーサビリティプロジェクトなどについて発表し、関係者とのネットワーキングも行なった。

- ・ 2026 年 6 月：買い物を通じ環境保全を学ぶ子ども向け体験ワークショップ

子ども向け体験ワークショップ「地球 1 個分ってどれくらい？お買いものから考えよう！」を IKEA Tokyo-Bay で開催。今、地球に起きていることをわかりやすく解説するとともに、実際の売り場を使った買い物体験を通じ、消費者の選択が環境保全につながることを学ぶ機会を提供した。

- ・ 2026 年 6 月：第 11 回「私たちの海洋会議」へ参加し関係者と情報交換

世界の海洋課題について議論される国際会合「第 11 回私たちの海洋会議（Our Ocean Conference:OOC）」がケニアのモンバサで開催され、IUU フォーラムメンバーの一員として参加。日本の IUU-AA（IUU 漁業アクションアライアンス）加盟に向け、また IUU フォーラムの今後の活動に向けた情報収集を行なった。

- ・ 2026 年 6 月：（一社）ソフトウェア協会と福島のエビ陸上養殖場を視察

漁業の電子化や DX 化をめざす一般社団法人ソフトウェア協会（SAJ）と、福島県のエビ陸上養殖場 HANERU を視察した。現地では HANERU が抱える各課題の解決策を議論すると

ともにプレゼンを実施。今後、水産庁に対し漁業の電子化を共同で訴えるうえで重要な情報を得られた。

・ 2026 年 6 月：水産業界のサステナビリティと投融資の現状を解説するウェビナー実施

水産業界向けの投融資方針を策定する金融機関が国内外で増えている中、金融機関の投融資方針について企業が理解を深め、サステナブルな取り組みを進めるための知見を伝えるウェビナーを開催。企業によるサステナブルファイナンスの事例紹介も行なった。

・ 2026 年 6 月：北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）2026 年本会合に出席

北太平洋の魚類資源の管理と科学的評価を担う中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会に資源評価結果を提供する科学委員会、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）の 2026 年の本会合に出席し、マグロ類の管理導入の最新情報収集と連携構築を行った。

【プロジェクト 2】漁業改善と資源管理強化による水産業界影響の軽減

マグロやカツオ、イカ、ウナギ、といった日本の消費による影響が大きな魚種について、漁業資源の保全や混獲の防止などを促進するため、水産庁や地域漁業管理機関（RFMOs）に提言。さらに国際合意のもと、持続可能な漁業資源の利用と管理を求める。また、国内外の漁業者や企業に対しても、MSC（海洋管理協議会）の持続可能な漁業認証の取得や、FIP（漁業改善プロジェクト）の実施を促進する。

（中期目標）

1. 日本の消費による影響が大きい魚種について、RFMO および政府・関係機関への働きかけを通じた主要な管理魚種における TAC および適切な管理措置の導入と、MSC 取得または FIP の推進を通じて、資源が維持または改善に向かっていること。
また、混獲や投棄、ゴーストギア・フィッシングなど生態系へのインパクトが減少していること。

2. 漁業改善支援

[カツオ]

WWF ネットワークと連携し、世界で漁獲・消費の大きいカツオ（3 位）およびキハダ（7 位）漁業で、MSC 認証の取得と、FIP（漁業改善プロジェクト）への参加が進み、世界第 4 位のカツオ漁獲国であり世界の約 1 割を消費する日本の市場において MSC 認証を受けた漁業によるカツオの取扱いが拡大していること。

[アメリカオオアカイカ]

2025 年までに、日本の消費が大きく、かつ IUU 漁業由来リスクが高いペルー産オオアカイカについて、漁業改善の推進を通じて、資源や生態系へのインパクトが減少していること。

[能登復興支援]

能登半島地震の復興にむけて、持続可能かつ震災前よりも多角的に見て地域価値が向上するような漁業の実現を目指すこと。

今中期中にターゲットとなる地域、漁業を選定し、プロジェクトのロードマップを作成すること。

(2026.6 期 目標)

[カツオ]

- 2-1. 大阪・関西万博を中心に、本活動について広く周知され、MSC 認証商品の拡販や、CoC 認証取得の広がり貢献すること。(達成度：○)

[アメリカオオアイカ]

- 2-2. 産地であるペルーの水産会社で、電子トレーサビリティシステムの利用が継続・拡大していること。(達成度：△)
- 2-3. 現地での FIP（漁業改善プロジェクト）の完了目標年を 2028.6 期に変更し、それに向けて MSC 認証漁業の規準への適合率が 80%以上に達していること。(達成度：△)
- 2-4. 南米の漁業から日本の輸入業者までのトレーサビリティが確保され、日本の輸入業者と現地水産会社とのシステム連携に向けた準備が整っていること。また、消費者までつながるトレーサビリティの確保に向け、小売企業との対話が行なわれていること。(達成度：△)

[能登復興支援]

- 2-5. イカ漁を主力とする能登の水産業復興に向け、イカサミット等を開催。これら通じ、日本および可能ならば世界のステークホルダーに対し、イカ類の持続可能な管理をもとめるワンボイスを作成、発信すること。(達成度：○)
- 2-6. スルメイカの国際管理を実現する 2027.6 期以降の戦略を作成する。そのカギとなる日中のステークホルダーを明らかにすること。(達成度：○)
- 2-7. 能登復興プロジェクトの大枠を作成すること。(達成度：○)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 9～10月：大阪・関西万博でイベントの実施と登壇

大阪・関西万博で開かれた一般社団法人ブルーオーシャン・イニシアチブ主催のイベントに登壇し、IUU（違法・無報告・無規制）漁業について講演。輸入水産物の約 3 割が IUU 漁業由来と推定される日本で、水産関係者の変化や挑戦を紹介するとともに、消費者の意識変容の重要性を発信した。また、9 月 29 日から開催のブルーオーシャンドームのイベント「選んで守るサカナの未来 Week」にも登壇。海洋プラスチック問題や、水産資源や IUU（違法・無規制・無報告）漁業などの問題について紹介し、消費者の認知向上や、世界との協力の必要性を訴えた。WWF 主催の「サステナブル・シーフード、どう選ぶ？」と題した

消費者向けセッションも実施した。オーストラリア政府／パビリオンが主催する、サステナブル・シーフード・セミナーでは、日本とオーストラリアが連携して持続可能な水産物をいかに普及させていくか、プレゼンやパネルディスカッションが行われた。

- ・ 2025 年 9 月： MSC 漁業認証取得のカツオ・キハダの初競りの様子と漁業者の思いを映像で公開

2024 年 4 月に静岡県焼津漁港で行われた、カツオ・キハダのまき網漁業による日本初の MSC 漁業認証を取得した漁業で獲られた魚の初競りの歴史的な瞬間と、持続可能な漁業の実現に向けた漁業者たちの思いを映像で公開。海の環境と漁業の未来を守る取り組みとして発信した。

- ・ 2026 年 3 月： 第 3 回水産未来サミット、現場を支える生産者らが課題を議論

全国の漁業者や水産業者が課題に対し現場でできることを話し合う第 3 回未来水産サミットが能登で開催され、参加。水産現場で改革に取り組む人々によるパネルディスカッションや、課題とアクションプランの議論が展開。震災から 2 年を迎えた漁業現場も視察。今後、生産現場の現状についても発信していく。

- ・ 2026 年 5 月： 資源管理や IUU 問題をテーマにイカサミット開催

世界と日本のイカ資源の現状や漁業者の課題をテーマに、多様なステークホルダーが参加した初のイカサミットを開催。解決策として、漁業の透明性確保の方法やツールの事例も紹介し、持続可能なイカ資源管理の在り方を明示した共同宣言書を公開した。

【プロジェクト 3】養殖業改善を通じた HCVA（保護価値の高い海域）の保護および環境負荷の削減

世界各地で拡大する養殖水産物の生産が、天然資源や海洋環境に悪影響を及ぼしていることを受け、日本が特に生産、輸入、消費している養殖水産物を持続可能なものにする ASC（水産養殖管理協議会）認証や AIP（養殖業改善プロジェクト）の推進をはかる。これらを通じて、国内外の養殖の現場周辺での、野生生物や海の生物多様性の保全に取り組みながら、地域が抱える社会問題などについても、解決を目指していく。

（中期目標）

1. 日本が消費・生産する主要な養殖水産物において、養殖に伴う環境・社会的影響を軽減するため、マーケット（調達企業）の影響力を利用し、より包括的な AIP（養殖業改善プロジェクト）を推進し、海洋環境、生物多様性の保全と社会問題の解決に貢献するベストプラクティスが 5 件生まれること。
2. 養殖改善支援

[国内]

- ・ 生物多様性が豊かな海域で操業される養殖業が、マーケットの理解とサポートのもと、ASC 認証の取得に向けた改善が促されることで、環境負荷が軽減し、かつその地域の生物多様性・環境保全に資する事例が創出されていること。

[チリ・サーモン養殖改善支援]

- ・ 日本が消費するサーモンの養殖に伴うチリでの環境・社会的影響を軽減するために、マーケットの影響力を利用し、より包括的な AIP の推進を通じて、チリの海洋環境・生物多様性の保全と社会問題の解決に貢献するベストプラクティスが生まれること。

[インドネシアエビ養殖改善支援]

- ・ 日本が消費するエビの養殖に伴うインドネシアでの環境・社会的影響を軽減するために、より包括的な AIP の推進を通じて、インドネシアの海洋環境・生物多様性の保全と社会問題の解決に貢献するベストプラクティスが生まれること。

(2026.6 期 目標)

[国内]

- 2-1. ブリの ASC 取得維持にかかる課題解決に関し、リテラーや関係機関との具体的な活動計画が立案され、実行体制が整うこと。養殖業成長化産業推進プランに反映されること。
(達成度：△)

[チリ・サーモン養殖改善支援]

- 2-1. チリの漁業法の改正に向けたプロセスの中で生態系保全の視点が協議されていること。
(達成度：△)
- 2-3. チリの海洋保護区の優良管理基準の承認に向けたプロセスが進んでいるとともに、地域コミュニティ主体のモニタリングをはじめとした海洋保護区の優良管理が拡大していること。(達成度：△)
- 2-4. チリイルカの保全計画がチリ政府に承認されていること。(達成度：△)
- 2-5. 2029年3月の完了に向けて、資源評価手法のレビューが行なわれ、チリで小型浮魚の FIP が進捗していること。それとともに、新たな小型浮魚 FIP が開始されていること。(達成度：△)
- 2-6. 日本での生態系保全の視点を踏まえたチリ産サーモンの持続可能な調達に向けて、WWF として求めることが調達企業によって行なわれていること。(達成度：△)

[インドネシアエビ養殖改善支援]

- 2-7. インドネシア・スラウェシ島での AIP の今後の方針が、ボマール社をはじめとする関係者で合意されていること。(達成度：△)
- 2-8. インドネシア・ジャワ島でミサヤミトラ社が調達している、エビ養殖の ASC 認証・AIP の規模が拡大していること。(達成度：△)
- 2-9. インドネシア・スマトラ島沿岸での天然親エビ（養殖用の稚エビの親となるエビ）漁業で、

資源評価に必要な漁業データの収集が行なわれていること。また、天然親エビの生息域の保全と持続可能な漁業を目的とした海洋保護区の設置に向けて、承認プロセス入りに必要な準備が整っていること。(達成度：△)

2-10. 日本への流通を含めた、トレーサビリティの確保を含めた養殖エビの調達改善に向けて、実行可能な取り組み案が作成されていること。(達成度：△)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月：南スラウェシのエビ養殖業改善プロジェクト（AIP）の進捗を確認

エビ（ブラックタイガー）の持続可能な養殖に向けた改善と、マングローブの再生に取り組む、インドネシアのスラウェシ島南スラウェシ州を訪問し、活動の進捗を確認した。ここで生産されたエビは、日本にも輸入されている。地元行政との具体的な連携も視野に、取り組みの今後についても現地関係者と協議した。

・

【プロジェクト 4】プラスチック汚染の根絶と資源循環推進

世界的な問題となっているプラスチック汚染について、国際協定の新設を求める活動を展開。さらに日本国内でも、排出の抑制と適正な資源循環につながる効果的な法制度の実現や企業行動の変容を目指し、働きかけを行なう。また、海洋プラスチックごみの大きな原因である、漁網などの漁具についても、自治体や漁協、企業と協力し、環境負荷の低い漁具の設計や回収、リサイクルを促進。地域の資源循環モデルの構築を目指す。

(中期目標)

1. [政策]

- ・ プラスチック汚染の問題解決に向けた、効果的な国際条約の内容が 2025 年までに合意され、そのプロセスに日本も積極的に参加していること。
- ・ 日本の国内制度において、WWF が求める水準の行動計画が導入されていること。
- ・ 日本で、漁業由来のプラスチックごみの流出抑制・回収に効果的な法制度が導入されていること。

2. [企業]

- ・ 主要な日本企業の 10 社が、プラスチックに関する方針や取り組みを、WWF が求める水準で導入・実行していること。
- ・ プラスチックを多用する主要な企業の少なくとも 2 社で、マテリアルフロー全体において、改善に向けた取り組みが進んでいること。
- ・ プラスチック製の漁具を扱うメーカーにより、漁業者が適正に管理しやすく、環境負荷の低い漁具の設計や、下取り、水平リサイクル等の資源循環的生産への取り組みが、少なくとも 5 社で進んでいること。

3. 「漁具（ゴーストギア）」

- ・ ゴーストギア（海中に廃棄されたプラスチック製の漁具）に関する取り組みとして、「漁具を適正管理する地域プロジェクト」を展開し、流出リスクの高い国内漁業者による使用済み漁具の、適正な流出防止・回収・再利用を目指すこと。またこれらが、自治体単位で実施されるベストプラクティスが、10 都市で展開・構築され、情報共有・対策展開の拡大が行なわれていること。
- ・ 知事の許可を得て行なわれる漁業・漁業権漁業の中で、県が管轄している漁業について、大手水産会社による、漁具の適正管理が行なわれている例が 10 件誕生していること。
- ・ 少なくとも 10 県で、県レベルでの漁業関連での資源循環政策が成立し、条例化されていること。
- ・ 地域での取り組みとして、グローバル・ゴーストギア・イニシアチブ（GGGI）や、MSC 認証、ASC 認証、WWF の海外オフィスと連携し、中国、香港または韓国で、同様の取り組みが始まっていること。

（2026.6 期 目標）

〔政策〕

- 1-1. プラスチックの流出抑制や廃棄物管理策にとどまらず、上流対策（禁止や段階的削減、製品設計要求等）を含むライフサイクル全体をカバーした、法的拘束力のある国際条約文書が採択されていること。（達成度：△）
- 1-2. 日本の政府担当者と、漁業も含み現行の法制度における課題を共有した上で、一部の分野で具体的な改善に向けて対話が進んでいること。（達成度：○）

〔企業〕

- 2-1. プラスチックの上流を含むライフサイクルで法的拘束力のある国際ルールに基づく野心的な国際プラスチック条約を求める企業の声が日本政府に届き、条約の交渉に影響を与えていること。（達成度：○）
- 2-2. 主要企業において、資源循環に向けた方針、目標、実績の開示により、活動の改善が進んでいること。（達成度：○）
- 2-3. 製網メーカーに WWF ジャパンが作成したゴーストギア関係の報告書の用いた対話を行ない、各社の取り組み（リサイクル前提設計、漁具 to 漁具、リースモデルなど）に WWF の観点を盛り込むよう働きかけを行なうこと（達成度：○）

〔漁具（ゴーストギア）〕

- 3-1. 地域の漁具管理・政策改善の取り組みに進捗があること。北海道稚内市での漁網回収事業の、リサイクル製品販売に向けた具体的な話が進んでいること。宮城県気仙沼市での取り組みが進んでいること。（達成度：△）
- 3-2. 2025.6 期に WWF ジャパンが公開したゴーストギア報告書を活用し、地域の各関係者への支援や働きかけが行なわれていること。地域の課題から政策提言につなげる具体的な

案が考えられていること。(達成度：○)

3-3. 国際団体や WWF 海外オフィスとの連携に向け、ゴーストギア報告書の英語版を発表していること。(達成度：△)

3-4. ゴーストギア調査隊のフィールド活動が完了していること。(達成度：○)

3-5. ゴーストギア調査の最終報告書の発表、情報発信と政策提言が完成していること。その後の活動の地域への移譲と新たな計画が策定されること。(達成度：○)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月：長崎県五島列島で大型漁業系プラスチックごみを回収

長崎県五島市多々良島付近で確認した海洋プラスチックごみ「ゴーストギア」の回収作業を地元の漁業関係者、ダイバー、五島市等の協力を得て実施。漁具や生活ごみなどが絡まった縦約 3m、幅約 1m の塊で、「ゴーストギア調査隊」の活動で、今年の 4 月に確認したものを回収した。ごみの状況や由来も調べていく。

- ・ 2025 年 7 月：和歌山県日高町で第 6 回ゴーストギア調査を実施

漁具に由来する海洋プラスチックごみ「ゴーストギア」の調査を、和歌山県日高町にて実施した。同地での調査は 6 回目。第 1～5 回の調査データの確認と追加ヒアリングも行ない、地元の比井崎漁協、日高町役場産業建設課の実施を報告したほか、日高町周辺の海岸での漂着ゴミの調査も行なった。

- ・ 2025 年 7～8 月：プラスチック国際条約制定に向けた政府への提言と声明発表

2025 年 8 月に開催されるプラスチック汚染を根絶する国際条約文書策定に向けた最終の交渉会議 INC-5.2（第 5 回政府間交渉委員会再開会合）を前に、国際プラスチック条約企業連合（日本）として政府に要望書を提出。法的拘束力のある調和の取れたルールに基づき、プラスチックのライフサイクル全体に取り組む野心的な条約の策定に尽力するよう求めた。同会合では、条約制定のための明確な計画が示されず合意が再度先送りになった。これを受け、WWF ジャパンとして声明を発表し、INC 以外の機会も視野に入れた形で、早期の効果的な条約制定を求めた。

- ・ 2025 年 7 月：長崎県五島列島の五島市で大型ゴーストギアを海中から引き上げ

五島市で 7 月に続く 2 回目の大型のゴーストギアの回収作業を、地元の漁業関係者、ダイビング事業者、五島市等の協力を得て実施。長さ 330m × 幅 10m の刺し網に複数のプラゴミなどを回収した。付着していた、または、引っかかっていた生物の同定やゴミの状況と由来を詳しく調べていく。

- ・ 2025 年 10 月：プラスチック・サーキュラー・チャレンジ有志 8 社が共同提言

WWF ジャパンが事務局を務める「プラスチック・サーキュラー・チャレンジ 2025」の有志企業 8 社が、日本政府あてに「高度な資源循環を推進するための共同提言」を提出。高度な資源循環のために努力する企業が報われるという、公益的な発想に基づく社会的仕組みの導入を政府に求めた。また、「プラスチック・サーキュラー・チャレンジ 2025」目標年に、参加する 12 社が各社の取り組みを総括し発表するセミナーを開催。企業の野心的な取り組みを後押しするために望ましい社会の仕組みを議論した。

- ・ 2025 年 10 月：山形県酒田市および、熊本県天草市でゴーストギア調査を実施

酒田市の本土側の沿岸で、第 4 回、5 回、6 回目のゴーストギア調査を実施しました。現場では複数点のゴーストギアを確認。去る 5 月に、同じく酒田市の飛島で実施した 3 回分の調査結果を含め調査報告をまとめていく。天草市においては第 5 回、第 6 回目のゴーストギア調査を実施し、廃棄もしくは流出したエビ網などを確認。この調査を以て、全国 7 カ所で行なってきたゴーストギア調査は全て完了した。11 月には海中のゴーストギアを調査する「ゴーストギア調査隊」の活動概要や最新情報をまとめたページを公開した。

- ・ 2026 年 2 月：長崎県上対馬で新しい手法によるゴーストギア調査を試行

水中カメラと魚群探知機を使った新しいゴーストギア（漁具に由来した海洋プラスチックごみ）の調査を試行した。調査では、カメラの映像と撮影時間、魚探のデータ（エコーグラム）を重ねて、海中のゴーストギアの探知を実施。一次的な調査での有効性を確認。今後の精度向上とテストをめざす。

- ・ 2026 年 2 月：熊本県天草市でゴーストギア調査隊の活動報告会を実施

ゴーストギア調査を行ってきた天草市で、ご協力いただいていた漁協の方々をはじめ地域の関係者を対象に、調査報告会を実施した。また、海中のゴーストギアの回収も実施。罾用の籠などを回収した。

- ・ 2026 年 3 月：かながわ海岸美化財団の海ごみセミナーの講演会に登壇

かながわ海岸美化財団主催の「2026 ハイブリッド交流会 海ごみセミナー」に登壇し、世界の海洋プラスチック汚染の現状と今後の予測、国際的な動きや WWF の活動について紹介。セミナー後の交流会では企業や関係団体と意見交換したほか、参加者向けに PANDA SHOP のグッズ展示や寄付訴求も行った。

- ・ 2026 年 6 月：全国規模のゴーストギア実態調査を求める要望書を環境省へ提出

漁業由来の海洋プラスチックごみ「ゴーストギア」の実態等の把握に向け、全国規模の調査実施を求める要望書を環境省に提出した。WWF ジャパンは 3 年にわたりゴーストギアの存在とその悪影響を調べる潜水調査を実施。対象範囲や継続性の面で政府主導の調査の必要性を訴えた。

【プロジェクト 5】サンゴ礁生態系を含むコーラル・トライアングルの生態系保全

海洋生態系の中でも特に生物多様性が豊かなサンゴ礁環境を保全するため、国内および東南アジアの中で優先的に保全すべきエリアを特定。必要な基礎情報の調査と、外部の関係者や団体・機関との協力関係の構築に取り組む。将来的に、行政、事業者、住民、研究者、市民団体などの利害関係者と連携した、サンゴ礁保全のパイロットモデルの実現と、保全のための法規制の強化などを目指す。

(中期目標)

1. [国内]

国内の重要サンゴ礁・サンゴ群集生態系について、サンゴやそこに生息する生物、生態系そのものへの影響を予防・軽減・回避すること。そのために、利害関係者（行政、事業者、住民、研究者、NPO等）と連携し、フィールド活動を展開すること。

2. [東南アジア：コーラル・トライアングル]

WWF 海外オフィスと連携し、コーラル・トライアングル（東南アジア海域）でのサンゴ礁生態系保全を推進すること。日本の企業やマーケットとの関連が確認された場合には、対象企業やマーケットとの協働を通じた保全の推進を図ること。

3. [石垣島白保]

石垣島白保地区において、地域主導のサンゴ礁生態系の保全体制を確立すること。また、これまでの活動が継続するよう、旧 WWF サンゴ礁保護研究センター「しらほサンゴ村」の地元への移管後も、活動主体である NPO 法人「夏花」ならびに白保公民館を支援すること。

(2026.6 期 目標)

[国内]

- 1-1. 鹿児島県奄美大島の国直海岸におけるサンゴ礁生態系保全の必要性・重要性について、地域のステークホルダー（国直集落、大和村役場等）が認知していること。（達成度：○）
- 1-2. 四国沿岸の高緯度サンゴ群集域に関する情報収集・発信が進み、主なステークホルダー（四国等の対象県・市町村、メディア、沿岸利用事業者）の認知向上に貢献していること。（達成度：○）

[東南アジア：コーラル・トライアングル]

- 2-1. マレーシア沿岸の保全活動対象地域での爆破漁業探知装置の設置と、パトロール・システムの構築が完了すること。（達成度：△）
- 2-2. 海外のサンゴ礁保全計画の目標設定・手順・方法の進捗管理が向上し、2027.6 期以降の活動精度向上に貢献すること。（達成度：△）

[石垣島白保]

3-1. 2027.6 期以降、WWF が沖縄県石垣島白保地区のサンゴ礁保全にどう関与するか。その方向性が定まり、地元で活動を引き継いでいる NPO 法人「夏花」および公民館との間で、それが合意されていること。(達成度：△)

3-2. 「夏花」の活動資金の調達能力、ならびにプロジェクト管理能力に一定の向上が見られていること。(達成度：△)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月～8 月：奄美大島大和村国直で第 1 回サンゴ礁調査を実施、調査結果を報告

国内のサンゴ礁保全の重要なフィールドとして位置付けている、奄美大島の国直で、保全プロジェクトのベースラインデータを収集するため、地域の関係者や専門家と共に、第 1 回目の調査を実施。8 月に調査結果の報告会を実施し、調査によって日本のサンゴ種の 3 分の 1 以上に相当する 18 科 133 種が確認された点や、昨年の白化の影響や回復状況を伝えた。地域の観光・生活・文化に根差したサンゴ礁の生物多様性の保全を、集落や関係協力機関とともに実施していく。

- ・ 2025 年 9 月：マレーシアの爆破漁業対策プロジェクトで進捗を報告

WWF マレーシアと共同で取り組んでいる、サンゴ礁生態系保全を目的とした爆破漁業対策プロジェクトの報告を公開。爆破漁業は海の生態系と人を危険にさらす IUU 漁業の一つ。現地では WWF が行政機関や地域住民、学術機関と協力して取り組む、爆破漁業の実態把握と体制づくりが進んでいる。

- ・ 2025 年 11 月：奄美大島・国直のサンゴ生態系保全プロジェクトの現場で第 2 回調査の準備

第 2 回調査準備のため現地を訪問。新たに加入したサンゴの小さな群体や、大量発生状況ではないものの、これまで確認されていなかったオニヒトデも確認した。またアーティストの屋良朝幸さん（THE YARA）も同行。屋良さんの目から見たサンゴ礁と保護活動について、来年 YouTube や SNS で発信予定。

- ・ 2025 年 12 月：「高緯度サンゴ」サミットを開催、保全のあり方を議論

本州や四国、九州などで生息が確認され、独自の生態系を作っている高緯度サンゴ。WWF ジャパンは公益財団法人黒潮生物研究所と共催で高緯度サンゴサミットを開催した。当日は高緯度サンゴの調査や保全に取り組む関係者を招き、現状やその活動を紹介。約 55 名が参加し、保全のあり方について議論した。

- ・ 2026 年 2 月：宮崎県沿岸の高緯度サンゴ群集について基礎資料を発表

調査研究の蓄積や社会的認知の不足している高緯度サンゴ群集保全の一環として、自治体や研究者、事業者らが連携して保全の取り組みを進めている宮崎県沿岸の高緯度サンゴ群集についてまとめた『宮崎県太平洋沿岸の高緯度サンゴ群集 2026』を発行。他の地域の活動にも役立てていく。

- ・ 2026 年 2 月：サンゴ礁に関するプラネタリウム上映とトークイベント

3 月の EARTH HOUR 2026 の関連イベント「サンゴ礁の今と未来～サンゴを守るために私たちにできることとは？～」を開催。アーティストの屋良朝幸さんと、360 度カメラで撮影したサンゴ映像を上映したほか、屋良さんも訪れた奄美大島のサンゴ礁生態系保全活動についてトークを行った。当日は満員の 120 名が参加した。

- ・ 2026 年 2 月：沖縄県に浄化槽ルール of 基準づくりを求める要望書を提出

沖縄県は浄化槽のルールを改正し、2023 年 6 月から施行しているが、地下浸透を通じての排水規制が緩和されたことで、地下水の水質悪化やサンゴ礁への影響が懸念されている。専門家を含む適切な基準づくりを県へ求めてきたが改善が見られず、2 月県議会での再審議を求め要望書を提出した。

- ・ 2026 年 3 月：奄美大島の国直集落で第 2 回サンゴ調査を実施

奄美大島の国直集落で、第 2 回となるサンゴ調査を行なった。県外からも 6 人の専門家に参加いただき、サンゴ礁のほか集落の人が普段利用する 6 地点で潜水調査。サンゴの写真撮影やサンプルを採集。種や確認場所などの分析結果を保全活動に利用していく。

- ・ 2026 年 3 月：ラジオ番組で EARTH HOUR とサンゴ保全活動を紹介

FM ヨコハマのラジオ番組に出演し、EARTH HOUR の告知および、奄美大島のサンゴ礁生態系保全活動を紹介した。DJ の IMALU さんは奄美大島在住で、プロジェクトやその課題、リスナーができる身近な取り組みをピックアップ。番組を通じたアースアワーの認知拡大を目指した。

4) 野生生物グループ 活動報告

野生生物グループでは、WWF ジャパンの野生生物取引調査部門である TRAFFIC が注力している、ペットや象牙など、日本国内の消費が関係する野生生物の取引問題への取り組みを展開。また、各国の WWF と協力して、南西諸島およびアジア地域における生息地の保全と密猟対策の強化等を通じた活動を行なっている。特に、2022.6 期からの現・中期計画では、国際的な支援が求められている希少種、ユキヒョウ、アフリカゾウ、ジャガーの保全を目的としたプロジェクトの設計、開発に取り組んだ。

【プロジェクト 1】 ペット利用される野生動物の日米市場の変容・需要削減プロジェクト

ト

野生動物のペット利用による絶滅をゼロにするため、WWF 独自の基準に基づくオンラインツール「エキゾチックペットガイド」の開発と、需要削減、業界変容を目指した。さらに、政策面では、動物愛護管理法による、野生生物の国内飼育・利用の規制強化を求める提言活動を行った。ツール開発と業界変容は、日米オフィスで連携して実施した。

(中期目標)

1. WWF が策定するエキゾチックペットに関する自主基準にもとづく対象種の適性評価（ペットガイド）が、少なくとも4つの分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類）について作成され、日本語・英語対応のオンラインツールとして、日本とアメリカを中心に主要市場で活用されていること。
2. WWF・TRAFFIC のキャンペーンにより、日本の消費者によるペット利用される野生動物の需要が30～50%削減されていること。
WWF ジャパンの働きかけにより、日本の消費者に影響力のあるメディア企業がペット需要につながる野生動物の取り上げ方を改善していること。
3. WWF の働きかけを通じて、日本・米国で少なくとも10のペット業界/事業者が WWF の基準に沿って責任ある野生動物の調達を行なっていること。
4. 動物愛護管理法、種の保存法による野生生物の輸入および国内取引・飼育の管理が強化され、野生動物のペット利用に関する抜本的法整備の検討が始まっていること。
ペット取引が脅威となっている種あるいはグループ（特に、爬虫類、両生類、昆虫等）が、新たに CITES（ワシントン条約）に掲載、あるいは日本その他の生息国の法令により保護されていること。
5. WWF ネットワークでペットとして利用される野生動物の取り組みが認知されるようになり、WWF ジャパンの支援を通じて他の WWF/TRAFFIC オフィスがプロジェクトに取り組んでいること。

(2026.6 期 目標)

[ツール]

- 1-1. WWF が策定するエキゾチックペットに関する自主基準にもとづく対象種の適性評価を、4つの分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類）について作成すること。また、ペットガイドのウェブサイトの拡充を図り、信頼性を高めること。(達成度：○)
- 1-2. 日本とアメリカを中心とした主要市場で、ペットガイドの認知が向上し、活用されていること。(達成度：△)

[消費者需要削減]

- 2-1. 前年度末に配信した、野生動物のペット需要の削減を目的としたキャンペーン動画（4種）の趣旨が、飼育意向者に伝わるよう改善されていること。(達成度：◎)
- 2-2. 意識調査、取引調査を実施し、2022 年より3度にわたって配信と改善を繰り返し

たキャンペーンの効果検証ができていること。(達成度：◎)

- 2-3. ペット需要を喚起しているメディアが、報道傾向の改善の取り組みを実施できていること。(達成度：△)

[マーケット]

- 3-1. 野生動物をペットとして扱う、特に生体販売にかかわるホームセンターなどの大手企業2社が、この問題を企業が対応すべき課題として認識し、少なくとも1社が具体的な対応に着手していること。(達成度：○)
- 3-2. 責任ある野生動物の調達に関する企業の先進事例が、その取り組みを公開していること。(達成度：△)
- 3-3. 希少な野生動物のペット取引に対し、自主規制を呼びかけるペット業界団体に、さらなる行動を促すこと。(達成度：○)
- 3-4. 外来生物問題という観点から、ペット問題に取り組むことの必要性・妥当性が検討されていること。(達成度：◎)

[政策提言]

- 4-1. 立法者、行政への働きかけの継続によって、動物愛護管理法の改正法案に WWF が提案する「展示の行為規制」が盛り込まれ、改正がなされていること。(達成度：○)
- 4-2. ワシントン条約 (CITES) で取引規制の対象となる可能性のある、9種の爬虫類取引調査の報告書が、メディアで報道され、爬虫類の取引規制に関する議論が活発化していること。2025年に開催される、ワシントン条約の第20回締約国会議 (CoP20) において9種の附属書改正提案がなされた場合、規制強化の後押しとしても活用され、提案種の規制が強化されること。(達成度：○)

[主流化]

- 5-1. ペットプロジェクトを実施する日米以外の WWF 事務局と情報の共有を行ない、ネットワークの構築・活用ができていること。(達成度：◎)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月：9 種の爬虫類の取引調査結果の発表とメディア向け勉強会

ワシントン条約の締約国会議を前に、日本へのペット目的の違法な取引事例が多いとされる爬虫類 9 種の取引状況を調査。その結果を発表し、国際的な爬虫類取引における日本の責任の重要性と、ペット市場の変容の必要性を指摘した。太田英利自然保護委員にもご参加いただき、メディア向け勉強会も実施。14 名が参加した。

- ・ 2025 年 7 月：UNODC GUARD の会合でペットキャンペーンについて発表

香港で開かれた国連組織 UNODC (国連薬物・犯罪事務所) の主導で、野生動物犯罪の撲滅に取り組むプラットフォーム GUARD Wildlife (Global United Action to Reduce and Dismantle Wildlife Crime) が発足。ここで取り組むべき課題の一つに、野生動物をペットとして利用す

るエキゾチックペットの問題が含まれている。同プラットフォームより講演の依頼を受け、日本のペットプロジェクトについてオンラインで発表。関係者向けに開催された、WWF 香港が主要メンバーとして参加するコーディネーション・ミーティングにて、先行事例として日本の野生動物のペット利用の行動変容キャンペーンを紹介した。日本の消費者の意識調査の結果、それを踏まえて設計されたキャンペーンの実施状況と改善策、得られた知見等を発表。日本がこの問題について認知、取り組みをしていることを示すことができた。

- ・ 2025 年 8～11月：動物看護大学の学生とペットキャンペーン対象種の動物イラストを作成

野生動物をペットとして飼育することで生じる問題を、より広く知ってもらう取り組みの一環として、対象 4 種の動物イラストをヤマザキ動物看護大学のエキゾチックアニマルサークルのメンバーと共同で作成。井の頭自然文化園と千葉市動物公園を訪問し、飼育員の方にお話を伺い、飼育の難しさなどをまとめた。冊子を作成し、11 月の大学の学園祭や、千葉市動物公園「ちば ZOO フェスタ」にて来場者に配布した。

- ・ 2025 年 8 月：イグアナのペット利用による外来種問題を解説

野生では中南米に生息する大型の爬虫類グリーンイグアナが、ペットとして持ち込まれた台湾で野生化し、外来生物として大きな問題になっている事例を紹介。日本でも沖縄県の石垣島で定着している可能性があることを指摘し、ペット利用に由来した外来生物の問題の深刻化について、解説する記事を発信。

- ・ 2025 年 9 月：野生動物の福祉向上についての意見交換会に出席

動物との共生を考える連絡会（動共連）による意見交換会に、英国の動物福祉団体 Wild Walfere、日本動物園水族館協会（JAZA）と出席。カフェや動物園等での野生動物とのふれあいや、優先的に取り上げるべき課題について議論。展示動物の福祉向上のための法改正へ向けた協働の可能性を探る。

- ・ 2025 年 10 月：野生動物を扱うアニマルカフェの調査報告書を発表

「動物と触れ合える」場として人気のアニマルカフェは、野生動物の利用による生態系への影響や、人の健康や安全の侵害が懸念されている。そこで、野生動物を扱うアニマルカフェの実態調査を北海道大学獣医学研究院と共同で実施。保全、傷害、衛生の 3 点からそれぞれの課題、対応策についてまとめた報告書を発表した。

- ・ 2025 年 12 月：爬虫類・両生類の臨床と病理のための研究会で報告

獣医師の研究会からの要請に応じ、7 月に公表した爬虫類の取引調査報告書について発表した。爬虫類と両生類は日本でペットの需要が高く、過剰な取引や違法取引が続いており、野生個体への影響などが問題になっている。約 50 名の臨床家・研究者に野生動物のペット取引の課題を伝えた。

- ・ 2025 年 12 月：エキゾチックペットガイドに 13 種を追加、サイト改善アンケートも実施

野生動物を含むエキゾチックペットの飼育に伴うリスクや注意点を、動物種ごとにまとめたサイト「エキゾチックペットガイド」に、新たに 13 種の動物を追加。サイト改善のための利用者アンケートも実施し、より使いやすいサイトを目指す。

- ・ 2026 年 1 月：コツメカワウソを利用した地域活性化プロジェクトに共同声明発表

コツメカワウソを利用した地域活性化プロジェクトを展開する事業者に対し、他団体と共に、野生動物の展示・触れ合いの利用に伴う絶滅の危機の加速や公衆衛生、安全などのリスクの正しい認知と、それらを最小化するための対策の実施を求める共同声明を発出した。

- ・ 2026 年 2 月：ペット由来の外来種の現状を検証した報告書を公開

外来生物法の施行から 20 年、今も各地でさまざまな野生動物が国内に持ち込まれ、逸走・遺棄を経て外来種化するケースが確認される中、社会問題となっている外来種の定着・拡散に「ペットとして流通する野生動物」がどの程度関与しているか検証した報告書『ペット由来外来種：日本における現状と課題』を公開した。

- ・ 2026 年 3 月：動物愛護管理法の基準省令改正案へのパブコメで意見書提出

動物の愛護及び管理に関する法律で、犬猫以外の哺乳類、鳥類および爬虫類について管理方法等の基準を定める省令案へパブリックコメントが募集され、WWF から、動物との接触における衛生対策の強化、獣医師による定期健康観察や意図的な異種間交雑防止などを盛り込むよう意見を提出した。

- ・ 2026 年 5 月：世界獣医師会大会 2026 の「ワンヘルスサミット」に参加

世界中から獣医師や研究者が集まる世界獣医師会大会 2026 が開催され、人・動物・環境の健康を一体として捉えた視点から獣医学の未来について議論する「ワンヘルスサミット」に参加。WWF から東梅事務局長が、野生動物のペット利用に伴う問題や、これまで獣医師と連携してきた取り組みを発表した。

- ・ 2026 年 5 月：国際カワウソ保全シンポジウムで講演、危機的状況について発信

近年コツメカワウソの密輸が相次いでいる台湾で、5 月 27 日の「世界カワウソの日」を前に「国際カワウソ保全シンポジウム」が開催され、コツメカワウソのペット利用の課題について講演。野生動物のペット飼育がもたらすリスクや、起こすべきアクションについて呼びかけた。

- ・ 2026 年 6 月：千葉市動物公園の講演会で野生動物のペット利用について講演

千葉市動物公園で「世界熱帯雨林の日」の講演会に登壇し、野生動物のペット利用について、種の存続を脅かす過剰な消費や違法取引、感染症などのリスクについて講演した。熱帯雨林にちなみ WWF のジャガー保全活動も紹介。対面で約 40 名、オンラインで 150 名が参加した。

- ・ 2026 年 6 月：帝京科学大学及びヤマザキ動物看護大学で野生動物のペット利用の問題を講義

野生動物のペット利用について、帝京科学大学アニマルサイエンス学科の学生約 100 名及びヤマザキ動物看護大学動物関係学科の学生約 240 名に講義を行い、背景にある生物多様性の減少や、関連する法律、ペット利用がもたらす環境・社会的リスクなどを解説。動物関連の職に就く予定の学生たちに、積極的な働きかけを促した。

- ・ 2026 年 6 月：野生生物の絶滅を防ぐためのオンラインシンポジウム開催

南西諸島で野生動物の違法取引事件が頻発するのを機に、オンラインシンポジウムを開催。100 名近くが参加した。生息地から市場まで輸送・サプライチェーンに携わる関係者と問題意識を共有し、野生生物の違法または過剰利用を防ぐための共同宣言に 20 団体を超える賛同を得た。

【プロジェクト 2】アジアにおける違法野生生物取引の削減プロジェクト

アジアで大きな問題となっている希少な野生生物の違法取引（IWT：Illegal Wildlife Trade）には、金融や輸送業界、e コマースといった、さまざまな業界のサービスが利用されている。その関係者や企業に対し、問題への理解を促進すると共に、アジア・太平洋地域の WWF が用意したツールや人材育成の機会を活用し、対策の実施を促す。また、東南アジアで発生している密猟や密輸の影響を受けている野生生物の生息地で、違法取引の対策活動を開始する。

（中期目標）

1. グローバル/地域/国レベルの金融、運輸、e コマースセクターの関係者が、違法な野生生物取引（IWT）のために、各セクターがどのように使用されているかを理解し、WWF のアドバイスに沿って対策を実施していること。
2. タイ中部のダーンシンコン地域において、野生生物違法取引に対する調査・摘発などの法執行活動と、地域コミュニティからの報告数が、前年に比べて 1.5 倍に増加すること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. オンライン上での IWT（野生生物違法取引）を阻止するための AI/ML モニタリングシステムの開発・実用化に向けた外部組織、各種機関との連携強化。（達成度：○）
- 1-2. IWT のオンライン監視制度の横展開（達成度：○）
- 1-3. 人、動物、環境の健康を一つのものとする「One Health」アプローチを展開するため、Zoonotic Risk Predictor の対象地域での運用に向けたシステム構築を継続すること。また、WWF フランスを中心とした、WOAH（国際獣疫事務局）の既存のシステムの統合と連携強化をはかること。（達成度：○）
- 2-1. タイ中部のダーンシンコン地域での成果を踏まえた、次期海外 IWT フィールド支援プロジェクトの目途を立てること。（達成度：◎）

（2026.6 期に実施した主な活動）

- ・ 2025 年 11 月：アジアのネコ科動物の違法取引の実態を調査した報告書を紹介

アジアに生息するネコ科動物に対する違法取引の実態をまとめた最新の報告書『The Trade in Asian Big Cats (2000–2024)』が発表され、その内容を紹介した。報告書は、過去 25 年間の取引データを分析し、犯罪の巧妙化や種ごとの傾向、保護のために必要な対策を明らかにしている。

【プロジェクト 3】日本の野生生物取引対策プロジェクト

希少な野生生物が日本に違法に持ち込まれ、また持ち出されている問題や、不適切に行なわれている野生生物取引を解決するため、運輸や航空、e コマース産業などの取引や物流に係る企業と、税関や警察など取り締まりを行なう行政機関の連携を促進する。また、違法な野生生物取引に関連する情報や事例の共有、さらに違法行為が発覚した時の対応のためのキャパシティ・ビルディングの支援などを行なう他、企業には自ら違法・不適切な野生生物取引を排除するポリシーの策定を促す。

(中期目標)

1. [IWT (Illegal Wildlife Trade) 対策]

WWF の働きかけを通じて、違法な野生生物取引を撲滅するための取り組みを実施する企業 5 社（航空以外の輸送、金融）および、チャンピオン企業（航空）2 社が、法執行機関との連携強化により野生生物の違法取引の起訴率向上に貢献していること。

2. [野生生物取引]

WWF の働きかけを通じて、不適切な野生生物取引を削減するため、対象企業（EC：最低限 2 社）で野生生物の取り扱いに対するポリシーが策定され周知されていること。

3. [リサーチ&アドボカシー]

合法であっても、持続可能ではない野生生物取引が把握され、規制もしくは企業のポリシーに反映されていること。

IWT に関する政策の優先度が上がり、野生生物取引関連の法律（種の保存法）の施行が、国際基準（ワシントン条約）に沿って適切に履行されていること。

(2026.6 期 目標)

[運輸業界による IWT 対策の促進]

1-1. 日本の大手航空企業と対話を継続し、法執行機関への通報・報告フローが整理され、社内で周知されていること。その実績を展開することで、別の航空会社の社内でも認識が向上し、独自に違法取引に関する周知体制が確立されていること。（達成度：○）

1-2. 前年度に完成させ、関係機関に共有したマテリアル（IMO（国際海事機構）のガイダンス・ガイドライン）の追加展開をフォローすること。（達成度：○）

[EC 企業に向けた働きかけ]

2-1. これまでの企業との対話、調査、及び有識者の意見を可視化すること。それにより、優先的に働きかけを行なう国内の大手 EC 企業が、WWF が推奨する水準のオンラインにおける野生生物取引ポリシーを策定、公表すること。また、それにより他の大手 EC 企業にも検討を促すこと。（達成度：○）

2-2. 取り組みが遅れている EC 企業については、従来よりも IWT 対策に注力したユーザー向けの啓発が実施されていること。（達成度：○）

[リサーチ&アドボカシー]

- 3-1. 日本として懸念のある野生生物取引の分野、予防措置が必要な分野についてのデータが可視化できていること。特に違法取引については、モニタリングできる体制が構築できていること。(達成度：○)
- 3-2. 「種の保存法」の改正と、ワシントン条約の第 20 回締約国会議（CoP20）に向けた必要な提言等を実施すること。(達成度：○)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 10 月：ペット需要の高い爬虫類の取引の課題と事業者の取り組みを記事で紹介

ペット利用を目的とした取引は、絶滅のおそれのある野生動物の危機を高める要因となっている。特に需要が高いのはトカゲやカメなどの爬虫類。ワシントン条約によって国際取引が規制されている、インドネシア固有の爬虫類、コバルトツリーモニターの生体取引の課題と、解決に向けた事業者の取り組みを紹介した。

- ・ 2025 年 10～11 月：CITES CoP20 に向けたメディア勉強会を開催

11 月 24 日～12 月 5 日に開催されるワシントン条約第 20 回締約国会議（CITES CoP20）を前に、野生生物取引について適切な理解に基づく発信のための情報をメディア各社に提供する勉強会を開催した。前編は基礎情報をテーマとし、42 名が参加。後編は日本に関する議題をテーマに 11 月に開催し、35 名が参加。特に関心が高いウナギ属の附属書 II 掲載提案については、背景や解決策として流適法を説明した。

- ・ 2025 年 11 月：固有種のカメなどの違法捕獲と密輸について専門誌に寄稿

沖縄県で 10 月に起きた、天然記念物リュウキュウヤマガメ 107 頭などを違法に捕獲し 70 頭を密輸出しようとした事件を受け、希少な野生動物が違法に取引される状況について発信。また、雑誌『生命の科学 遺伝』11 月号にも寄稿し、密輸出事例を含め日本のカメ取引の実態と課題を解説した。

- ・ 2025 年 11 月：象牙のオンライン取引で複数企業が出品ルールを改定、詳細を解説

違法性の疑われる象牙製品の取り扱いなどが課題となってきた、主要な CtoC プラットフォームを運営する複数の企業が、出品ルールを改定し自主的な取り締まり強化を断行。ワシントン条約会議（CoP20）に向け日本の象牙市場が注目される中、企業による取り組みの意義と、遅れている日本の政策の課題を解説した。

- ・ 2025 年 11 月：ワシントン条約の締約国会議（CITES CoP20）開幕を受け、議題を解説

CITES CoP20 がウズベキスタンのサマルカンドで開幕したことを受け、注目ポイントを発信。国内象牙市場での違法取引に対する監視体制の適正化や、ウナギ属の規制対象を全種へ拡大する提案、弦楽器の弓の原料である高級木材ブラジルボクの種の保護強化など、日本に関連のある議題について解説した。

- ・ 2026 年 2 月：横浜税関職員向けの研修でワシントン条約に関する講義を実施

野生生物の取引監視部門である TRAFFIC が、横浜税関の職員向け研修プログラムの中でワシントン条約に関する講義を担当。今年の中級職員 12 名に向け実施。野生生物の違法取引を取り巻く最新動向を共有し、水際の取り締まりの重要性について再確認いただく機会となった。

- ・ 2026 年 3 月：企業による「違法な野生生物の輸送撲滅セミナー」で登壇

航空企業（ANA）と空港運営企業（成田国際空港）共催の職員と関係者向けのセミナーに登壇した。違法な野生生物取引の課題理解を促進させ、防止に貢献することが目的で、今年 8 回目。セミナーでの登壇の他、企画から全体のコーディネートまでを担当した。

- ・ 2026 年 3 月：経産省主催「第 9 回適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」に出席

象牙取引にかかわる官民の関係者が一堂に会する協議会にオブザーバーとして出席。今年に関連する法律（種の保存法）の見直しを控えているため、情報収集の他、関係者とのネットワーキングを実施した。

- ・ 2026 年 6 月：税関の新入局者向け研修でワシントン条約について講義

税関の新入局者が必ず受講する研修プログラムの法令を学ぶ講座で、「ワシントン条約」について講義を実施。260 名が受講し、野生生物取引を取りまく最新の動向と、水際の取り締まりの重要性、生物多様性保全における税関の貢献や役割について認識してもらう機会となった。

【プロジェクト 4】南西諸島フィールド保全プロジェクト

世界的にも生物多様性豊かな自然がのこされている南西諸島に生息する、固有の希少な野生生物を保全するため、保護区の拡大や管理の改善、またこの地域から違法に持ち出される野生生物の密猟や密輸の取り締まり強化を促進する。世界自然遺産登録地であり、イリオモテヤマネコの生息域でもある西表島の浦内川流域を筆頭に、域内の保全上重要なエリアで、継続的な生物調査を実施。保全活動に活用していく。また、重要な生息地における開発等の緊急対応案件にも、他団体・学会等と連携して取り組む。

（中期目標）

1. 南西諸島の世界自然遺産登録候補地またはその周辺の複数地域において、保護区が拡大または既存保護区内の保全効果が向上し、そこに生息生育する CITES 掲載種/種の保存法の国内希少野生動植物種の種数または個体数の増加が見られること。
2. 南西諸島の世界自然遺産登録候補地またはその周辺の複数地域において、そこに生息生育する CITES 掲載種/種の保存法の国内希少野生動植物種の密猟・持ち出しが抑止されていること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. イリオモテヤマネコの生息地である沖縄県西表島の浦内川流域において、陸水域の拡大と、継続的な維持管理体制を確立すること。（達成度：◎）
- 1-2. 沖縄県宮古島において、ミヤコカナヘビの域内保全を促進すること。（達成度：◎）

- 1-3. 石垣島ゴルフリゾート計画の影響を受けるおそれのある名蔵アンパル周辺のカンムリワシ・キバラヨシノボリ等の希少野生生物、および生息地の保全を実現すること。(達成度：◎)
- 1-4. 南西諸島における緊急かつ重要な開発等の環境課題への相談対応・情報収集を行なうこと。(達成度：◎)
- 2-1. 奄美大島における野生動植物持ち出し抑止のための新ルールの制定・実施を支援すること。(達成度：◎)
- 2-2. 南西諸島の他の地域における、野生生物の違法取引の防止に向けた、官民連携を推進すること。(達成度：◎)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月：沖縄県石垣島でのゴルフリゾート開発計画について合同記者会見を実施

石垣島にあるラムサール条約登録湿地「名蔵アンパル」の上流域で計画され、水系に悪影響を及ぼす恐れが指摘されているゴルフリゾート開発について、地元の市民団体や保全団体・学会らと共に、開発許可に関連した新たな資料の分析結果を報告する合同記者会見を実施した。

- ・ 2025 年 9 月：沖縄県石垣島と与那国島で SGDｓ セミナーを開催

SGDs 採択 10 周年にあたり、「『経済効果』と自然の価値」について石垣島と与那国島でセミナーを開催した。京都大学の浅野耕太氏による基調講演のほか、各分野の専門家による発表が行なわれ、島の未来について議論。石垣島では約 150 名、与那国島では町長を含む約 70 名の島民が参加した。

- ・ 2025 年 10 月：JTB サステナビリティレポートに WWF のコメントを掲載

南西諸島の貴重な生息地を保全する取り組みの一環として、旅行業界大手の JTB が TNFD レポートに続きサステナビリティレポートを作成。企業として必要な取り組みや現地地の情報を提供した。開発や観光利用によって貴重な生息地がこれ以上失われないために、業界への働きかけを行なっていく。

- ・ 2025 年 12 月：生物多様性スクール「南西諸島の生物多様性をどう守る？」開催

「南西諸島の生物多様性をどう守る？世界自然遺産登録 5 年目の課題」をテーマに、生物多様性スクールをオンラインで開催。貴重な生物多様性が残り、WWF が設立当初の 1970 年代から取り組んできた南西諸島の自然と活動、そして現在の課題について考えた。317 名が参加。

- ・ 2025 年 12 月～2026 年 1 月：沖縄県・石垣島ゴルフリゾート開発の開発審査会で意見陳述

ラムサール条約登録湿地「名蔵アンパル」上流域で進められているゴルフリゾート開発について、県の開発許可に対する周辺の農業者や市民による行政不服審査請求を受けて開催された開発審査会で意見を陳述し、43 項目の質問状を県へ提出。回答を踏まえ事業者側に要請

を行なっていく。1月には、公開開発審査会にて委員から出された質問に対し、日本環境法律家連盟（JELF）カンムリワシ弁護団などと協力して作成した回答書と証拠文書を提出。今後、着工前にできる働きかけを継続する。

- ・ 2025 年 12月～2026 年 1 月：西表島の水辺再生地でモニタリング調査・プロジェクト会議等を実施

イリオモテヤマネコやカンムリワシの生息地、西表島・浦内川流域の稲葉・干立の両地区で、現地のパートナー団体、水生昆虫と植物学の研究者、環境省西表事務所と、生物モニタリング調査・水域維持作業やプロジェクト会議を実施。サステナブルツーリズムや水田再生を通じた、貴重な水域の維持と拡大を目指す。

- ・ 2025 年 12月：沖縄県・与那国島の湿地保全について関係者会議

港湾開発計画に対し声明を出している与那国島の樽舞湿原を含む重要な湿地生態系の今後の保全計画の実現に向けて、現地の住民団体、与那国町議会議員、農業委員会等と打ち合せ、水田再生や保護区の設置を目指す方向性について確認した。各関係先との調整を進め、協議を続けていく。

- ・ 2026 年 1月：希少種ヒョウモンドジョウの保全に向けた関係者会議を開催

与那国島で 2025 年 4 月の調査で生息が確認された希少淡水魚ヒョウモンドジョウ。石垣島の合同調査プロジェクトメンバーである沖縄美ら海水族館チーム、日本魚類学会の研究者、現地関係者らとこれまでの調査結果を共有し、今後の保全策について議論した。

- ・ 2026 年 1～2月：石垣島の名蔵アンパル保全、絵本を通じた台湾での普及イベントに登壇

古謡を題材にした絵本「あんばるぬゆんた」を通じて、アンパル干潟や八重山の自然の豊かさを普及するイベントが台湾で開催され、WWF ジャパンは名蔵アンパルの生物多様性保全の重要性について講演。会場では絵本の朗読や音楽演奏も行なわれ、390 名以上が来場した。

- ・ 2026 年 3～4月：石垣島ゴルフリゾート開発業者への合同要請と記者会見

沖縄県石垣市のラムサール条約湿地「名蔵アンパル」水系のカンムリワシ生息地で建設計画が進むゴルフリゾート開発事業者に対し、WWF ジャパンは 3 月に他団体・学会と連名で合同要請書を提出。要請の内容と開発計画の問題点について記者会見を開催した。

- ・ 2026 年 4月：沖縄県与那国島での生息地保全活動について町長等を訪問・協議

与那国町長、町役場関係各課、JA、米作り農家、公民館、地元小学校等を訪問し、今後の連携を協議。水田再生の候補地となっている耕作放棄地での生物調査と作業計画の打ち合せも実施した。

- ・ 2026 年 5月：沖縄県国頭村で開催された密猟対策シンポジウムで基調講演

沖縄県やんばる地区を含む南西諸島において、昨年から相次ぐ国内希少野生生物の大量密猟・違法取引の刑事事件を受け、地元団体「やんばるビジョン」がシンポジウムを主催し、基調講演に登壇した。地元自治体や観光業者など約 50 名が参加し、密猟・違法取引問題について普及の機会となった。

- ・ 2026 年 6 月：与那国島プロジェクト開始に向けた関係者会議を主催

南西諸島の新たな活動フィールドである与那国島で、湿地再生や保護区設置を目指す 2030 年までのプロジェクト開始に向け、協働する現地団体、与那国町役場、農業委員会と打ち合わせを行った。

- ・ 2026 年 6 月：沖縄県・石垣島固有亜種のハゼの生息地での飼育展示に向けた会議

WWF が他団体と連名で見直しを要請している、石垣島の名蔵アンパル水系でのゴルフリゾート開発の予定地に隣接する公園で、固有亜種である絶滅危惧種のハゼ「イシガキパイヌキバラヨシノボリ」の生体展示の計画があり、実施に向けた会議に参加した。

- ・ 2026 年 6 月：西表島の稲葉と干立の湿地再生活動レビューと次期計画の関係者会議

イリオモテヤマネコやカンムリワシの餌場である水辺の再生を目指す沖縄の西表島のプロジェクトで、浦内川流域の稲葉と干立における湿地再生活動の各協働団体と 2026.6 期（FY26）の活動レビューおよび次期に向けた会議を実施。稲葉では水生昆虫の種数調査と水辺環境維持の作業も行なった。

【プロジェクト 5】ヒマラヤ・ユキヒョウ保全プロジェクト（インド、パキスタン）

インドとパキスタンにまたがるヒマラヤ山脈の西部で、地球温暖化により生息地が脅かされ、また人とのあつれきにより絶滅が危惧される希少種ユキヒョウの保全活動を支援する。ユキヒョウとその獲物となる野生の有蹄動物の個体数調査をはじめ、農村地域コミュニティとの共存に向けた施策を実施。また、持続可能な放牧地管理と家畜生産手法を開発し、高山生態系の保全に対する政策強化を目指す。

（中期目標）

1. インドおよびパキスタンのヒマラヤ西部で、コミュニティベースの保全が進み、ユキヒョウの個体数と分布域が増加あるいは安定していること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. 関係者の認知向上と能力強化による、関係者の認知向上と能力強化によるユキヒョウと生息地の保全強化（達成度：○）
- 1-2. ユキヒョウ生息地域において、コミュニティの主導での放牧地利用ビジョンの策定と管理計画の実施。（達成度：○）

1-3. 重要な野生生物生息地における HWC（ユキヒョウやオオカミなど野生生物と人との軋轢）
管理の支援。（達成度：○）

1-4. ユキヒョウの生息地管理：西ヒマラヤの生態系の健全性のより深い理解（達成度：○）

（2026.6 期に実施した主な活動）

- ・ 2025 年 7 月：ユキヒョウと人が共存する未来に向けた「コミュニティ・ビジョン」協議会発足

ユキヒョウなどの野生動物による家畜被害が問題になっている西ヒマラヤのラダックで、
WWF と地域住民が作成した「コミュニティ・ビジョン」が、関係者の合同会議で支持され、
協議会の発足が決定。これを日本でも紹介した。地域の声、政府の政策、そして野生生物とそ
の生息地保全の両立を目指していく。

- ・ 2025 年 10 月：野生動物アドプト制度のユキヒョウ年間活動を報告

アドプト制度のユキヒョウ・スポンサーズの皆さまからのご支援で展開している西ヒマラヤ
でのユキヒョウ保全活動について、2024 年 7 月～2025 年 6 月の活動内容と成果を報告し
た。

- ・ 2025 年 11 月：野生動物アドプト制度をリニューアル、新プログラムを展開

2023 年 4 月に開始した、ユキヒョウの保全を支援する「野生動物アドプト制度」をリニューア
ルした。新制度では、より多くの方が参加しやすくなるよう、月額 1,000 円からご支援が可
能。野生動物とそれを取り巻く環境について学べる特典も拡充した。

- ・ 2025 年 12 月：ユキヒョウ・スポンサーズを対象に映画鑑賞会を実施

ドキュメンタリー映画『ラダック 氷河の羊飼い』の鑑賞会とトークイベントを開催し、アドプ
ト制度のユキヒョウ・スポンサーズを招待した。映画は、WWF ジャパンがユキヒョウ保全活
動を展開する西ヒマラヤの自然やラダックの人々の営みが垣間見られる作品。12 名のスポンサ
ーズ・会員らが参加し、アンケートでも高い満足度が得られた。

- ・ 2026 年 2 月：ネコの日に札幌市円山動物園でユキヒョウ特別イベント

札幌市円山動物園で、「ネコの日に知りたい、ユキヒョウと地球のはなし」を開催した。
WWF インドから保全プロジェクト担当のリシ・シャルマが来日し、活動について紹介。事前
申込した 40 名が現地で、またオンラインからも 30 名以上が参加し、ユキヒョウが直面する危
機や活動について、熱心に耳を傾けた。

- ・ 2026 年 4 月：ユキヒョウ保全プロジェクト、インドのスタッフにインタビュー

ユキヒョウ保全プロジェクトを率いる WWF インドのスタッフ、リシ・シャルマのインタビュ
ー記事を作成し、4 回にわたり発信。ユキヒョウ保全の仕事や、活動現場の西ヒマラヤについ
て、ユキヒョウと共に生きる動物などを紹介したほか、活動を支えてくださるサポーターへの
感謝をお伝えした。

【プロジェクト 6】東アフリカ・アフリカゾウ保全プロジェクト（ケニア、タンザニア）

東アフリカのセレンゲティ、マサイマラ、アンボセリ、ンゴロンゴロなど、国際的に知られるサバンナの自然と、文化が共存する地域において、アフリカゾウをはじめとする野生生物の保全活動を支援する。対象となるコミュニティでの水資源や保護区の持続可能な管理、新たな雇用創出や女性ビジネスを支援し、将来的には、野生生物個体数が安定、増加し、地域の暮らしの生計の向上に貢献することを目指す。

（中期目標）

1. セレンゲティ、マサイマラ、アンボセリ、キリマンジャロ、ンゴロンゴロなど国際的に知られた東アフリカのサバンナの野生生物の生息地と地域文化が共存する「SOKNOT(Southern Kenya and Northern Tanzania)ランドスケープ」で優先種（ゾウ、サイ、ライオン、リカオン）とその他のターゲット種（キリン、チーター、センザンコウ）の個体数が安定あるいは増加し、ターゲットコミュニティの生計向上に貢献していること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. 前年度までの検証と分析に基づいて特定した、人とゾウのあつれきが多発している地域での対策と連携が促進されていること。（達成度：○）
- 1-2. 日本企業からの新規支援の獲得を模索すること。（達成度：○）

（2026.6 期 活動計画）

- ・ あつれき解消に向けた活動計画の詳細を WWF タンザニアと策定し、現地での取り組み、物資の調達を支援する。
- ・ あつれきの実態について、地域が主体となってモニタリングできる体制の構築
- ・ 活動資金の日本国内での募集と現地への支援。
- ・ 野生動物アドプト制度のアフリカゾウ・スポンサーズの方々に対する活動のフィードバックを行なう。

（2026.6 期に実施した主な活動）

- ・ 2025 年 10 月：野生動物アドプト制度のアフリカゾウ年間活動を報告

アドプト制度のアフリカゾウ・スポンサーズの皆さまからのご支援で展開している SOKNOT（ケニア南部およびタンザニア北部）地域での保護活動について、2024 年 7 月～2025 年 6 月の活動内容と成果を報告した。

- ・ 2025 年 11 月：野生動物アドプト制度をリニューアル、新プログラムを展開

2023 年 4 月に開始した、アフリカゾウの保全を支援する「野生動物アドプト制度」をリニューアルした。新制度では、より多くの方が参加しやすくなるよう、月額 1,000 円からご支援が可能。野生動物とそれを取り巻く環境について学べる特典も拡充した。

- ・ 2026 年 6 月：タンザニアのアフリカゾウ保全プロジェクトを視察

ゾウと人のあつれきを回避する環境整備の進捗確認のため、タンザニア北部のプロジェクトサイトで FY26 に支援を開始した養蜂グループと貯水タンクを設置した集落を視察。予定していた設置は完了し、今後は養蜂技術向上とゾウ除けのハチの巣フェンス投入に向け支援を継続する。

【プロジェクト 7】 ブラジル・ジャガー保全プロジェクト

南米最大の肉食獣であり、アマゾンの生態系の頂点に立つ野生動物でありながら、今もその詳しい生態や個体数が知られていないジャガーの調査保護および地域住民とのあつれき課題解決を推進する。開発の脅威にさらされるブラジルのアマゾンで、ジャガーの個体数動向を可視化する方法を確立し、地域コミュニティ、州・中央政府も巻き込みあつれき課題の周知・解決の取り組みを支援。また、ジャガーの生息地が育む南米の生物多様性を守る取り組みも支援していく。

1. （中期目標）アマパ州における人とジャガーのコンフリクト（HWC）の課題を抽出し、C2C（conflict to coexistence）計画が確立され、ブラジルの大型ネコ科保護に関する国家行動計画に寄与している

（2026.6 期 目標）

- 1-1. ジャガーのモニタリング調査の手法が整理され活用できる形になっていること。（達成度：△）
- 1-2. アマパ州西部の対象地域で、住民とジャガーの間で生じているあつれきの課題が整理され、施策が進んでいること。（達成度：△）

（2026.6 期に実施した主な活動）

- ・ 2025 年 9 月：ジャガーの保全活動の現場アマゾン訪問について発信

2022 年より WWF ブラジルと取り組んできたジャガー保全活動の現場訪問について記事を発信。特に近年、懸念が高まっている「人とのあつれき」と、その現状調査について紹介した。今回の訪問で、住民の方から伺ったお話なども紹介。協力している研究者をまじえ、今後の効果的な対策に向けた協議を行なった。

- ・ 2025 年 10 月：野生動物アドプト制度のジャガー年間活動を報告

アドプト制度のアフリカゾウ・スポンサーズの皆さまからのご支援で展開しているアマゾン北部でのジャガーの保護・調査活動について、2024 年 7 月～2025 年 6 月の活動内容と成果を報告した。

- ・ 2025 年 11 月：野生動物アドプト制度をリニューアル、新プログラムを展開

2023 年 4 月に開始した、ジャガーの保全を支援する「野生動物アドプト制度」をリニューアルした。新制度では、より多くの方が参加しやすくなるよう、月額 1,000 円からご支援が可能。野生動物とそれを取り巻く環境について学べる特典も拡充した。

5) 淡水グループ 活動報告

日本で消費される農産物や工業製品の生産により、海外で過剰な水消費や汚染が深刻な環境問題となっていることを受け、水消費や汚染などと、その母体となる河川や湖沼、湿地といった流域の自然環境を保全するため、現・中期計画では、サステナブル・コットンの拡大を目指した企業への働きかけと、海外のフィールドの保全計画の立案を推進。また、日本の貴重な水環境である水田生態系の保全に、減災の観点を組み込んだ取り組みを行なう。

【プロジェクト 1】 テキスタイル・コットン産業改善プロジェクト

健全な淡水資源とその母体である水辺の自然環境を脅かす、農業や工業による水の過剰な利用と開発。日本で広く利用されているコットン（綿）製品の生産も、海外でこうした問題を引き起こしている。そこで、コットン製品を扱う日本のアパレル・小売り・商社などの繊維関連産業に働きかけ、環境に配慮した水利用による「サステナブル・コットン」の調達を要請。その実施によるコットン生産国での環境負荷低減に取り組む。

(中期目標)

1. 日本の主要なコットン取り扱い企業の上位数社が WWF の求める水準の調達方針を策定・公開していること。
2. WWF ジャパンが海外のウェットランド保全プロジェクトを支援し、サステナブル・コットンの生産・調達の事例が少なくとも 1 つ実現していること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 日本企業による持続可能なコットンの調達方針の策定事例を 1 件以上成立させること。
その事例と海外の先進事例を紹介し、企業に向けた普及啓発が実施されていること。
(達成度：○)
- 1-2. WWF トルコが取り組んでいる、ブユック・メンデレス流域における持続可能なコットン生産への支援活動を含むウォーター・スチュワードシップ活動について、日本で発信が実施できており、少なくとも 1 社の日本企業がプロジェクトに関心を持ち、協働に向けた議論が開始されていること。(達成度：○)
- 1-3. WWF インドが取り組む活動への支援を開始すること。これを通じて、少なくとも 1 社の日本企業とのプロジェクトでの協働が開始されること。日本企業・消費者に向け、海外の淡水・コットンに関連した情報の発信を戦略的に行なうこと。(達成度：○)
- 1-4. 企業変容を促すため、ブランドコミュニケーション室およびコンサベーション・コミュニケーション・グループと連携して、消費者への働きかけを実施すること。(達成度：

○)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 8 月：リジェネラティブ（再生型）農業による綿花栽培の現場を紹介

WWF トルコが WWF ジャパンの支援のもと、現地の農家と協力して進めている、リジェネラティブ（再生型）農業による綿花栽培の現場を紹介する記事を発信。ミミズなどの土壌生物と豊かで健康な土壌が、健全な生態系サービスと環境負荷の少ない生産に繋がることを解説した。

- ・ 2025 年 9 月：日本企業向けに BC（ベターコットン）の説明会を実施

持続可能な綿花栽培を推進する国際的なイニシアティブ「Better Cotton（以下 BC）」と共に、日本企業向けの説明会を共催。企業の持続可能なコットン調達の促進をめざし、企業が利用できる BC の制度や、コットン関連の課題へのアプローチ、トレーサビリティ向上の方向性などを紹介。

- ・ 2025 年 11 月：朝日新聞とオンラインセミナーを共催

朝日新聞 SDGs ACTION!編集部とオンラインセミナー『サステナブルなコットン調達とはアパレル大手の OCS 認証取得の道のり』を共催。ゲストには WWF ジャパンが協働する TSI ホールディングスを招き、子会社の TSI が今年 OCS 認証を取得した事例と、企業に求められるサステナブルな原材料調達を紹介した。

- ・ 2025 年 12 月：ナノ・ユニバースが「OCS 認証」を取得した製品の販売を開始

WWF が、影響力のあるアパレル業界の変容を目指し、推奨してきた OCS 認証に関して、アパレル大手のナノ・ユニバースが OCS 認証取得製品の販売を開始。今回の販売は、日本の大手アパレル企業としては初の試みとなる。

- ・ 2025 年 12 月：セミナー「リジェネラティブ農業 2025」に登壇

ソリダリダード・ジャパン主催セミナー「リジェネラティブ農業 2025－気候・生物多様性・土壌をめぐる農業と認証制度のこれから」へ登壇し、WWF トルコと共に取り組む、土壌健全性と流域保全をめざすリジェネラティブなコットン栽培を紹介。

- ・ 2026 年 2 月：日本繊維製品消費科学会の講演会に登壇

日本繊維製品消費科学会による、サステナビリティをテーマにした講演会に登壇。日本の高いものづくり技術が世界に認知される中、より持続可能な発展に必要な環境負荷への対応について、先進企業の取り組み事例を紹介。被服を学ぶ学生が多く参加しており、次世代が繊維の環境課題を考えるきっかけづくりにもなった。

- ・ 2026 年 5 月：「コットン生産のリジェネラティブ農業スコアカード」の日本語版を公開

5 月 10 日の「コットンの日」に、WWF トルコによる研究を活かして開発された「コットン生産のリジェネラティブ農業スコアカード」の日本語版を公開。環境再生型の綿花栽培とス

コアカードの使い方、企業のサステナブル調達を推進する上で重要な、リジェネラティブ農業の取り入れ方についての説明も行なった。

- ・2026年5月：上智大学で、持続可能な生産・開発の重要性について講義

上智大学の一般教養授業に登壇。持続可能な生産・開発の重要性について、繊維業界の変容やフィールドの経験をもとに英語で講義。多様なバックグラウンドの学生が約20名参加。

【プロジェクト2】保全を優先すべき水環境プロジェクト（海外を想定）

河川や湖沼、湿地などの淡水環境は、地球上の面積の1%を占めるのみだが、そこには全魚種の半分以上をはじめとする、多くの野生生物が息づいている。人もまた、健全な水なくしては生きられない。WWF ジャパンは、深刻化する淡水環境の消失をくい止めるため、国際的に重要な保全すべき湿地を選定し、その保全を支援する取り組みを行なう。また海外の WWF を含む協力先の選定と、現地が抱える課題の調査を行なう。

（中期目標）

1. 重要地域の淡水の生物多様性が維持回復されていること。

（2026.6期 目標）

- 1-1. 重要地域（メキシコなど）の農地でのウォーター・スチュワードシップ、コレクティブアクションの事例について情報を発信し、少なくとも1社の日本企業との協働に向けた議論が始まっていること。（達成度：○）
- 1-2. 飲料セクターを主な対象として、将来的なコレクティブアクションに向けた協働が行なわれていること。食品セクターについても、少なくとも1社が海外のサプライチェーンの改善に向け、ウォーター・スチュワードシップに関心を持ち、協働に向けた議論が開始されていること。（達成度：○）

（2026.6期に実施した主な活動）

- ・2025年8月：8月1日の「水の日」に開催された JWS フォーラムに登壇

JWS（ジャパン・ウォータースチュワードシップ）フォーラムに登壇。行政や企業による「ウォータースチュワードシップ（責任ある水利用管理）」の事例を紹介し、水リスクの増大が懸念される中、流域の関係者で連携することの重要性などについてパネルディスカッションを行なった。参加者は約170名。

- ・2026年3月：AWS による規格更新イベントで講演

3月22日の「世界水の日」を前に、AWS（Alliance for Water Stewardship）が国際ウォーター・スチュワードシップ規格バージョン3.0を公開。WWFは同月18日に開催したイベントに参加し、AWSの重要点と日本企業の水の取り組みへの期待について講演。また、改定内容を記事で解説した。

- ・2026年5月：複雑化する水リスクへの対応を考える企業向けセミナーを開催

「『水破産』時代に求められるウォーター・スチュワードシップの実践—水・生物多様性・気候変動のつながりを捉えた対応」を Alliance for Water Stewardship (AWS) と共催し、企業の水リスク対応の視点や枠組みについて、最新の研究成果や企業事例を交えて共有。対面とオンラインで 389 名が参加。

【プロジェクト 3】 渡り鳥／水田保全プロジェクト

日本とアジア大陸の水環境を結ぶ渡り鳥。その保全には、繁殖地の湿地と、越冬地、双方の環境を守る必要がある。そこで、WWF ジャパンでは、九州の水田地帯での活動と、繁殖地もしくは越冬地で活動する現地の WWF と協力した調査・保全プロジェクトを実施する。九州の水田地帯での活動を基軸にしつつも、海外での保全対象となる種やエリアの選定と調査も同時に行なう。

(中期目標)

1. 2025 年までに、九州・有明海沿岸域を基軸にした、渡り鳥の繁殖地と越冬地の環境が国境を越えて維持・向上されていること。

(2026.6 期 目標)

[海外での渡り鳥生息地環境保全]

- 1-1. WWF モンゴルと連携し、マナヅルの繁殖地での保全活動を支援することで、ツルの個体数増加と生息環境の整備に貢献すること。(達成度：◎)
- 1-2. マナヅルの繁殖地（モンゴル）と越冬地（日本）の両方で活動展開することで、東アジアの渡り鳥飛来地の国際ネットワークの中で、各国に求められている取り組みの強化が進んでいること。(達成度：◎)

[九州・有明海沿岸域での生息地環境保全]

- 1-3. 国内の流域治水と生物多様性保全の両立に向けたポイントと事例が整理され、地方自治体等との連携が開始されていること。(達成度：◎)
- 1-4. 農業と生物多様性保全の両立に向けたプロジェクトについて、前年度に実施した成果と教訓を整理すること。その中で、マナヅルの越冬地の保全についても、ステークホルダーとの間で協議が進められていること。(達成度：◎)
- 1-5. 流域に拠点をもつ企業と自治体を含むステークホルダーの間に意見交換会が実施され、コレクティブアクションの実施に当たっての課題が整理されていること。(達成度：◎)

(2026.6 期 活動計画)

[海外での渡り鳥生息地環境保全]

- ・ WWF モンゴルへの支援を通じ、優先的なマナヅル繁殖地／湿地の保全を、少なくとも 1 か所で開始する。
- ・ 日本のマナヅルの越冬地における関係者の理解と保全の実施に向けて、繁殖地の保全と越冬地の分散化をつなぐイベントを開催する。

- ・ マーケティング室と連携した支援の獲得と、それに基づく企業への働きかけの実施。

[九州・有明海沿岸域での生息地環境保全]

- ・ 有明海沿岸域における治水・農業と生物多様性保全の両立について、優先的に取り組む地域での普及活動（観察会 2 件以上・シンポジウム 3 件以上等）
- ・ 有明海に流入する大河川（筑後川・菊池川）の流域で、各地域の実情に合わせ、農業と希少な淡水魚の保全の両立に向けた、デモプロジェクトを実施する。
- ・ 流域の治水と生物多様性保全の両立を目指し、共同研究の結果に基づく成果のとりまとめ、発信を行う。

[企業変容]

- ・ 九州の筑後川流域に拠点を持つ企業に対し、水環境保全の観点から WWF が求める事項を整理し、意見交換会を実施する。
- ・ 筑後川流域の企業の参加を得たコレクティブアクションの実施に向け、課題を整理し、個別の協議を開始する。

(2026.6 期に実施した主な活動)

[海外での渡り鳥生息地環境保全]

- ・ 2025 年 8 月：生物多様性スクール「渡り鳥の危機～湿地の重要性とは？」開催

今年度の第 1 回「生物多様性スクール」をオンラインで開催。「渡り鳥の危機～湿地の重要性とは？」をテーマに、モンゴルでのマナヅル保護活動の様子や、大阪・関西万博の会場である夢洲をめぐる湿地問題について解説。当日 365 名が参加した。

- ・ 2026 年 1 月：九州のツル類越冬地を、モンゴル・香港の WWF スタッフと視察

WWF ジャパンが 2024 年から、マナヅルの繁殖地・越冬地の保全活動に共に取り組んでいる、モンゴルと香港の WWF スタッフが来日。国内最大の越冬地である鹿児島県出水市を視察し、越冬地の分散化の必要性を確認。熊本県玉名市では、小学校のツル観察会など地域の国際交流に参加した。

- ・ 2026 年 2 月：EAAFP 全国大会でフライウェイ連携の取り組みについて発表

鹿児島県出水市で開催された 2026 年の東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）全国大会へ出席。日本野鳥の会と共に、繁殖地の課題と繁殖地・越冬地をつなぐフライウェイ連携の取り組み、熊本県玉名市での国際交流・地域との関係づくりについて発表した。

[九州・有明海沿岸域での生息地環境保全]

- ・ 2025 年 7 月：佐賀市東与賀で、市民参加型の環境 DNA モニタリング調査を実施

希少な淡水魚類が生息する佐賀市東与賀の水田地帯で、市民参加型の環境 DNA モニタリング調査を実施。地域で活動する団体と取り組む水田ビオトープでの採水も行なった。地域のステークホルダーである、シギの恩返し米農家、佐賀市、土地改良区の関係者らが参加。

- ・ 2025 年 7 月：うきは市で環境に配慮した農業や田んぼダムなどの視察ツアーを実施

筑紫女学園大学（上村真仁教授）との共同研究の一環で、福岡県うきは市における環境に配慮した農業、田んぼダムの取り組みと、生物多様性に関する視察ツアーを実施。WWF からは水辺の自然について解説したほか、現地視察も行なった。引き続き、農業・治水と生物多様性保全の両立に向けたデモサイト化を目指す。

- ・ 2025 年 8 月：玉名市の菊池川流域で、地域住民の対象のイベントを地域団体と共催

日本固有種を含む絶滅危機種が多く生息する、玉名市の菊池川流域で、地域住民の方々にその自然の貴重さを伝えるイベントを地域団体と共催。九州大学の鬼倉徳雄先生による講演のほか、熊本県立玉名高校科学部の皆さんが取り組む菊池川水系での調査報告や、地域の生きものに関する展示を行なった。

- ・ 2025 年 9 月：福岡県久留米市で小学校児童と親を対象に調整池の生物観察会を実施

市内の調整池を活用した自然再生の取り組みを進めるにあたり、一般社団法人湿地管理組合と、西国分小学校児童・親を対象とした観察会を実施。雨天の中、30 名程度の児童と 10 名程度の父母が参加し、事前に採捕した生物を観察。WWF ジャパンから、世界と九州の淡水の生物相について解説した。

- ・ 2025 年 10 月：奈良県生駒市のカワバタモロコ、ニッポンバラタナゴの保全活動を視察

奈良県生駒市で市民団体や市役所職員の案内で、希少な淡水魚カワバタモロコの域外保全の現場を視察。また、近畿大学農学部の宮崎祐介准教授とも意見交換を実施し、淡水グループが佐賀県で取り組んでいる同種の保全に向け、技術的な知見を得た。佐賀県の地域関係者にも共有。

- ・ 2025 年 11 月：熊本県玉名市で農業水路に生息する希少な魚類の調査を実施

希少な淡水魚セボシタビラなどの保全の一環として、熊本県玉名市で平野土地改良区の立ち合いのもと、農業水路の魚類調査を実施。ヤリタナゴ、カマツカなど在来種のほか、ニゴイ、ナイルティラピア、コイなどの外来魚を確認。今後はセボシタビラの産卵の可能性が高い区域で貝類調査を行なう。

- ・ 2025 年 11 月：福岡県久留米市のエコフェス 2025 で同市環境保全課のブース出展に協力

久留米市が実施するエコフェス 2025 で、同市環境保全課のブース出展に協力し、一般社団法人湿地管理組合と協働で水槽や生きものパネル、WWF 重要地域マップを展示。訪れる市民に久留米市域の淡水魚・水生昆虫の多様さを説明。今後は、市と市民の協力で外来草本の除去活動を実施する予定。

- ・ 2025 年 11 月：東与賀で田んぼの生きものと米作りに関するイベントを実施

佐賀県東与賀で、東よか干潟のラムサール条約登録 10 周年記念イベントを開催、約 300 名が参加。九州大学の鬼倉教授や WWF ジャパン親善大使のさかなクンが登壇し、子供たちによる魚の塗り絵のワークショップも実施。完成した絵は、地域内における更なる認知向上（地域の目を育てる）を目的に、看板にして地域に設置した。

- ・ 2025 年 12 月：佐賀県の東与賀で地域団体とビオトープ管理作業を実施

佐賀県東与賀の水田ビオトープ「しぶたの池」で、環境悪化につながるキシュウズメノヒエの除草作業を、日本野鳥の会、佐賀大学学生団体 Green Nexus、SATOMORI、ふくおか FUN など地域団体と協力して実施。2026 年も実施予定で、環境改善状況に応じて希少種の回復を図る。

- ・ 2026 年 1 月：佐賀・東与賀の水辺作業と福岡・柳川の掘割の改修に向けた協議会へ出席

水田・水路の生態系保全を進める佐賀県の東与賀で、水位が低い非灌漑期にできる調査等、ビオトープ管理共同作業に参加。また、福岡県の柳川で、生物多様性と治水の両方に配慮した掘割づくりに向け、地域住民や行政との協議会に参加し、「水田・水路ポイントブック」等をベースにインプットを実施。

- ・ 2026 年 2 月：福岡県・桂川での希少魚類セボシタビラ保全に向けた協議会に参加

2017 年の九州北部豪雨後、改修が進められた桂川で、セボシタビラの再導入の経過と今後の再導入計画、体制づくりに関する協議に参加。人工繁殖個体の再導入はこれまでに 3 回実施され、現時点で環境 DNA も検出。今後、保全協議会も設立される予定で、引き続きモニタリングと関係構築に努める。

- ・ 2026 年 2 月：佐賀県佐賀市および福岡県久留米市にて湿地の再生・管理作業を実施

地域内に生息する希少種の域外保全をめざす佐賀市の水田ビオトープで、協働する日本野鳥の会や地域団体とともに植生管理作業を実施。また、久留米市でも、治水と生物多様性保全の両立を目指し、防災ため池での植生管理・湿地造成を行なった。

- ・ 2026 年 3 月：熊本県玉名市の高校生・市民と共に菊池川の貝類の生息調査を実施

菊池川水系で希少な淡水魚セボシタビラの分布把握のために実施したこれまでの環境 DNA 調査の結果を踏まえ、玉名高校科学部と市民有志、熊本県レッドリスト貝類調査員・貝類調べ隊と、貝類の生息が確認されているエリアを調査。二枚貝の種・サイズ・個体数を計測した。

- ・ 2026 年 3 月：東与賀「シギの恩返し米」POP UP とトークイベント

佐賀県東与賀で生物多様性に配慮しながら持続可能な農業をめざし育まれたお米「シギの恩返し米」の POP UP イベントを、2 日間にわたり開催。生産者による試食販売や、現地の活動・生きものについてのパネル展示とトークイベントのほか、PANDA SHOP のグッズ販売も展開した。

- ・ 2026 年 3 月：久留米市で流域治水と生物多様性の公開講座を共催

福岡県久留米市と、公開講座「流域が育む命と暮らし-流域治水と生物多様性-」を共催。基調講演のほか、WWF ジャパンが制作したドキュメンタリー『The Journey of Water～有明海へそそぐ水の旅～』を上映し、これに基づくパネルディスカッションも行なった。約 30 名が参加。

- ・ 2026 年 3 月：佐賀市東与賀町にてビオトープの整備活動を実施

希少種の保全に向けた活動を進めている東与賀町の水田ビオトープで、ふくおか FUN、佐賀大学学生団体、日本野鳥の会、WWF メンバーによる除草作業を実施。水生生物の生育・生息に適した場の整備を進め、今回はヌマガイ類の採集などを行なう予定。

- ・ 2026 年 3 月：熊本県玉名高校の学生らと九州大学水産実験所の視察・実習に参加

環境 DNA 調査で協働している九州大学鬼倉徳雄教授の働きかけで、菊池川水系のセボシタビラ保全活動を行なっている玉名高校科学部、市民有志（玉名の水辺ラボ）と、九大研究所を視察。水産実験所の見学、セボシタビラ飼育室での人工授精や実習に参加した。

- ・ 2026 年 4 月：流域治水で生物多様性を保全するポイントブックを発表

九州大学、長崎大学ほかの共同研究者と共に、九州北西部の事例に基づき、流域治水の中で生物多様性を回復するアイデアを整理した冊子「流域治水でめざすネイチャーポジティブポイントブック」を制作し、発表した。

- ・ 2026 年 5 月：魚類学会市民公開講座で九州での取り組み事例を紹介

魚類学会市民公開講座「魚類からのネイチャーポジティブへの挑戦」において、佐賀県の農と自然の共生プロジェクトでの取り組みについて紹介。当日は環境省、土木研究所、九州大学等も参加し、ディスカッションも実施。オンラインで応募で約 250 名、リアルタイム視聴で 190 名前後が参加した。

- ・ 2026 年 5 月：佐賀大学の講義で佐賀の環境とその保全に関する現場事例を紹介

佐賀市環境政策課からの依頼を受け、佐賀大学での講義「佐賀の環境 I」にて、農学部、経済学部等の学生を対象に佐賀の環境と現場の保全事例を紹介。当日は学生約 60 名が参加。世界と日本の生物多様性保全の現状、佐賀県の自然環境、保全に向けた課題と活動の実例を解説した。

- ・ 2026 年 6 月：熊本県玉名市で高校生、市民との環境 DNA 調査を実施

熊本県の玉名高校科学部、市民グループ「玉名の水辺ラボ」と合同で、近年個体群が縮小しているセボシタビラについて、菊池川流域の水田地帯での生息状況を把握するための参加型環境 DNA 調査を実施。採集した試料の分析結果に基づき、生息状況の把握と保全策の検討を市民とともに進める。

- ・ 2026 年 6 月：佐賀県立宇宙科学館で地域の人々と共に地域の生物多様性を考える講演

佐賀県立宇宙科学館にて、地域の生物相の保全について市民と共に考える講演を実施。ミニセミナー形式で約 40 名が聴講。参加した小学生からは、コンクリートに改修された水路で、以前は見られた生きものが見られなくなった経験が共有され、開発と保全の両立について議論するきっかけとなった。

- ・ 2026 年 6 月：福岡県久留米市で治水と生物多様性保全の両立に向けた協働

福岡県久留米市にて、（一社）湿地管理組合および久留米市環境保全課と共に、市内の調整池において生物相の調査を実施。その結果、約 16 年ぶりにキュウシュウヌマガイの生息を確認。久留米市の主催で開催された、捕獲した生きものを生きた観察会のサポートも行なっ

た。また、流域におけるウォーター・スチュワードシップの推進、特にコレクティブアクションの実装に向けて、日本各地の事例を収集した報告書を作成・公表した。

[その他]

- ・2025 年 10 月：「しが環境ビジネス推進ネットワーク研究・技術分科会」で講演

農林水産省が、戦略的農林水産研究推進事業として打ち出した、節水型乾田直播の推進を見直すよう求める共同声明を、湿地保全や農業問題に取り組む 40 の団体と共に発表。大規模な節水型乾田直播の推進は、水田が持つ治水や防災、水質浄化、生物多様性の保全といった機能が失われる要因となる。

- ・2026 年 4 月：北海道・美々川流域の開発方針に差し戻しを求める要望書を提出

北海道のラムサール条約湿地、ウトナイ湖に注ぐ美々川流域で進む、開発方針の規制緩和に対し、差し戻しを求める要望書を、日本野鳥の会、日本自然保護協会と連名で北海道知事宛てに提出。美々川流域は希少鳥類や渡り鳥が利用する重要な自然環境であり、開発による生息環境の悪化が懸念されるため。

6) 金融グループ 活動報告

環境保全により大きな影響力を発揮するようになった、金融を通じた取り組みを強化するため、新しい活動テーマとして 2022.6 期よりグループを設置。金融のあり方をパリ協定、持続可能な開発目標、生物多様性条約など、国際的な持続可能性に関する目標に整合させるとともに、官民の金融機関が環境に配慮した投融資、金融商品の組成・販売、資金調達・移動、ESG 指標などの改善に取り組む、コミットするよう促すことを目指す。また、WWF の環境保全活動や希少種の保全に、Nature-based Solutions (NbS) 投資の観点から貢献する取り組みを行なっていく。

【プロジェクト 1】サステナブル・ファイナンス

環境問題の深刻化が、あらゆるビジネスにとって、大きなリスクとなり始めたことで、投融資先の環境配慮に対する関心が急激に高まっている。WWF は、生物多様性の保全や気候変動（地球温暖化）の緩和に貢献するビジネスへの投融資を促進し、逆に貢献しない事業やプロジェクトへの投融資を控えることで、産業全体のサステナビリティを向上させるための取り組みを実施。金融機関や事業会社に対し、ESG や開示の国際基準などに関連する情報提供や、持続可能な投融資の方針策定を促す。

(中期目標)

1. 2026 年までに、日本のメガバンク（準含む）およびほぼ全ての主要な年金基金・保険会社が、WWF ジャパンがカバーする環境分野（WWF ジャパンの中期計画に記載のある分

野)について、コンプライアンス遵守のみならず、WWF が推奨できる水準の、持続可能な投融資方針を持っていること。

2. 2026 年までに、日本のメガバンク（準含む）および主要な（民間企業や投資案件に投資する）資産運用会社等が、WWF ジャパンがカバーする環境分野について、コンプライアンス遵守のみならず、WWF が推奨できる水準での持続可能な投融資方針に基づいて事業会社に対してエンゲージメントを実施していること。
3. 2026 年までに、環境分野全てについての ESG 情報開示についての国際標準が、日本の事業会社および金融機関双方から支持を得て、普及していること。
4. 国内外の WWF のプロジェクト 2 件以上について、技術的・人的・資金的支援を通じ、金融機関や大手資本等による投融資で実施されるプロジェクトが、WWF が推奨できる環境配慮の水準となっていること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 大手銀行のセクターポリシーに気候、森林、海洋、淡水に係る方針が記載されていること。(達成度：△)
- 1-2. 機関投資家 10 社の議決権行使方針に、気候と自然に係る判断基準が記載されていること。(達成度：△)
- 2-1. 目標 1-1 に統合。
- 3-1. 2026 年 6 月期終了時点で 100 社以上が TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に拠る情報開示を行なっていること。(達成度：△)
- 3-2. TNFD 開示・分析がネイチャー・ポジティブに向かうためのツールとして機能していること。(達成度：△)
- 3-3. TNFD をきっかけに WWF ジャパンと企業との協働関係が始まっていること。(達成度：△)
- 4-1. 次期中期計画での実施を見据え、Bankable Nature Solutions の海外パイロット事業 1 件に参画すること。(達成度：△)
- 4-2. 国内での WWF プロジェクトの選定が進んでいること。(達成度：△)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 8 月：ネイチャーポジティブに向けた投融資チェックリストを公開

金融機関が投融資を行なう際の支援ツールとして、企業の環境・社会面のリスクを確認するチェックリストを公開。パーム油、木材、紙、天然ゴム、水産資源、コットン、ペットを対象に、企業の取り組み状況を段階的に把握し、TNFD 開示にも活用できる指標を紹介した。WWF として今後、金融機関に向けた普及を行なっていく。

- ・ 2025 年 8 月：報告書「2024 年 TNFD 開示の潮流と日本企業の対応状況」を公開

日本企業に、特に注目して欲しい点を WWF がまとめた「TNFD キーポイント」を基に、2024 年中に発表された企業の TNFD レポートを対象とするベンチマーク調査を実施。その結果を報告書として公開した。日本企業の TNFD 開示の現状とトレンド、さらに今後の展望を示し、より有効な取り組みの進展を後押ししていく。

- ・ 2025 年 10 月：『サーキュラーエコノミー戦略ガイド』日本語版を発表

WWF ドイツと国連グローバル・コンパクト・ネットワーク・ドイツが 2024 年 12 月に発表したガイドの日本語版を制作。新たな内容も追加し、日本企業に向けたより実践的なガイドとして発表した。このガイドは、企業が気候変動や生物多様性に配慮し、循環型経済（サーキュラーエコノミー）に移行するため戦略策定を支援するもの。

- ・ 2025 年 12 月：TNFD 開示の現状と取り組むべきアクションをウェビナーで解説

2024 年に TNFD 開示を行った 65 社を対象に実施したベンチマーク調査。8 月にその結果を報告書にまとめ発表したのに続き、調査から読み取れるウェビナーを実施。日本企業の TNFD 開示の現状と、開示の質を高めるために求められる取り組みを解説する。当日は 220 名が参加した。

- ・ 2026 年 5 月：金融機関向けネイチャーポジティブ実務ウェビナーを開催

金融機関向けに企業との対話で活用する際の考え方を紹介するウェビナーを開催。パーム油をめぐるエンゲージメントにおける注意点や、水量・水質・流域など多面的な水リスクの捉え方について解説。金融機関による実効性のある投融資判断や対話を後押しする実務的な視点を示した。

- ・ 2026 年 6 月：日本企業のパーム油調達と TNFD 対応の調査を実施、概要を公開

日本企業のパーム油調達における持続可能性対応や情報開示の現状把握のため、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言を踏まえベンチマーク調査を実施。調達方針やトレーサビリティ、サプライヤー管理等の評価や課題の概要を公開した。今後、詳細な分析結果の公表とウェビナーを開催予定。

7) マーケット・グループ 活動報告

さまざまな環境に大きな負荷を及ぼす産業や、消費者インパクトの大きい産業の持続可能性を改善するため、マーケットの変革を促す取り組みを行なう。WWF の求める持続可能性を担保できる方針を示しつつ、影響力の強い特定の企業や産業をターゲットとし、会議体や ESG 投資なども活用した産業変容を促すアプローチを目指す。また、生産のみならずプラスチックの包装容器などをも含めた、廃棄物の在り方、扱いについても、サーキュラー・エコノミーの概念を取り入れた、持続可能な方法での調達・生産・適切な資源利用（Reduce, Reuse, Recycle）の実施を促進させる活動を行なう。

【プロジェクト 1】大企業や消費者インパクトの大きい産業の持続可能性改善

さまざまな企業、産業が提供するサービスや製品の生産と消費が、各地で森や海などの自然環境を損なっている現状を変えるため、社会的、経済的に大きな影響力を持つ企業や産業のビジネスを、持続可能なものに改善する取り組みを目指す。また、フォーラムなどの開催を通じた企業への情報提供と呼びかけを行なうほか、消費者の力を集めた市場への働きかけを通じ、こうした改善を実現する一助としていく。

(中期目標)

1. ターゲットとなる企業/産業の、個別もしくは全体の企業方針の持続可能性が向上していること。
2. ターゲットとなる企業/産業が関連する主要な会議体、フォーラム等において、WWF が関与して企業を巻き込めていること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 働きかけを行なう企業/産業を特定し、各ターゲットに応じたチームの結成、情報収集、時機に応じたレポート発表などの情報発信を行なうこと。企業への働きかけを通じて、WWF ジャパンの企業エンゲージメントにおける先駆的な好事例をつくる、あるいは増やすこと。(達成度：○)
- 2-1. エンゲージメントの有効性について、情報収集、協議検討し、アプローチすべきところがあれば具体的な働きかけ内容を個別に検討すること。(達成度：○)

【プロジェクト 2】サステナブルな容器包装調達とサーキュラー・エコノミー推進

日本の市場において大きな影響力を持つ企業やブランドが生産・提供している、主に紙とプラスチックの容器包装について、サーキュラー・エコノミー（脱・大量生産/消費）の概念を取り入れた、持続可能な方法での「調達・生産・適切な資源利用（Reduce, Reuse, Recycle）」を実践する企業を増やす。直接対話や情報交換、調達方針の策定支援などを通じて、企業との関係構築に着手し、取り組みの拡大を目指す。

(中期目標)

1. 大きな影響力を持つ日本企業やブランドが、生産・提供する、もしくはハイインパクト企業やブランドが日本で提供する容器包装、主に紙とプラスチックにつき、サーキュラー・エコノミーの概念を取り入れた、持続可能な方法で調達・生産・適切な資源利用（Reduce, Reuse, Recycle）を実践する企業が増加していること。
WWF の推奨する認証（RSB・FSC）の普及率(量/認知度/認証件数)、紙・プラ、もしくは容器包装についての調達方針策定企業の数が増加すること。2026 年にはある程度取り組み内容が評価できるレベルのハイインパクト企業を 15 社以上とすること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. WWF ジャパンの主導するプラットフォーム(プラスチック・サーキュラー・チャレンジ 2025)に参加した、または参加を働きかけた主な企業の中で、プラスチックにおける改善と、代替素材における改善の双方において、サーキュラー・エコノミー (CE)の概念を取り入れた、持続可能な方法での調達・生産・適切な資源利用 (Reduce, Reuse, Recycle) の実施の促進が図れている企業が出てきていること。(達成度：△)
- 1-2. 包括的な対話を行なっている企業に、プラスチック等の主要素材を中心に、WWF の目指す持続可能なサーキュラー・エコノミーの概念が共有され、改善に向けた議論が進んでいること。(達成度：△)

【プロジェクト 3】 アパレル・繊維産業の持続可能性改善

主要な原料であるコットン（綿）の生産で生じる水環境への影響をはじめ、さまざまな環境負荷に関係するアパレル・繊維産業を、持続可能なものに改善することを目標とする。特に業界内で大きな影響力を持つ企業・産業を選び、対話や情報提供を通じて関係構築をはかり、将来的には、繊維産業として、環境負荷を抑えたビジネスの構築・改善に取り組む日本企業の増加を目指す。

(中期目標)

1. 日本の繊維産業として、環境負荷を抑えた運営体制の構築・改善に取り組む企業が増加していること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 淡水グループの【プロジェクト 1】に一致。(達成度：○)

8) フード・グループ 活動報告

生物多様性の劣化を反転させるための取り組み (Bending the Curve) においては、「消費」の改善、特に食関連の消費を変革する必要性明らかにされている。WWF ジャパンは、現・中期計画において、この「消費」の変革に貢献する活動を拡充し、2030 年に生物多様性の劣化傾向を反転させ、回復軌道に乗せることを目指す。その一環として、「食」を通じた消費者・個人の行動変容や、それを通じた企業の行動変容、そして、アドボカシーを通じた制度改革などを試行し、輸入や消費による環境負荷の低減を図る。

【プロジェクト 1】日本企業のさらなる調達行動改善

ビジネスによる原料調達を持続可能なものに改善するため、WWF がこれまで、主に企業に対して行なってきた働きかけを、さらに改善し促進するため、消費者にも企業の取り組み知ってもらう取り組みを行なう。食料の生産や購買・消費を通じて企業と連携しながら消費者の啓発、店頭イベントやキャンペーン、顧客向け媒体における情報提供、社員研修等を実施することで、消費者と企業の行動変容を目指す。

(中期目標)

1. 消費者、顧客、社員への働きかけを通じ、日本企業による「食」に関連した調達行動がさらに改善・前進すること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 日本の小売・メーカーが、消費者からも持続可能な調達（含、認証製品）が求められていると認識すること。（達成度：○）
- 1-2. 小売・メーカーの持続可能な調達方針策定、および実際の調達が推進されていること。（達成度：△）

9) PSP (Public Sector Partnerships) グループ 活動報告

各種の保全活動計画の推進と、そのための活動資金のニーズを一致させ、より規模の大きな外部ファンドの支援を獲得する専門部署として、2021.6 期より設置。外部助成金に企画の立案・提案を行なう。また、その取り組みを通じて、活動規模の拡大とそれを支える団体組織の改善を促すとともに、ドナー側にも環境問題への意識の改善を求めてゆく。

【プロジェクト 1】特に日本に基盤を置くドナーの変容と助成獲得

(中期目標)

1. 活動資金の提供者であるドナーへの働きかけを通じて、ODA 関連のドナーの変容を促し、WWF が目指す自然保護活動に資するプロジェクト数が増える、もしくは基準年よりも改善するようになること。

また、ドナーに働きかけることで、上記以外の日本政府由来資金のドナーの変容を促し、WWF が目指す自然保護活動に資するプロジェクト数が増える、もしくは基準年よりも改善されること。

2. ドナーに働きかけることで、民間財団の変容を促し、WWF が目指す自然保護活動に資するプロジェクト数が増える、もしくは基準年よりも改善すること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. WWF インドネシアと連携・調整の上、令和 5 年度外務省日本 NGO 連携無償資金協力（N 連）事業「インドネシアにおける森林コミュニティの持続可能な生計向上と教育の促進事業（2024 年 3 月 31 日～2025 年 3 月 30 日）」の成果と教訓を整理し、外務省の基準に沿った完了報告書を期限内に提出すること。あわせて残務処理を着実に進めることで、令和 7 年度以降の N 連案件の採択を目指すこと。（達成度：◎）
- 1-2. WWF ジャパン事務局内で N 連に関する勉強会を開催し、過去の成果や課題、申請・実施・報告にかかる知見を関係者間で共有することで、将来的な案件形成および実施・報告にかかる組織全体の実務能力の向上に寄与すること。（達成度：◎）
- 1-3. 令和 7 年度 N 連案件「ジャンビ州テボ県の森林コミュニティにおける持続可能な生計向上と教育の促進事業（2 年次）」について、WWF ジャパンおよび WWF インドネシアの関係者と連携の上、外務省の基準を踏まえた申請書を、7 月末までに外務省（へ提出すること。採択された場合には、事業承認および開始に係る諸手続を着実に実施し、現地農民の生計向上および児童の教育支援を通じて、森林保全の推進ならびに「人と自然の調和」の実現に資すること。（達成度：○）
- 1-4. WWF パキスタンの関係部局と協働・調整・連携の上、令和 7 年度 N 連パキスタン事業について外務省（N 協室）に申請すること。あわせて、事業承認および開始に向けた必要な手続を進め、現地漁民コミュニティの気候変動対応能力の強化に貢献すること。（達成度：○）
- 1-5. WWF ジャパンの関係部局、WWF 海外オフィス、その他パートナー機関と連携し、令和 8 年度以降の N 連申請に向けた案件の発掘および申請準備を推進すること。（達成度：◎）
- 2-1. WWF およびセーブ・ザ・チルドレンが 2023 年 11 月から 2025 年 4 月にかけてインドネシアで実施した連携パイロット事業「BASAMO」の成果・教訓・学びを抽出・整理した上で、同イニシアティブを基盤に、公的機関、民間セクター、学術機関、公共メディアなどとの連携を促進し、相乗効果の創出を通じて「自然と人間との調和（環境と人権）」の実現に寄与すること。（達成度：○）
- 2-2. WWF インターナショナルが主導する政策提言活動と整合性のある取り組みを検討・実施することで、WWF 全体の取り組みに貢献し、自然保護および生物多様性保全の推進に寄与すること。（達成度：○）

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 7 月～2026 年 3 月：インドネシアの森林コミュニティ支援事業の成果を取りまとめ、発信外務省「日本 NGO 連携無償資金協力（N 連）」の支援を受け、2025 年 3 月に完了したインドネシア・ジャンビ州の森林コミュニティ支援事業について、成果・教訓を取りまとめ、完了報

告と対外発信を行うとともに、事業成果や学びを広く共有した。対象農家の平均月収は事業開始時比 39%増加し、小中学校 7 校すべてで ESD を年間計画に反映。持続可能な農業やアグロフォレストリー、生計の多様化を通じ、森林保全と地域の暮らしの両立に寄与した成果を確認した。

- ・ 2025 年 11 月～2026 年 6 月：モンゴルで水源保全と安全な飲料水確保を組み合わせた新規事業の形成・申請準備を推進

WWF モンゴルと連携し、日本の公的資金の活用を見据えた地方部での水分野事業の形成を進めた。対象地域を調査し、住民、モンゴル水庁、環境・気候変動省、地方自治体（対象県・郡政府）、WHO、UNICEF、モンゴル科学技術大学、上下水道事業体、NGO などとの協議を通じ、必要性や実現可能性、参加意向を確認。自然由来の重金属による地下水汚染に対応し、安全な飲料水の確保、涵養域・水源の保全、水質監視、自治体の管理能力強化を一体的に進める構想を検討した。日本の知見と WWF モンゴルの経験を生かし、健康リスクの低減と地下水資源の持続可能な利用を目指す。

- ・ 2025 年 11 月～2026 年 6 月：パキスタンで地下水保全と都市部の水・衛生改善を組み合わせた新規事業の形成・申請準備を推進

WWF パキスタンと連携し、ラワルピンディ市の低所得コミュニティを対象とした水・衛生事業の形成を進めた。住民組織、同市水・衛生局、パキスタン水資源研究評議会、国連機関（UNICEF、UN-Habitat 等）、JICA、水・衛生分野の専門家等へのヒアリングや現地調査を通じて、地下水位の低下、安全な飲料水へのアクセス不足、衛生環境の課題を把握し、事業の必要性と実現可能性を検討した。現地行政の理解と住民の参加意向を確認した上で、人工地下水涵養（MAR）、安全な飲料水供給、排水環境の改善、住民主体の維持管理を組み合わせた事業構想を検討・整理した。地下水の涵養・保全を通じた水資源の持続可能な管理と、住民の生活・衛生環境の改善を一体的に進め、健康リスクの低減にもつながる枠組みを形成した。

【プロジェクト 2】PSP 関連資金獲得に必要な局内体制の整備

（中期目標）

1. 5 千万円規模のプロジェクトを円滑に運営できるようになること。
2. PSP 関連プロジェクト運営が、精緻化された計画立案と、円滑な資金運用・管理を徹底できるようになること。各プロジェクトのオフィサーにかかる負荷が軽減すること。
3. プロジェクト申請に必要なクライテリアを満たし、加點評価される認定を取得すること。

（2026.6 期 目標）

- 1-1. インドネシア以外の国において、セーブ・ザ・チルドレン等との協働を通じ、民間財団、個人寄付、公的資金、その他のリソースを活用し、パートナー機関としての連携を強化

することで、生物多様性と人権に配慮した、環境保全・自然保護に関するインパクトの拡大を目指すこと。(達成度：○)

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 10 月～2026 年 1 月：インドネシア「BASAMO」事業の成果を検証し、自然保護と社会課題を統合した協働の展開基盤を強化

WWF とセーブ・ザ・チルドレンがインドネシア・リアウ州で実施した「BASAMO」プロジェクトの成果・課題を、両団体両国事務所で共同検証した。自然環境・生物多様性保全と教育、子どもの保護、持続可能な生計を統合的に推進し、150 人超の農家や 100 人超の教師・行政関係者が研修に参加。農家組織化や環境配慮型農業の実証、子どもの保護体制の整備を通じて、自然保護と地域住民の暮らし・権利を一体的に扱う協働モデルの可能性を確認した。これを踏まえ、2025 年 12 月に両団体の日本事務所が連携覚書を締結し、他国・地域への展開基盤を整えた。

- ・ 2025 年 9 月～2026 年 6 月：パキスタンで WWF とセーブ・ザ・チルドレンによる共同事業案を形成

WWF パキスタン、セーブ・ザ・チルドレンの日本・パキスタン事務所と連携し、パンジャブ州の稲作地域を対象とした共同事業案を形成した。WWF の持続可能な農業、水資源管理、生物多様性保全と、セーブ・ザ・チルドレンの 女性・子ども・若者支援や社会的包括に関する専門性を組み合わせた。事業案には、気候変動に強い農業、水利用効率化、稲わら焼却削減、アグロフォレストリー、地域防災、雨水を活用した地下水涵養や処理済みの排水再利用などを盛り込み、農家の生計向上と自然資源の持続可能な利用、社会的包摂、地域レジリエンス向上を一体的に目指す協働モデルとして取りまとめた。

10) 生物多様性政策グループ 活動報告

2022 年に開催された、生物多様性条約第 15 回締約国会議 (CBD-COP15 Part 2) で、「愛知目標」に続く、2030 年までの国際目標を定める生物多様性枠組 (GBF) 「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」が採択された。これは、今後の世界の環境保全、さらにはあらゆるビジネスや人の暮らしにも、大きな影響を及ぼすものであり、日本国内の生物多様性の保全に関する環境政策もこれをふまえた形で、抜本的に改善していく必要がある。また、2030 年までに生物多様性の劣化を回復傾向に向かわせることを重点項目として、国内外での生物多様性と保全の現状を把握しつつ、ネイチャーポジティブ達成に向けた取り組みを展開する。

【プロジェクト 1】生物多様性国際アドボカシー

国連生物多様性条約の締約国会議で合意された、世界の生物多様性保全の目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」。その重要なテーマである OECM（Other effective area-based conservation measures：保護区以外の重要な生物多様性を保全すべき場所）、および世界の生物多様性を脅かす大きな要因となっている有害補助金について、ネイチャーポジティブ実現のため取り組むべき政策について提言を行なう。こうした取り組みを通じ、「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」の実現を目指す。

（中期目標）

1. OECM、もしくは自然共生サイトにおける生物多様性保全の「質」を底上げすること。
そのための検討会の立ち上げ、さらに可能であれば制度設計を行なうこと。
2. 「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」で、段階的な廃止が合意された「有害補助金」について、これをどう特定するか、WWF ジャパンとして推奨できる手法を確立し、公開すること。

（2026.6 期 目標）

体制変更に伴い、目標を変更している

<変更前>

- 1-1. 日本政府の 30by30 ロードマップ政策、特に自然共生サイト／増進活動推進性体制の課題点について、国際的・科学的な観点からの課題を指摘し、改善を促すことができていること。
- 2-1. 生物多様性にとって「有害な補助金」の削減に向けた、日本での取り組み可能性について整理が行なわれ、国の方針が確定していること。

<変更後>

- 1-1. NBSAP 中間報告（第 7 次国別報告書）に対する WWF ジャパンのポジションペーパー／提言をまとめ、関係省庁、メディアへの働きかけがスタートできている。ポジションでは、ネイチャーポジティブ達成に向けブーストが必要な重要政策分野を明確に指摘する。
（達成度：○）
- 1-2. 次期中期の国内アドボカシーに向けて国内ステークホルダー及び専門家との関係構築ができている。（達成度：◎）

（2026.6 期に実施した主な活動）

- ・ 2025 年 12 月：NBSAP 中間評価案と国別報告書案についてパブコメを提出

生物多様性国家戦略（NBSAP）中間評価案および第 7 回国別報告書案について、パブリックコメントを提出。主に、2030 年までの国際目標である昆明・モントリオール生物多様性

枠組（KMGBF）とそれに基づく国内目標である NBSAP のずれを指摘し、整合性を高めるよう改善を求めた。

- ・ 2026 年 2 月：生物多様性国家戦略と国内政策強化を求める政策ブリーフを公開

10 月に開催される生物多様性条約の第 17 回締約国会議（COP17）で 2030 年までの国際目標の進捗をはかる「グローバルレビュー」が実施されるにあたり、日本政府が提出した国別報告書の内容をふまえ、野心的な国際目標と現行の国家戦略のギャップ、改善点などについて指摘する、政策ブリーフをまとめ、公開した。

- ・ 2026 年 4 月：環境省自然環境局と環境 3 団体の合同意見交換会

過去に実施されていた環境省自然環境局と環境 3 団体（WWF ジャパン、日本自然保護協会（NACS-J）、日本野鳥の会）の合同意見交換会が NACS-J の声かけで再開され、これに出席。環境省自然環境局からは、自然環境計画課、野生生物課、国立公園課が参加。WWF ジャパンからは、生物多様性政策グループ、野生生物グループ、自然保護室長が参加した。意見交換では、各団体の体制、活動計画などを紹介し、環境省各課からも最近の動向が共有。意見交換会後の懇親会（自然環境局長、課長級も参加）も併せて有意義なネットワーキングの機会となった。今後は主催団体を持ち回りで、少なくとも年 1 回の開催を継続予定。

- ・ 2026 年 4 月：環境省の地域ネイチャーポジティブ推進室へヒアリング

環境省の自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室へヒアリングを実施。生物多様性地域戦略を中心に、地域戦略の策定状況、その課題、および環境省の支援内容について話を伺った。環境省は、生物多様性の考慮をどのように地域活性化に絡めようとしているのか、どの自治体を好事例として評価しているかも共有いただいたほか、自治体側に環境省の OB がいるために政策が進展しているケースなどを聞き取り。WWF からは、森林グループの現場の視点も提供した。

- ・ 2026 年 6 月：KM-GBF グローバルレポートの初稿公開とピアレビュー開始

10 月の生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）で実施される昆明・モンテリオール生物多様性枠組（KM-GBF）の進捗レビューに向け、グローバルレポートの初稿が公開、進捗は不十分と示された。これについて WWF ネットワークでまとめたフィードバックを環境省へ共有した。

- ・ 2026 年 6 月：ネイチャーポジティブを進める滋賀県の先進的な取り組みを紹介

滋賀県では、企業や金融機関、研究機関、地域住民の活動を地域の森林や農業、河川などをつなぎながら、生物多様性保全を「地域の仕組み」として実装する挑戦が進んでいる。その取り組みについて取材し、全国の自治体に多くの示唆を与える先進事例として紹介記事を発表した。

【プロジェクト 2】生物多様性国内アドボカシー

海外の動向を視野に入れつつ、国連生物多様性条約締約国会議で決定された「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」を、日本としてどう実現し、世界の生物多様性保全に貢献していくか。そのための手段として、国連生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP16）を機会とした、生物多様性に対する機運の醸成と、政策提言の取り組みを行なう。

（中期目標）

1. 「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」の 23 個のグローバルターゲットについて、日本国内での取組状況を WWF ネットワーク内で共有。他国との比較に基づいた不足点・改善点等を明確にすることで、国内の政策提言活動につなげること。
2. WWF ネットワークと連携し、「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」の目標達成に向け、国際会議および国内における政策提言活動を実施すること。

（2026.6 期 目標）

体制変更に伴い、目標を変更している

<変更前>

- 1-1. 昆明・モントリオール生物多様性枠組み（GBF）のレビューに関する国際動向を踏まえながら、特に日本企業のサプライチェーンに対する取り組みを、政策面で強化するための政策アドボカシー活動の準備が開始できていること。
- 1-2. WWF インターナショナルのチーム、特に GPAT や、日本の IUCN-J と連携して、IUCN の世界自然保護会議での新潮流についてフォローができていること。

<変更後>

- 1-1. 日本の海外フットプリント削減／サプライチェーン規制を次期中期プロジェクト案の一要素としてフィージビリティ検討に着手できている（達成度：△）
- 1-2. WWF インターナショナルのチームや日本の IUCN-J と連携して、WCC や CBD-SBSTTA を中心に国際動向をフォローし、適宜アドボカシーに活用できている。（達成度：○）

（2026.6 期に実施した主な活動）

- ・ 2026 年 10 月：IUCN の WCC について WWF が重視するポイントを解説

アラブ首長国連邦・アブダビで国際自然保護連合（IUCN）による世界自然保護会議が開催された。2030 年のネイチャーポジティブ目標達成まで 5 年を切る中、WWF は特に「気候変動対策の強化」と「公海における生物多様性保全の推進」に注目。化石燃料の供給規制を含む気候変動対策や、2026 年 1 月に発効する BBNJ 協定を通じた公海保全の重要性を解説し、各国政府により野心的な取り組みを求めた。

- ・ 2026 年 1 月：国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定）発効、ポイントを解説

2026 年 1 月 17 日、保全と資源利用のための国際ルールが不足している公海および深海底の生物多様性を守る国際条約「国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定）」が発効。WWF は、海洋の生物多様性の危機に対し国際社会が連携して取り組む本協定の発効と日本政府の批准を歓迎し、そのポイントを解説した。

- ・ 2026 年 2 月：IPBES「ビジネスと生物多様性評価報告書」、企業と政府の役割を解説

2026 年 2 月、IPBES が初の「ビジネスと生物多様性評価報告書」の政策決定者向け要約を公表。企業が生物多様性の損失と回復に大きな影響を持つことを踏まえ、自然への影響・依存の評価と情報開示の重要性を解説した。また、ネイチャーポジティブの実現には企業の取り組みに加え、政策や金融制度など政府による環境整備が不可欠であると紹介した。

- ・ 2026 年 5 月：南極条約協議国会議に際し、気候危機の脅威をメディア発信

広島で南極条約協議国会議が開催され、南極への気候危機影響が大きく注目された。WWF はイギリスから来日したスタッフの協力も得て、主要メディアを通じた発信を実施。コウテイペンギンの「特別保護種」指定については合意が成立せず、声明を発表した。

- ・ 2026 年 6 月：KM-GBF ターゲット 18 の指標算出に関する背景調査

補助金を含む公的なインセンティブの改革はネイチャーポジティブ目標ネイチャーポジティブの達成に向けて重要な取り組みの柱となっているが、日本を含む多くの国で取り組みが進んでいない。2025 年のマイルストーンである生物多様性に有害なインセンティブの特定と指標の算出に向けた委託調査を実施し、手法や課題を整理した。日本における関係省庁の取り組みの推進に向けて提供を予定。

【プロジェクト 3】生物多様性改善に資する活動の推進

生物多様性の保全が、WWF ジャパンの全ての自然保護プロジェクトと関連している点を考慮し、各グループとの連携のもと、国連生物多様性条約締約国会議で決定された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」の達成に貢献する、実効性のある取り組みを目指す。またそのため、企業や金融機関などのステークホルダーとの連携、働きかけを強化し、生物多様性に関連した情報提供や認知の向上にも取り組む。

（中期目標）

1. 各グループの生物多様性に関連した取り組みをサポートする形で、連携による相乗効果と、成果の最大化を目指すこと。

（2026.6 期 目標）

体制変更に伴い、目標を変更している

<変更前>

1-1. サプライチェーン規制以外の分野でも、WWF ジャパン自然保護室内の各グループでの生物多様性に関連した政策アドボカシー活動について情報共有・連携を図ること。（達成度：◎）

<変更後>

- 1-1. NBSAP 中間報告に対する提言で連携し、WWF ジャパンとして coherent で強いポジションが出せている
- 1-2. 中期プロジェクトが横断で策定できている。（横断 G としての体制は要検討）政策横断グループの全体的な活動目標、FY27 体制が合意できている。
- 1-3. NP ニュースレターが保護室に役立つ形で継続できている。
- 1-4. 上記以外のアドホックな政策マターに適宜対応ができている。

- ・ 2025 年 11 月：クマによる被害の増加を受け、共存に向けた声明を発信

クマ出没による人への被害増加でメディアの注目が高まる中、対応を求める声が複数寄せられていることを受け、声明を発表。被害の深刻化に至った社会変化、自然劣化、気候変動の影響に関する背景を踏まえ、野生動物との共存をめざすための長期的な視点が重要という WWF の見解を説明した。

- ・ 2026 年 4 月：森林・林業基本計画の変更に当たってパブリックコメント提出

森林・林業基本計画の変更案のパブリックコメントに対して、森林グループ、生物多様性政策グループ、野生生物グループで連携し、WWF ジャパンから意見を提出した。意見では、森林の生物多様性保全の定義や KPI の設定について、最新の科学的知見や持続可能な利用の観点から踏まえた見直し・明確化を求めるとともに、主伐偏重のインセンティブや指標の不十分さへの懸念を指摘した。さらに、人材育成・行政体制の強化、計画見直しの科学的根拠の明記、違法伐採対策や木材利用の方向性、関連戦略との整合、財政措置の評価プロセスの明確化など、計画全体の実効性向上に向けた具体的改善を提案した。

- ・ 2026 年 4 月：NPI のランベルティエニ代表による記者レクチャー

7 月に熊本で開催される第 2 回グローバル・ネイチャーポジティブ・サミットを前に、主催する NPI（ネイチャーポジティブ・イニシアティブ）代表のマルコ・ランベルティエニ氏を迎え、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）と合同で記者レクチャーを開催。インタビュー記事も発信した。

- ・ 2026 年 6 月：新たな水田政策に関する意見書を農水省へ提出

令和 9 年度以降の水田政策の一部である新たな環境直接支払制度について、農林水産省に意見書を提出。意見書では、食料安全保障と生物多様性保全・環境の持続可能性を両立させる

必要性を指摘。環境直接支払交付金の拡充、生物多様性保全活動の明確な位置付けなどを求めた。

1 1) 環境・サステナビリティリーダー開発グループ 活動報告

生物多様性回復と脱炭素社会の実現に向け、日本の企業経営層や、ユース世代、自治体など、社会変革においてリーダーシップをとる立場や世代を対象を絞り、WWF ジャパンが各プロジェクトを通じて目指す、人材の育成に取り組む。また、これらの活動を通じ、企業経営層などに対し、自社事業に関わる環境課題に対する理解と、解決に向けた行動を促進し、科学的知見や国際目標に整合した環境サステナビリティ方針を策定、実施することを求めている。

【プロジェクト 1】企業経営層、政策決定者との対話促進

(中期目標)

1. 環境課題の解決に大きな役割が期待される企業経営層、政策決定者が、WWF が推奨できる水準の方針を掲げ、必要な行動変容を実践していること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 情報収集の結果を元に選定した環境テーマの担当者、および外部委託先の企業との調整を通じ、企業とのトップ対談の実行施策を立案すること。その効果検証を行なうこと。
(達成度：○)

【プロジェクト 2】ユース世代向けのエンパワーメントプロジェクト

今後の脱炭素社会への変革、生物多様性の回復に向けた社会の動きを担うユース世代が、特に WWF ジャパンが活動に取り組む環境分野において、諸課題を深く理解し、解決に向けた能力を高めることを目指す。自主的なネットワークの形成や、自律的なプロジェクトを実行する試みにつなげていく。

(中期目標)

1. WWF ジャパンの自然保護担当スタッフに準じた水準の、環境保全に関する知識、スキル、機会を得たユースによる集団（コミュニティ）が形成されること。また、プログラムの卒業生による、有意な環境保全企画が出来上がっていること。
2. 本プログラムの卒業生が、ユース世代の環境分野へのかかわりリードし、環境問題に取り組める土壌と、活躍の場が形成されていること。この取り組みが、一定の支援を得て、システムとして自走していること。

(2026.6 期 目標)

- 1-1. 第 2 回次世代環境リーダー向け事業支援プログラム（BEE：Base for Environmental Entrepreneurs）が実施されていること。（達成度：◎）
- 1-2. 第 2 回 BEE のレビューに基づいた、第 3 回 BEE プログラムの実行準備を行なうこと。（改良コンテンツ完成～集客開始）（達成度：◎）
- 1-3. 将来的な BEE プログラム参加者層への機会提供に取り組むこと。（達成度：◎）
- 2-1. BEE プログラムの実施にあたって、第 2 回、第 3 回の資金調達を行なうこと。（達成度：◎）
- 2-2. BEE プログラム修了者への継続的な活動支援を行なうこと。（達成度：○）

(2026.6 期に実施した主な活動)

- ・ 2025 年 8 月：第 2 期 BEE プログラムのキックオフイベントを開催

環境・社会課題解決につながる事業を志す、次世代の環境リーダーの育成を目指す「BEE」の第 2 期参加者 15 名を迎えたキックオフイベントを実施。WWF や外部のメンターから、環境保全活動についての基礎知識や事業案について解説とアドバイスを行なった。期間中、実際の事業づくりをサポートした。

- ・ 2025 年 9 月：第 2 期 BEE プログラムにて石垣島フィールドワークを実施

BEE プログラムに現在参加している第 2 期のメンバーが、石垣島・白保地区でフィールドワークを実施。WWF が地域主体の保全活動を支援してきたサンゴの保全の現場を視察、ヒアリング等を行ない、サンゴ礁文化体験などを通じ、各自の事業設計を再考した。

- ・ 2025 年 10 月：第 2 期 BEE プログラムの中間セッションを開催

6 カ月間のプログラムの折り返し地点となる中間セッションを開催。参加メンバーより、ここまでの進捗や、環境面・事業面での悩み、アイデアを共有した。第 1 期の卒業生も半数以上が参加し、次世代環境リーダーが集う場としての BEE プログラムの役割、今後の期待も語ってくれた。

- ・ 2026 年 2 月：次世代環境リーダー育成プログラム「BEE」第 2 期、最終発表会

環境・社会課題解決を担う次世代リーダー育成プログラム BEE の第 2 期が終了。最終発表会が開催され約 80 名が参加した。会では半年間、15 名のメンバーが向き合ってきた環境・社会課題の成果と今後のロードマップを発表。第 1 期の卒業生からも事業進捗の共有があった。春から第 3 期の準備を開始した。

- ・ 2026 年 4 月：第 3 期 BEE プログラムの参加者募集を開始

BEE の第 3 期参加者の募集を開始。WWF や環境保全の第一線で活動する外部専門家のメンタリング等のサポートを受けながら、課題解決のシナリオ作成など、2026 年 8 月から半年間のプログラムに参加いただく。

II. 2026.6 期 マーケティング室活動報告

中期計画最終年度は、新中期計画への移行を見据え、個人会費をはじめとした収入の堅持、および貢献利益の改善を目指した。個人・法人ともに支援者の JOB に応えることを意識し、組織の 2 大目標である「生物多様性の回復」「脱炭素化社会の実現」を推進するため、安定的な財源基盤構築に努めた。

●2026.6 期の収入実績

室総収入：1,730,591 千円（予算比 108.0%，前年比 99.9%）

（内訳）

個人収入：1,178,559 千円（予算比 117.5%，前年比 103.8%）

法人収入： 552,032 千円（予算比 92.0%，前年比 92.4%）

1. 個人ファンドレイジング

FY26 の収入実績は 1,178,579 千円（予算比 117.5%、前年比 103.8%）となり、予算・前年ともに上回る結果となった。主な上振れ要因は、遺産・遺贈寄付（447,850 千円/予算比 279%）であるが、基礎ファンドレイジング事業（会費・小口寄付）においても、収入は予算比 101.2%と計画どおり推移した。

個人会費はデジタルで苦戦したが、F2F は順調に推移し、目標対比 100.04%、昨対比 102.05%となった。下半期には、前倒しで代理店委託業務の一部内製化を進め、代理店スィッチを行い、コスト削減を図ったため、貢献利益は拡大。

（貢献利益）

個人全体 708 百万円（前年比 116.3%）

会費・小口寄付 300 百万円（前年比 128.8%）

(1)個人会費

FY26 は、会費チームを発足して、新規会員獲得、会費増額、リード育成施策を一体的に推進した。デジタル広告、ホットリード向け施策、アップグレード施策を中心に、会員獲得から育成までを視野に入れた基盤整備を進めた。

デジタル領域では上期に広告運用上の課題から獲得効率が悪化したものの、下期に広告代理店を変更し、ランディングページ最適化（LPO）やクリエイティブ改善を集中的に実施することで改善を図った。また、既存寄付者を対象としたホットリード DM や会員向けアップグレード DM を展開し、高効率での会員獲得および会費増額を実現した。加えて、

入会リーフレットの全面刷新や友達紹介キャンペーンを実施し、既存会員による紹介促進と新たな入会導線の強化に取り組んだ。さらに、ご支援のお願いページのリニューアルや各種入会ツールの刷新、他部署とのコラボレーションによるイベント活用など、中長期的なファンドレイジング基盤の強化を進めた。

F2F（対面型会員獲得施策）は継続実施し、商業施設、郵便局、イベント会場等での会員獲得活動を展開した。その結果、FY26 は過去最高となる 480 件の新規会員を獲得し、目標達成率 95.4% を記録した。また、平均月額会費は 1,941 円と過去最高水準となり、通期会費収入は 6,070 千円と目標の 121% を達成した。一方で、事業性を総合的に検証した結果、FY27 以降は外部委託による F2F 施策を終了する判断を行った。

結果として、新規会員獲得数は 1,722 件（目標比 63.8%）となり、上期のデジタル広告不振の影響から件数目標は未達となったものの、新規会費収入は 22,864 千円（目標比 86.3%）を確保した。また、既存会員の維持率は 93.4% と高水準を維持し、既存会費収入は 485,357 千円と予算を上回った。アップグレード施策では 336 件、約 186 万円の増額を実現し、個人会費収入全体では 508,231 千円（予算比 100.0%、昨対比 102.0%）となり予算を達成した。今後は、新規会員獲得数の拡大のみならず、継続率向上や増額、クロスセルを通じた寄付者 LTV 最大化を重視したファンドレイジングを推進していく。



(2)個人寄付

FY26 は、寄付・アドプトチームを新設し、寄付キャンペーン、アドプト制度、高額寄付施策を一体的に推進した。チーム横断で予算配分や施策実施時期を最適化しながら、既存支援者との関係強化と新規支援者獲得の双方に取り組んだ。寄付キャンペーンでは、

「WILD CATS」を中心に展開し、野生ネコ科動物の危機をフックとして、WWF が取り組む生物多様性保全や森林保全など包括的な自然保護活動への支援と関心を広く喚起した。デジタル広告、DM、会報同梱、SNS 等を組み合わせた施策に加え、広告代理店の変更や LPO ツール導入、クリエイティブ制作の効率化を進めることで、寄付獲得基盤の強化に取り組んだ。

アドプト事業では、「アドプト制度」と「アドプト・ギフト」を統合した制度リニューア

ルを実施し、継続スポンサー制度への一本化や月額支援の導入、特典内容の見直しを進めた。また、高額寄付では、寄付者ごとの関心テーマに応じた個別フォローや活動報告を実施し、継続的な関係構築の強化に取り組んだ。さらに、新たな支援者接点の創出を目的としてワンコイン寄付を開始し、若年層や新規層へのアプローチを試行した

その結果、個人寄付収入(アドプト事業を除く)は 124,862 千円となり、メジャーギフトを除く目標 113,900 千円に対して 109.6%を達成した。主力施策である「WILD CATS」では 80,591 千円、「ツルのふるさと」では 8,301 千円の寄付が集まり、新規寄付者 675 件を獲得した。また、一般寄付施策では会報同梱などの新たな取り組みにより 35,638 千円を獲得した。ワンコイン寄付では 556 件、332 千円の支援を獲得し、新規比率 54.5%となるなど新規支援者との接点創出に一定の成果が見られた。

アドプト事業では、収入 27,115 千円（目標比 74.7%）となり期初計画には届かなかったものの、制度リニューアル時の計画は達成した。新規収入は 6,370 千円(目標比 122.6%)、新規獲得件数は 682 件（目標比 106.2%）となり、制度刷新後も安定した獲得実績を確保した。

さらに、高額寄付では 37,074 千円（目標比 124.8%）となり目標を大きく上回ったほか、10 万円以上寄付者は 89 名、30 万円以上寄付者は 18 名となり、いずれも前年を上回る結果となった。一方で、500 万円以上のメジャーギフトは実績ゼロとなり、大口寄付者の新規開拓および育成は今後の課題として残った。

結果として、大口を除く寄付収入は 151,977 千円（予算比 101.2%、昨対比 105.5%）として目標を上回る成果を達成し、過去最高寄付収入(80,620 千円)となった「WILD CATS」を中心とした施策が寄付収入の拡大を牽引した。（※大口を含めると予算比 60.07%、昨対比 80.4%）また、アドプト事業では制度リニューアルにより新規収入および新規獲得件数が目標を上回り、高額寄付においても寄付額は目標を達成した。ワンコイン寄付では新規支援者獲得に向けた知見を蓄積することができた。

今後は、新たに構築した獲得・育成基盤を活用しながら、既存支援者との関係深化と新規支援者の拡大を両立させるとともに、高額寄付者の育成とメジャーギフトの獲得強化を進め、持続的な寄付収入の成長を目指していく。



(3)遺贈・遺産寄付

合計 15 件（内訳：遺贈 7 件、遺産 8 件）、総額 447,850 千円にのぼるご寄付をいただき、予算比 279%を達成した。

今後も、包括遺贈や不動産遺贈、遺留分への配慮が必要な案件などについて、適切なリスク管理を行いながら受け入れ機会の拡大を目指す。

また、メジャー・レガシーの管理システムをその他サポーター同様 FRS へ統合したことで、従来の二重登録作業を解消し、顧客管理業務の効率化を実現した。

(4) 物販（パンダショップ通販）

FY26 は、PANDA SHOP の収益性維持と顧客接点の強化を目的に、商品企画、CRM 施策、UX 改善を中心とした運営に取り組んだ。デジタル広告では広告代理店変更後に検索広告へ注力し、広告費を削減しながら ROAS（広告費用対効果）317.9%を達成した。また、サイト内検索機能や関連商品表示の改善、Instagram 連携強化、再入荷リクエスト機能の活用など、ユーザー体験向上を目的とした各種改善を継続した。オフラインでは会報同梱チラシやイベント販売を実施し、既存顧客との接点維持と新規顧客獲得に取り組んだ。さらに、寄付付きコラボ商品や新規ライセンス商品の開発、GRS 認証商品企画などを進め、将来的な商品ラインアップ強化に向けた基盤整備を行った。

商品企画面では、T シャツが下半期の売上を牽引したほか、親善大使ディーン・フジオカ氏や画家・堀之内聖氏とのコラボ商品、再生素材を活用した新商品開発などを実施した。また、BON TON TOYS のアザラシぬいぐるみが SNS で話題となり完売するなど、新規顧客獲得につながるヒット商品も生まれた。加えて、再入荷リクエストメールは過去最高となる約 220 万円の売上に貢献するなど、既存顧客へのアプローチ施策でも成果がみられた。一方で、売上の主要チャネルであるメールマガジン経由の売上が前年を下回り、自然検索やダイレクト流入も減少したことから、新規顧客獲得は大きな課題となった。新規ユーザー数は前年比 20.9%減少し、新規購入者数も減少傾向となった。また、購読者数自体は維持しているものの、メールマガジンや LINE 経由の購入額は前年を下回り、既存顧客施策の効果低下も見られた。さらに、売上を継続的に牽引する主力商品の不足により、収益拡大には至らなかった。

これらの取り組みの結果、通期売上は 70,501 千円（予算比 82.9%、前年比 95.2%、現物寄付 9,900 千円含）となった。上半期は売上が低調に推移したものの、下半期は商品企画や販促施策の改善により回復傾向がみられた。また、広告費や運営コストの抑制を進めた結果、通期では黒字着地を見込んでいる。さらに、寄付付きコラボ商品による売上約 516 万円に加え、ショップをきっかけとした寄付 210 件、アドプト 19 件など、物販にとどまらないファンドレイジングの接点としての役割も拡大した。

結果として、売上目標には届かなかったものの、黒字を見込むとともに、広告運用の効率化、UX改善、商品開発基盤の強化、ファンドレイジングへの貢献拡大など、今後の成長に向けた基盤整備を進めることができた。FY27は、新規顧客獲得の強化、CRM施策の高度化、主力商品の育成を重点課題とし、持続的な成長基盤の構築を目指す。



(5) システム・オペレーション

年間を通じて大きなシステム障害や事故もなく、安定した基盤を維持することができた。この安定基盤を土台とし、サポーター体験の向上を目的とした以下の取り組みを実施した。

- ・ 決済手段の多様化： 多様な決済ニーズにお応えするため、新たに **PayPay** および **Amazon Pay** を導入。これにより、新規寄付者層の獲得に大きく貢献した。
- ・ 支援メニューの拡充： アドプト制度において、月々のご支援をいただくためのシステム対応を完了し、より継続的なご支援をいただくための基盤を整えた。
- ・ デジタル領収書： 確定申告（e-Tax）時の利便性を高める「マイナポータル連携」機能の導入を決定し、現在開発を進めている。（2027年1月からの運用開始を目標）
- ・ マイページログイン方法の刷新： 認証精度の高い国内プロバイダー経由のSMS認証を導入し、マイページへのログインプロセスを改善。
- ・ ログイン失敗に起因するストレスを解消し、マイページの利用活性化を促進する。
- ・ エンゲージメントの深化：

MAシステム（マーケティングオートメーション）の移行を実施。FRSとのデータ連携により業務効率化を図るとともに、新たなコンテンツを制作し、サポーターの属性や行動に最適化したきめ細やかな情報提供を開始。これらを通じて、サポーターとのより強固で長期的な信頼関係の構築を目指す。

(6) コンテンツ

FY26はマーケティング・コンテンツ・グループを新設し、支援拡大を目的とした、個人会員及び寄付者の獲得のための、マルチプラットフォームなファンドレイジング・コンテンツの制作に取り組んだ。

中心となる取り組みとしては、新規支援の獲得と、LTV の最大化に必要な、コミュニケーションの改善、効率化、そのための各種広報基盤の整備など。

また、その実際の運用を通じ、自然保護活動に関連した情報の活用、発信と、ツールの連携運用を行なった。

また、次期中期に向けた、コンテンツ・マーケティングの方向性と、その体制の確立の準備にも取り組んだ。主な実施内容は以下の通り。

- ・ マーケティングオートメーション刷新：新規入会、新規寄付の新規設定、公開
- ・ 資料請求：パンフレットのリニューアル、WEB ページ見直し
- ・ パンフレット：入会パンフレットのリニューアル、連動ウェブサイトの構築
- ・ 会報：制作・発行、デジタル版の制作。リニューアル計画の実行
- ・ マイページ：月例の更新、運用の確立
- ・ ドネアピ：DM 制作、ネコ関連 WEB 記事発信
- ・ アドプト：年間報告作成、メルマガ制作、報告記事発信
- ・ WEB：重要記事の SEO 対策と回遊促進・CV 設定の検討・トライアル

【中期 5 か年総括】

(1) 収入

中期計画期間（FY22-26）の個人収入は 50.7 億円となり、前中期（FY17-21）の 50.5 億円とほぼ同水準を維持した。一方で、収入構造には一定の変化が見られた。メジャーギフト・レガシー収入が 17.7 億円から 14.7 億円へ減少した一方、個人会費収入は 22.3 億円から 25.3 億円、小口寄付収入は 5.5 億円から 7.2 億円へ増加した。その結果、個人収入全体に占める会費および小口寄付の比率は上昇した。

ただし、中期計画で想定した収入成長を実現するには至らなかった。個人寄付市場の拡大が限定的である中、コロナ禍以降、災害・紛争等の増加により人道支援分野への寄付の流入が続いており、個人ファンドレイジングを取り巻く外部環境は厳しい状況が続いた。また、内部的にも崩壊寸前であった会員・寄付者管理システムの早期リプレイスや、複雑化したオペレーションの改善に多くの経営資源を投入する必要があった。

こうした状況のなかで、会費収入および小口寄付収入は増加したものの、会員数は減少傾向が続いており、支援者基盤の拡大には課題を残した。

(2) 貢献利益

※FY17 実績がないため、FY18-21 と FY22-25 の比較

貢献利益（メジャーギフト・レガシーを除く）は、前中期の 11.6 億円から 9.1 億円とな

り、2.5 億円の減少となった。

個人会費の貢献利益は 7.1 億円から 4.9 億円へ 2.2 億円減少した。主な要因は、CRM システムリプレイスに伴うソフトウェア投資資産支出(約 1.8 億円)のほか、人件費の上昇、アウトソーシングに伴うオペレーションコストの増加、F2F など新規獲得施策導入に伴う初期投資である。

一方で、中期期間中には収益構造の見直しを進めた。FY22 には月額 500 円会員制度を終了し、会費体系の見直しを実施した結果、平均会費単価は前中期の 10,138 円から 11,386 円へ上昇した。また、新規獲得における平均入会単価も FY21 の 13,569 円から FY26 には 22,888 円まで上昇している。会員数の減少により貢献利益の改善には至らなかったものの、会員一人当たりの収益性は向上しており、新規獲得施策における投資回収期間は短縮している。

個人寄付（小口）の貢献利益は 4.7 億円から 4.4 億円へ 0.3 億円減少した。アドプト制度導入に伴う初期投資や、獲得コストの上昇が影響した。一方で、アドプト制度は新たな継続支援の形として定着しつつあり、継続寄付者の積み上げが進み、継続的に貢献利益を生み出す基盤となりつつある。

ショップ事業の貢献利益は前中期と同様にマイナス 0.2 億円となった。収入規模の縮小が続くなかで収益構造の改善には至らず、通期では 10 年間にわたり赤字が継続している。なお、FY26 下期には広告代理店の切り替えを実施し、獲得関連コストを大幅に削減した。収入目標の達成と支出の縮減により、FY26 の貢献利益は改善しており、新規獲得施策の投資回収期間も約 2 年半まで短縮している。

総じて、本中期計画期間ではシステム刷新や新規獲得施策への投資を進めるなかで、貢献利益は前中期を下回る結果となった。一方で、会費体系の見直しによる単価向上や継続寄付基盤の整備、獲得コストの改善など、収益性向上に向けた施策も進展しており、次期中期計画ではこれらの投資成果を収入および貢献利益の拡大につなげていくことが課題である。

総じて、本中期計画期間では、システム刷新やオペレーション改善、新規獲得施策への投資を進める一方で、会員数の減少やコスト上昇の影響を受け、貢献利益は前中期を下回る結果となった。一方で、会費体系の見直しによる単価向上、継続寄付基盤の整備、獲得コストの改善など、収益性向上に向けた基盤整備を進めることができた。

次期中期計画では、これまでの収入拡大を主軸とした方針から、貢献利益の最大化をより重視した運営へと重点を移す。限られた経営資源を、貢献利益率および投資回収効率の高い施策に重点配分し、本中期計画期間に実施した投資の回収を進めながら、収益性の改善と持続可能な個人ファンドレイジング基盤の強化を目指す。

2. コーポレートパートナーシップグループ

コーポレートパートナーシップグループでは FY25 に続きポートフォリオ戦略を実施し、今期の法人支援総額は 550,840 千円（対予算 91.8%）となった。企業の各種ニーズをよりよく捉え、既存支援社との対話を通じた拡大や、新規の提案、成約につなげるべくグループ内での業務改善や施策に取り組んできた。施策例としては、業界や、それに応じた寄付テーマを絞ったうえで新規支援社の開拓アプローチを行い、300 件ほどの新たなコンタクト先を取得、うち 60 件ほどの面談を実施し、当会を知っていただくことができたとともに、企業の皆さまの社会貢献に関する貴重な声を多く聞くことができた。今後の活動へのヒントとして大いに役立てたい。

パートナーシップにおいては、2023 年に締結したセイコーエプソン株式会社との世界の森林の保全と回復に向けた「インターナショナル・コーポレート・パートナーシップ」を更新し、第 2 フェーズを開始。本契約から始まる新たな 3 年間では、これまでの取り組みや成果を基盤として、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復へと転換するという国際的な目標である「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた協働を強化してゆく。
(80,000 千円／年)

またイケア・ジャパン株式会社からは、サバンナの野生生物を模し、その生態や危機について啓発する、ぬいぐるみシリーズの売り上げに連動した寄付を受領。(10,800 千円) 同社の店頭イベントでは、保護室スタッフが気候変動や食の持続可能性についてお話する機会をいただくなど、良い連携のかたちが続いている。

【中期 5 か年の総括】

FY26 は、海外の WWF 経由の補助金の計上時期のずれにより、単年度では予算未達となったものの、収入は中期計画期間を通じて着実に拡大し、5 年間累計の収入実績は 25.64 億円となり、中期計画目標である 25 億円を上回る成果を達成した。

中期計画開始時点では、煩雑なデューデリジェンス対応や事務作業に多くのリソースを割かざるを得ず、コーポレートパートナーシップグループが収入拡大に十分注力できない状況があった。これに対し、各種手続きの電子化・効率化やデューデリジェンスプロセスの標準化・仕組み化を進めることで、営業活動やパートナーシップ開発により多くのリソースを投入できる体制を構築した。

また、新規開拓、既存パートナーの維持・拡大、アドミニストレーションの 3 チーム体制を導入し、案件や取引先の特性に応じた迅速かつ効率的な対応を実現した。こうした体制強化の結果、500 万円以上の大型案件は FY22 の 13 件から FY26 には 27 件へと倍増し、

案件数・処理件数の拡大を通じて増収につながった。さらに、既存パートナーとの関係強化により、維持・拡大案件からの収入も 5 年間で約 2.6 億円増加し、収入成長に大きく貢献した。

加えて、FY24 からは法人支援拡大戦略の一環として、企業ニーズを起点としたポートフォリオ戦略を導入した。チーム単位でセミナーやアウトバウンド活動を通じたリード獲得施策を展開するとともに、既存企業とのエンゲージメント強化や深耕施策を推進し、中長期的な収入基盤の強化を図った。

これらの取り組みにより、組織運営の効率化と営業力の強化を両立しながら、法人ファンドレイジングの持続的な成長基盤を構築することができた。

Ⅲ.ブランドコミュニケーション室 中期報告（2022.6期～2026.6期）

1. 中期総括

ブランドコミュニケーション室は、「コミュニケーションを通じた保全成果の最大化」を主目的に、メディアワーク、ソーシャルモビライゼーション（キャンペーン）、ブランドマネジメント、デジタルコミュニケーションを統合的に推進。一般市民、企業、行政、メディアを対象として、環境課題に対する認知・理解・行動変容を促進する役割を担い、中期を通じて、保護室との連携によるキャンペーンやメディア施策を多数実施し、環境課題の社会的認知向上と世論形成に取り組んだ。また、ブランドガイドライン策定や危機管理広報体制の整備、デジタルコミュニケーション強化など、組織基盤となるブランドマネジメント強化も進めた。

5か年の主な成果

メディアワーク・キャンペーン

- ・ 約6万件の報道露出
- ・ 新規メディア約400件との関係構築
- ・ 15件のソーシャルキャンペーン実施
- ・ キャンペーン関連ページ57万UU
- ・ SNSシェア約4万件
- ・ 約270の外部ステークホルダーとの連携
- ・ 民放・NHK（「クローズアップ現代」「おはよう日本」）露出
- ・ 全国紙1面記事、社説掲載など随時獲得

デジタル

- ・ Webサイト年間セッション約460万
- ・ SEO・LPO改善を継続推進
- ・ オーガニック流入による年間約900件のコンバージョンを創出

ブランド・組織基盤

- ・ ブランドガイドライン策定
- ・ Webデザインシステム構築
- ・ 危機管理広報の整備
- ・ メディアトレーニング、危機管理トレーニング実施
- ・ 制作物の標準化と内製化推進

中期を通じて得られた主な学び

成果につながる施策には共通して、事前調査や仮説設計、ターゲット分析などの前工程が存在した。また、企業や外部ステークホルダーを巻き込む共創型アプローチや、生活者の体験を起点としたキャンペーン設計は、高い効果を生み出すことが確認された。一方で、TOC（Theory of Change）が固まっていないプロジェクトや、コミュニケーションターゲット特定がやや曖昧なプロジェクトでは成果につながりにくく、特に政策変容や行政変容を目指す取り組みには複数年視点での設計とパブリックアフェアーズの知見・経験が必要であることも明らかとなった。今後は「情報発信量の拡大」から「関係性構築の質の向上」へ重点を移し、政策決定者、企業、生活者との関係強化を通じて、より大きな社会変容の創出を目指すことが肝要と考える。

2026.6 期 活動報告ハイライト

1. 2026.6 期の総括

2026.6 期は、主要メディアでの論調形成を維持・強化するとともに、新たなデジタルチャネルやオウンドメディアの開拓、危機管理広報体制の整備を進めた。単なる情報発信ではなく、将来の支持層・支援層との関係構築を意識したコミュニケーション活動へ転換を進めた一年であった。

2. 主要成果

（1）主要メディアでの発信力維持・強化

2026.6 期の報道露出件数は 12,633 件となり、前年を若干下回ったものの、高い露出水準を維持した。また、パブリシティ露出は 1,733 件、広告換算価値は約 6.3 億円となった。

特に、ウナギ保全、ゴーストギア問題、野生動物取引などの保全課題について、日経新聞、NHK、朝日新聞、毎日新聞、東京新聞などの主要媒体での露出を獲得し、社会的議論形成に貢献した。

（2）メディアリレーションの深化

メディアからの問い合わせ件数は 175 件となり、前年比で 11 件増加した。また、記者会見や勉強会などのメディアイベントを 31 回実施した。加えて、編集委員や論説委員との継続的な対話を通じて、単なるニュース掲載に留まらない解説記事や深掘り記事を獲得した。TV 露出件数は 28 件となり、過去 5 年間で最高水準を記録した。

（3）認知・エンゲージメント基盤の拡大

生物多様性スクールを継続実施し、年間参加者数は 2,393 名、そのうち 857 名が新規参加者となった。また、新たなオウンドメディアとして note を開設し、公開開始後 1 か月で 1,423 ビュー、137 件のエンゲージメント、22 名のフォロワーを獲得した。これにより、従来の Web サイトでは届けにくかったストーリー性の高い情報発信が可能となり、新たな支持層との接点形成が進んだ。

（４）危機管理広報体制の整備

2026.6 期には危機管理広報トレーニングを実施するとともに、初動対応マニュアルを整備した。これにより、有事の際の意思決定や対外発信に関する基盤づくりを進め、ブランド価値と信頼性の維持・向上に向けた体制強化を図った。

IV. 企画管理室 2026.6 期活動報告

新中期以降のサポート（人事）

- ・新中期の事業戦略に即した組織体制の構想段階からのサポートとリーダー人材を中心とした人選、配置調整や異動についての実務を実施した。
- ・新中期計画の各種戦略にへの助言を行いついて、リーダーやスタッフの理解を促進するためリーダー・スタッフ間の対話の促進をはかり、スタッフ同士のカジュアルな意見交換の場を提供するためのワークショップを実施した。
- ・各種戦略の理解度ををはかるため、スタッフアンケートを実施して、分析結果を経営層にフィードバックした。アンケートの結果として戦略の基本内容についての理解は進んでいるが、実施体制やこれから議論していく詳細についてのインプットを求める声が多くあった。

その他の人事の活動

- ・当期中に 7 名の入局及び 6 名の退職をサポートした。

業務効率にフォーカスしたアプリケーション導入と管理

- ・WWF インターナショナルが業務アプリケーションを Google から Microsoft に移行させたことに伴い、Office365 をメインにしたソフトウェアによる業務の効率化を実施した。
- ・業務での AI の利用について WWF インターナショナルのガイドラインに準拠した局内ルールを作り、個人情報の漏洩や著作権侵害などを起こさない運用管理を進めている。

経理の活動

- ・グローバル企業の指定あり寄付について、ドナー法人の求める詳細な会計書類の提出や外部監査への対応を行った。

会計間の振替の実施

- ・WWF ジャパンには公益事業、収益事業（パンダショップなど）、法人事業の 3 つの事業会計がある。このうち、会計監査や理事会・評議員会の運営を行なう法人事業においては、収入が限定的であるため、例年その運営費用を公益事業から会計上借入れている状態になっており、監査法人から事業間の会計上の赤字解消を提案された。その際、継続的な収入からの振替が望ましいとの助言をふまえ、公益事業収入のうち個

人会費の一定割合（10%）を限度に、公益事業会計から法人事業会計に繰り入れることとした。2026 年 6 月期の実績については決算報告書の貸借対照表内訳表と正味財産増減計算書内訳表を参照のこと。

2026.6 期 事業報告の附属明細書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。